

2020(令和2)年度

履 修 要 覧

大学院 文 学 研 究 科
大学院 生活科学研究科
大学院 看護学研究科

茨城キリスト教大学

目 次

茨城キリスト教大学大学院学則	1
履修要項Ⅰ 文学研究科	11
履修要項Ⅱ 生活科学研究科	23
履修要項Ⅲ 看護学研究科	43
履修要項Ⅳ 資格科目の履修	57
1. 専修免許状の取得について	57
2. 公認心理師国家試験受験資格 に関する科目の履修	62
履修要項Ⅴ 諸規程・諸制度	65
施設案内図及び教員研究室配置図	85

掲示情報を必ず見ること

学生の皆さんへの通知や連絡は全て「IC－UNIPA」および掲示により行います。

毎日、必ず掲示情報を確認してください。

掲示情報を確認しなかったために、思いもかけない不利益を被る場合もありますので、見落とさないよう十分注意してください。

■学籍番号

学籍番号は入学時に各学生に与えられ、原則として修了時まで変わりません。

それぞれの数字には下記のような意味があります。

この番号をもとに学内の全ての事務処理が行われますので、覚えておいてください。

2020（令和2）年度入学生の場合



- 610・・・文学研究科 英語英米文学専攻
- 620・・・生活科学研究科 食物健康科学専攻
- 621・・・生活科学研究科 心理学専攻
- 630・・・看護学研究科 看護学専攻

2020年(令和2)年度 授業関連カレンダー

授業実施日

定期試験目

国民の休日

補講日

2020年

	日	月	火	水	木	金	土
4月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
5月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
6月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
7月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
8月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					
9月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

	日	月	火	水	木	金	土
10月					1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
11月	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						
12月		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			
020年							
1月					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							
2月	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28							
3月		1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31				

2020（令和2）年度 学事暦

- 4月 2日（木） 入学式
 3日（金） 新入生ガイダンス（午後5時から、オリエンテーション含む）
 研究科別履修ガイダンス（午後6時から、在学生・科目等履修生を含む）
 3日（金）～7日（火） 定期健康診断（全学生）
 6日（月）～17日（金） 前期履修登録期間
 8日（水） 前期授業開始
 25日（土） 前期末修了希望確認届・修士論文（前期）題目届提出締切
 5月 16日（土） 修士論文（後期）題目届提出締切
 6月 16日（火） 前期キリスト教講演会
 7月 3日（金） 修士論文（前期）提出締切（前期末修了希望者）
 29日（水） 前期授業終了
 30日（木）～ 8月5日（水） 前期試験期間
 8月 6日（木）～ 7日（金） 補講期間
 6日（木）～ 9月18日（金） 夏期休業期間
 9月 1日（火）～18日（金） 集中講義期間
 17日（木） 在学生成績通知（前期科目のみ）
 18日（金） 学位授与式（前期末修了）
 19日（土） 後期授業開始
 19日（土）～10月2日（金） 後期履修登録期間
 21日（月） 敬老の日（授業実施）※¹
 22日（火） 秋分の日（授業実施）※²
 25日（金） 修士論文（後期・追加）題目届提出締切（前期末修了延期者）
 10月 14日（水） 後期キリスト教講演会
 15日（木） 敬老の日（9月21日）振替休日（休校）※¹
 23日（金） 秋分の日（9月22日）振替休日（休校）※²
 31日（土） 学園祭準備（休講）
 11月 2日（月）～3日（火） 学園祭
 4日（水） 学園祭後片付け
 16日（月） 学園創立記念日（授業実施）※³
 18日（水） 学園創立記念日（11月16日）振替休日（休校）※³
 23日（月） 勤労感謝の日（授業実施）※⁴
 26日（木） 勤労感謝の日（11月23日）振替休日（休校）※⁴
 12月 19日（土） 学園クリスマス
 22日（火）・26日（土） 補講日
 28日（月）～ 1月5日（火） 冬期休業期間
 1月 13日（水） 修士論文（後期）提出締切
 15日（金）～16日（土） 大学入学共通テスト（休講）
 26日（火） 後期授業終了
 27日（水）～ 2月5日（金） 後期試験期間（2月4日、5日は予備日、2月3日は除く）
 2月 6日（土）～27日（土） 補講・集中講義期間
 3月 1日（月）～31日（水） 春期休業期間
 4日（木） 修了者氏名発表
 4日（木） 修了記念礼拝
 13日（土） 在学生成績通知
 18日（木） 学位授与式

※¹ 9/21（月）敬老の日は授業を実施し、振替休日を10/15（木）とする。

※² 9/22（火）秋分の日は授業を実施し、振替休日を10/23（金）とする。

※³ 11/16（月）学園創立記念日は授業を実施し、振替休日を11/18（水）とする。

※⁴ 11/23（月）勤労感謝の日は授業を実施し、振替休日を11/26（木）とする。

茨城キリスト教大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 茨城キリスト教大学大学院（以下「本大学院」という。）はキリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論およびその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。

(課程)

第2条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

(研究科および専攻と教育目標)

第3条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

文学研究科 英語英米文学専攻

生活科学研究科 食物健康科学専攻

心理学専攻

看護学研究科 看護学専攻

2 文学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、以下のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

(1) 英語英米文学専攻は、英語学、英米文学および英語教育学の分野における精深な学識を授け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすととともに、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る。

3 生活科学研究科の各専攻は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

(1) 食物健康科学専攻は、食物科学および人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る。

(2) 心理学専攻は、心理学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、高い倫理性と高度な専門知識および技術をもって地域住民の心の健康の保持増進に貢献する、学校カウンセラーや公認心理師等の高度心理専門職業人の育成を図る。

4 看護学研究科は、第1条に掲げる目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

(1) 看護学専攻は、基礎看護科学および実践看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースにおいて、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る。

(収容定員)

第4条 本大学院の収容定員は次の通りとする。

		入学定員	収容定員
文学研究科	英語英米文学専攻	10名	20名
生活科学研究科	食物健康科学専攻	5名	10名
	心理学専攻	5名	10名
看護学研究科	看護学専攻	6名	12名

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 本大学院における在学期間は、4年を超えることはできない。

(学年、学期、休業日)

第6条 大学院の学年、学期、休業日については茨城キリスト教大学学則（以下「大学学則」という。）第5条以下第9条までの規定を準用する。

第2章 教育課程、単位および履修方法等

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目および単位数)

第8条 各研究科の授業科目および単位数は、文学研究科は別表1、生活科学研究科は別表2、看護学研究科は別表3の通りとする。

(履修方法)

第9条 文学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 生活科学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。

3 看護学研究科の学生は、2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を履修し、かつ研究指導を受けなければならない。ただし、専門看護師（CNS）を目指すためのコースの学生は40単位以上を履修するものとする。

4 学生は、履修する授業科目の選択および修士論文の作成に際し、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。

5 各専攻は、学生の入学後すみやかに、各学生の指導教員を定め、学長に届け出なければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第10条 第34条に定める各研究科会議（以下、研究科会議）が教育研究上有益と認め、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認を得られたとき、学生は、当該他大学大学院の授業科目

を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。ただし転入学の場合は、その限りではない。
- 3 前2項の規定は第22条の規定による留学の場合にも準用する。ただし、第23条の規定によるデュアル・ディグリー制度については第2項の規定を適用せず、その上限単位数については別に定める。

(単位の認定)

第11条 履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験または研究報告によるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第12条 各研究科会議が教育研究上有益と認めたときは、学生が大学院に入学する前に本大学院または他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、10単位を超えないものとする。

第3章 課程の修了および学位の授与

(課程の修了要件)

- 第13条 文学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。
- 2 前項の規定にもかかわらず、当該修士課程の目的に応じ、文学研究科が適当と判断した場合は、英語英米文学専攻の英語教育分野に限り、特定課題研究の成果をもって修士論文に代えることができる。
 - 3 生活科学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。
 - 4 前項の規定にもかかわらず、当該修士課程の目的に応じ、生活科学研究科が適当と判断した場合は、心理学専攻に限り、特定課題研究の成果をもって修士論文に代えることができる。
 - 5 看護学研究科の学生が修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し当該専攻の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査および次条に定める課程修了の審査に合格しなければならない。ただし、専門看護師（CNS）を目指すためのコースを選択した学生は40単位以上を修得するものとする。
 - 6 在学期間に関しては、上記の規定に関わらず、当該研究科会議が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 7 修士論文および特定課題研究の審査基準は、各研究科会議において別に定める。

(課程修了の認定)

第14条 修士課程修了の認定は、各研究科会議が設置する審査委員会が前条に掲げる修了要件の充足を事前に審査し、その報告を受けて当該研究科会議が合格と決することにより行う。

(学位の授与)

第15条 修士課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

文学研究科英語英米文学専攻	修士（文学）
生活科学研究科食物健康科学専攻	修士（食物健康科学）
生活科学研究科心理学専攻	修士（心理学）
看護学研究科看護学専攻	修士（看護学）

2 学位授与に関する規程は別に定める。

第4章 入学、転学、留学、休学、退学および除籍

(入学資格)

第16条 大学院に入学できる者は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (5) その他本大学院が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期と出願)

第17条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、再入学については学期の初めとすることができる。

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類を添付し、検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学志願者に対しては選抜試験を行い、各研究科会議の議を経て入学者を決定する。

2 前項の考査の方法、時期については各研究科会議が定める。

(入学手続き)

第20条 選抜試験等の結果合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

第21条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て学長に転学届を提出しなければならない。

2 他の大学院から本大学院に転学を希望する者については、欠員のある場合に限り、選考の上許可することがある。

(留学)

第22条 各研究科会議が教育研究上有益と認めたとき、学生は、本大学院との間にあらかじめ学生の相互交流を目的とする協定または本大学院からの留学に関する協議が成立している外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関等に留学することができる。

2 前項による留学は、本大学院における学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下、在学留学という）とし、留学期間は第5条2項の在学期間に含まれるものとする。

(デュアル・ディグリー制度による留学)

第23条 本大学院生は、本大学院が他の大学院（以下、提携大学院）との協定に基づき運用するデュアル・ディグリー制度において所定の要件を満たすとき、当該提携大学院に留学することができる。この場合の留学は、前条第2項に定める在学留学とする。

2 提携大学院に在籍する大学院生は、前項の制度において所定の要件を満たすとき、本大学院に留学することができる。

3 本条第1項および第2項に定める留学要件・修了要件等の詳細は、各研究科が提携大学院との協議により別に定める。

(休学)

第24条 休学については、大学学則第29、30、31条の規定を準用する。

(退学と再入学)

第25条 退学と退学者の再入学については、大学学則第25、26条を準用する。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は学籍から除籍されることがある。

- (1) 第5条2項の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (2) 第24条の休学期間を超えて、なお就学できない者
- (3) 学生納付金の納付を怠り、督促を受け、納付期日を3月経過してもなお納付せず、かつ所定の手続きをとらない者

第5章 科目等履修生・研究生

(科目等履修生)

第27条 各研究科会議は、以下の各号のいずれかに該当する者の聴講を科目等履修生として許可することがある。

- (1) 第16条に定める者で、本大学院研究科の授業科目のうち、1科目または数科目を履修しようとする者
 - (2) 本大学院の修了生または中途退学者で、1科目または数科目の授業科目を履修しようとする者
 - (3) あらかじめ他の大学院との協議が成立し、双方の承認が得られた他の大学院（外国の大学院を含む）の学生で、本大学院の授業科目を履修しようとする者
- 2 前項により履修できる単位は原則として年間10単位以内とする。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第28条 大学院修了生、または本大学院への出願資格を有する者で、本大学院教員との共同研究を希望する者については、各研究科会議の議を経て、研究生として許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第6章 入学検定料、授業料その他の納付金

(学生納付金)

第29条 入学検定料および授業料等学生納付金の種類および金額については、別表4の通りとする。

(納入の方法)

第30条 前条に定める納付金の納入方法および期限については別に定める。

(学生納付金の延納等)

第31条 特別な事情により、納付金の延納および分納、減免の取扱を希望する者は、願書に理由書を付けて、保証人連署の上学長に提出し、許可を受けねばならない。

2 休学する者の納付金については、「茨城キリスト教大学学則」第41条の規定を準用する。また本大学院学生が休学在籍料を納入する場合、その額は別表4の通りとする。

3 第22条2項に規定される在学留学生は、在学留学期間中、授業料を除いた学納金の納入を免除する。ただし、在学留学生のうち特に優れた成績を修めた者に対しては、在学留学期間中の授業料の納入も免除することがある。

4 授業料を含む学納金の納入を全額免除される在学留学生を特別在学留学生という。特別在学留学生は、手続き料5万円を納入するものとする。

第7章 賞罰

第32条 大学院学生の賞罰については、大学学則第45条および第46条を準用する。

第8章 教員および運営組織

(研究科担当教員)

第33条 本大学院における研究指導は、「茨城キリスト教大学大学院教員資格規程」に定める研究指導教員または研究指導補助教員が担当する。授業は、研究指導教員または研究指導補助教員に加えて、専任の授業担当教員または兼任講師を授業担当教員としてこれに充てることがある。

2 各研究科に研究科長を置く。研究科長は、本大学院における授業および研究指導を行う教授をもって充てる。

3 各研究科長は、各研究科会議の選挙によって選出される。

(研究科会議)

第34条 大学院の管理運営のため、各研究科会議と合同研究科会議を置く。

2 各研究科会議は、文学研究科会議、生活科学研究科会議、看護学研究科会議とし、いずれも第33条第1項に定める研究指導教員および研究指導補助教員をもって組織する。ただし学長および副学長はその構成員とはならない。

- 3 合同研究科会議は、学長および副学長、前項に定める全研究科会議の構成員をもって組織する。
- 4 各研究科会議および合同研究科会議の細部運営規則は、「茨城キリスト教大学大学院研究科会議運営規則」として別に定める。

(研究科会議の審議事項)

第35条 各研究科会議は次の事項を審議する。

- (1) 研究科担当教員の審査に関する事項
 - (2) 教育課程に関する事項
 - (3) 試験および学位審査に関する事項
 - (4) 学生の入学および除籍に関する事項
 - (5) 学生の指導、厚生、賞罰に関する事項
 - (6) 科目等履修生および研究生に関する事項
 - (7) その他、各研究科の管理運営に関する事項
- 2 合同研究科会議は次の事項を審議する。
- (1) 規程改正に関する事項
 - (2) その他、大学院全体の管理運営に関する事項

(大学院運営委員会および研究科長会議)

第36条 大学院の運営を円滑に行うために、合同研究科会議のもとに大学院運営委員会を設置する。

第37条 大学院運営委員会は、学長、副学長、各研究科長、各研究科から選出された専攻運営委員2名、学務部長または学務副部長、入試広報部長または入試広報副部長、事務長をもって構成する。また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

2 大学院運営委員会は学長が招集し、その議長となる。

3 委員の任期は、専攻運営委員にあつては2年とし、それ以外の委員はその職務にある期間とする。

第38条 大学院運営委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 合同研究科会議の審議に付する原案の調整
- (2) 本大学院の運営に関して合同研究科会議により裁量委任される事項の審議と決定、およびその運用

第39条 専攻運営委員の職務は次の通りとする。

- (1) 当該専攻の運用に際し、慣習とされてきた諸事項の調整と運用
- (2) 合同研究科会議または大学院運営委員会の決定によりその裁量とされた事項の運用
- (3) 当該専攻をおく研究科の研究科長より指示される事項の運用

第40条 大学院運営委員会の中に研究科長会議を置き、学長、副学長、各研究科長、事務長をもって組織する。また学長は必要に応じて、上記に定めのない本学・本学園教職員の出席を要請するものとする。

2 研究科長会議は学長が主催・招集する。

3 研究科長会議は学長および各研究科長が、大学院運営委員会および合同研究科会議、または各研究科会議の議事として提出する事項について、事前にその内容を把握し、必要のあるときは互いの意見交換・意思疎通を経て議事の内容を調整し、大学院運営を円滑に進めることを目的として開催する。

(事務組織)

第41条 大学院に関する事務の執行は、本大学の事務組織がこれにあたる。

第9章 資格

(資格)

第42条 本大学院が開設する各種資格取得のための科目を履修し、単位を修得した者は、次の各項に掲げる資格を取得することができる。

2 教育職員免許法および同法施行規則に定めるところにより、本学が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者は、次の免許状を取得することができる。ただし、各々に該当する一種免許状の所要資格を有する者に限る。

専攻	免許状の種類	免許教科
英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語
食物健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
	高等学校教諭専修免許状	家庭
	栄養教諭専修免許状	

3 公認心理師法および同法施行規則で定めるところにより、本大学院が開設する授業科目のうち、所定の科目を履修し、単位を修得した者に、公認心理師受験資格を与える。ただし、大学（短期大学を除く）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として公認心理師施行規則で定めるものを修めて卒業した者に限る。

第10章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第43条 本大学院は、その研究水準の向上を図り、第1条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検および評価を実施するものとする。

2 前項の自己点検および評価等の実施に関することは、別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第44条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し必要な事項は、大学学則を準用する。

第45条 本学則の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この学則は1995年4月1日から施行する。

2～17 (中略)

18 この学則は2016（平成28）年4月1日から施行する。

19 この学則は2017（平成29）年4月1日から施行する。

20 本学則は2018（平成30）年4月1日から施行する。

21 本学則は2019（平成31）年4月1日から施行する。

22 本学則は2020（令和2）年4月1日から施行する。

学則別表 1 ～ 3

別表 1 ～ 3 は省略する。別表 1 ～ 3 の内容は履修要覧Ⅰ～Ⅲで確認できる。

学則別表 4

別表 4 学生納付金および納入方法

	年 額	納 入 方 法		備 考
		前 期	後 期	
入 学 検 定 料	32,000 円			
入 学 金	200,000 円			入学時のみ
授 業 料	576,000 円	288,000 円	288,000 円	文学研究科
〃	288,000 円	288,000 円	———	文学研究科（前期末修了）
〃	384,000 円	192,000 円	192,000 円	文学研究科（長期履修 3 年）
〃	615,000 円	307,500 円	307,500 円	生活科学研究科
〃	307,500 円	307,500 円	———	生活科学研究科（前期末修了）
〃	410,000 円	205,000 円	205,000 円	生活科学研究科（長期履修 3 年）
〃	810,000 円	405,000 円	405,000 円	看護学研究科
〃	405,000 円	405,000 円	———	看護学研究科（前期末修了）
〃	540,000 円	270,000 円	270,000 円	看護学研究科（長期履修 3 年）
設 備 拡 充 費	90,000 円	45,000 円	45,000 円	文学研究科
〃	45,000 円	45,000 円	———	文学研究科（前期末修了）
〃	60,000 円	30,000 円	30,000 円	文学研究科（長期履修 3 年）
〃	150,000 円	75,000 円	75,000 円	生活科学研究科食物健康科学専攻
〃	75,000 円	75,000 円	———	生活科学研究科食物健康科学専攻（前期末修了）
〃	100,000 円	50,000 円	50,000 円	生活科学研究科食物健康科学専攻（長期履修 3 年）
〃	90,000 円	45,000 円	45,000 円	生活科学研究科心理学専攻
〃	45,000 円	45,000 円	———	生活科学研究科心理学専攻（前期末修了）
〃	60,000 円	30,000 円	30,000 円	生活科学研究科心理学専攻（長期履修 3 年）
〃	300,000 円	150,000 円	150,000 円	看護学研究科
〃	150,000 円	150,000 円	———	看護学研究科（前期末修了）
〃	200,000 円	100,000 円	100,000 円	看護学研究科（長期履修 3 年）
公認心理師課程費	60,000 円			公認心理師受験資格取得希望者（2 年次のみ）
専門看護師（CNS）課程費	200,000 円			専門看護師（CNS）受験資格取得希望者（2 年次のみ）
休 学 在 籍 料	120,000 円	60,000 円	60,000 円	半期休学の場合は半期分のみ納入

履修単位認定（学則 12 条）に関わる手続

< 単位認定手続 >

- ①入学後の履修ガイダンス後に本人から学務部に申請
- ②認定希望科目を確認し、成績証明書・シラバスを提出
- ③学務部から各研究科長に認定科目原案作成を依頼
- ④各研究科長は当該科目担当者と相談の上、認定科目原案を作成
- ⑤認定案を本人に提示し、認定希望科目を確定
- ⑥成績を登録（評価は「認定」）し、成績通知票・認定通知票を学生に発行
（認定通知票は研究科長名で作成）

履修要項 I

文 学 研 究 科

英語英米文学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

文学研究科

文学研究科では、各専攻分野における優れた研究能力または高度の専門職性を養い、文学に関わる専門的かつ深遠な諸能力をもって地域社会と国際社会に貢献する人材の育成を目的として、各専攻の専門課程において以下の専門的諸能力を備えたと認められる人に修士（文学）の学位を授与します。

英語英米文学専攻

英語英米文学専攻では、英語英米文学に関わる以下の専門的かつ深遠な諸能力を備えた人に学位を授与します。

<建学理念>

キリスト教精神（隣人愛）に基づき、英語に関わる深遠かつ専門的な諸能力を通じて諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティアズム

キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性

<学力の3要素>

英米文学、英語学、英語教育に関する専門的かつ深遠な知識・技能

それらの知識・技能を活用して他者と英語でコミュニケーションを図りながら、社会的・国際的な諸課題を解決してゆく優れた思考力・判断力・表現力

英語を通じた個人的・社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

英語英米文学専攻

英語英米文学専攻では、別に定める学位授与方針に基づき、その修士課程を次の方針に従って教育課程を編成します。

<方法と理念>

資料に基づく解説等により専門知識・技能・研究実施能力を身につけることのできる講義群を編成し、履修者自身が予習や復習をもってその深化を図ることを同時に支援します。特に演習科目や実技・実習科目では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニング、また、大学院での学びの実践の一環として、インターンシップ等を奨励し、授業の形式としては、講義・演習ともに、学生と教員の双方向性を重視し、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れます。

<分野>

英米文学、英語学、英語教育に関わる3分野を設定し、その周囲に関連科目を配置することで、知識の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、学修に取り組む態度の育成を図ります。

<年次>

1年次は、3分野の科目を幅広く履修し、その理論や実践を修得するとともに、学生自らが設定した研究テーマを中心に修士論文等の作成に向けた準備を整えるための研究指導をします。2年次以降は1年次の学びをふまえ、より専門的な理論と実践を修得するとともに、研究の遂行と修士論文を完成させるための指導を実施します。

<評価>

学修成果の評価は、学位授与方針に掲げる各項目（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度、実践的ボランティア、公正性）をふまえた各科目の到達目標、評価方法、評価基準に基づき適正に行います。その詳細については各科目の授業概要（シラバス）に記載します。また修士論文に対する評価の詳細は履修要覧等に記載します。

<その他>

2年を通して年次研究計画書や研究報告書を通して、研究の計画的な遂行に向けての支援を行います。

科目ナンバリング

本学では、2017（平成 29）年度から、全ての学部・大学院において「科目ナンバリング」の制度を導入しました。

（1）科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、教育課程の体系が理解しやすくなるように、各授業科目に記号・番号を付し、各科目の配置、相互関係、位置づけ、授業形式などを明示する仕組みです。

（2）科目ナンバリングの構成

① ② ③ ④ ⑤ ⑥
GE 51 C 01 K

例） 英米文学特論 I（文学研究科 英語英米文学専攻 英米文学の分野科目）

① アルファベット 2 文字：専攻等を表す。

GE：大学院 文学研究科 英語英米文学専攻 専攻科目

GF：大学院 生活科学研究科 食物健康科学専攻 専攻科目

GP：大学院 生活科学研究科 心理学専攻 専攻科目

GN：大学院 看護学研究科 看護学専攻 専攻科目

② 2 桁の数字の十の位：年次レベルを表す。

5：大学院 1 年次レベル（1 年次生から履修可能）の科目

6：大学院 2 年次レベル（2 年次生から履修可能）の科目

③ 2 桁の数字の一の位：科目（内容）の順位性を表す。

0：特に順位性が設けられていない科目

1～：科目名のローマ数字（Ⅰ～Ⅶ）に対応し、順位性が示される科目

④ アルファベット 1 文字：必修・選択必修・選択の別を表す。

A：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「必修」となる科目

B：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「選択必修」となる科目

C：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「選択」となる科目

⑤ 2 桁の数字：上記 ①～④ の記号・数字が同一である科目グループの中の順番（カリキュラム表に現れる順番）を表す。

01～

⑥ アルファベット 1 文字：授業形式を表す。

K：講義科目

E：演習科目

J：実験科目、実習科目、実技科目

S：その他

【文学研究科 英語英米文学専攻】

履修に関しては次のことに注意すること。

1. 各授業科目は、それぞれ固有の科目コード及び科目ナンバリングを持つ。

2019年度～

分野	科目コード	科目明細	科目ナンバリング	科目名	授業形式	必修選択	単位数	配置年次	備考
英米文学の分野	61021	2	GE51C01K	英米文学特論A	講義	選択	2	1～2	
	61022	2	GE51C02E	英米文学演習A	演習	選択	2	1～2	
	61023	2	GE52C01K	英米文学特論B	講義	選択	2	1～2	
	61024	2	GE52C02E	英米文学演習B	演習	選択	2	1～2	
	61039	2	GE51C03K	英米文学研究A	講義	選択	2	1～2	
	61040	2	GE52C03K	英米文学研究B	講義	選択	2	1～2	
	61047	1	GE51B01E	英米文学課題研究Ⅰ	演習	選択	2	1	
	61048	1	GE52B01E	英米文学課題研究Ⅱ	演習	選択	2	1	
	61062	1	GE63B01E	英米文学課題研究Ⅲ	演習	選択	2	2	
英語学の分野	61063	1	GE64B01E	英米文学課題研究Ⅳ	演習	選択	2	2	
	61034	3	GE51C04K	英語学特論A	講義	選択	2	1～2	
	61031	2	GE51C05E	英語学演習A	演習	選択	2	1～2	
	61032	2	GE52C04K	英語学特論B	講義	選択	2	1～2	
	61033	2	GE52C05E	英語学演習B	演習	選択	2	1～2	
	61041	2	GE51C06K	英語学研究A	講義	選択	2	1～2	
	61042	2	GE52C06K	英語学研究B	講義	選択	2	1～2	
	61049	1	GE51B02E	英語学課題研究Ⅰ	演習	選択	2	1	
	61050	1	GE52B02E	英語学課題研究Ⅱ	演習	選択	2	1	
英語教育の分野	61064	1	GE63B02E	英語学課題研究Ⅲ	演習	選択	2	2	
	61065	1	GE64B02E	英語学課題研究Ⅳ	演習	選択	2	2	
	61051	2	GE51C07K	英語教育特論A	講義	選択	2	1～2	
	61052	2	GE51C08E	英語教育演習A	演習	選択	2	1～2	
	61053	2	GE52C07K	英語教育特論B	講義	選択	2	1～2	
	61054	2	GE52C08E	英語教育演習B	演習	選択	2	1～2	
	61043	2	GE51C07K	英語教育研究A	講義	選択	2	1～2	
	61044	2	GE52C07K	英語教育研究B	講義	選択	2	1～2	
	61055	1	GE51B03E	英語教育課題研究Ⅰ	演習	選択	2	1	
関連科目	61056	1	GE52B03E	英語教育課題研究Ⅱ	演習	選択	2	1	
	61066	1	GE63B03E	英語教育課題研究Ⅲ	演習	選択	2	2	
	61067	1	GE64B03E	英語教育課題研究Ⅳ	演習	選択	2	2	
	61057	1	GE50C01K	言語学研究	講義	選択	2	1～2	
	61058	1	GE50C02K	応用言語学研究	講義	選択	2	1～2	
	61059	1	GE50C03K	社会言語学研究	講義	選択	2	1～2	
	61035	2	GE50C04K	コーパス言語学研究	講義	選択	2	1～2	
	61069	1	GE50C05K	小学校英語教育	講義	選択	2	1～2	
	61070	1	GE50C01E	特殊演習A	演習	選択	2	1～2	
関連科目	61071	1	GE50C02E	特殊演習B	演習	選択	2	1～2	

修了要件および履修方法

＜2019年度以降入学生＞

課題研究を行う分野から課題研究8単位を含め12単位以上、課題研究を行う分野以外からそれぞれ計4単位以上、総計30単位以上を修得すること。（関連科目も修了単位に算入される。）

1. 単位

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とし、15時間の授業をもって1単位とする科目、または、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。
- (3) 実験および実技については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目、または、45時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。(学部学則第14条)

2. 単位の認定

履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験又は研究報告によるものとし、研究科委員会がこれを行う。(学則第11条)

3. 修了要件

- (1) 修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ修士論文作成のために必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科会議が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。(学則第13条1)
- (2) 修士論文の審査及び課程修了の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その可否は、審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。(学則第14条)

4. 修業年限

修業年限は2年(長期間履修制度利用の場合は3年)、最長4年在籍できる。なお、履修期間の変更を希望する場合には、指導教員と相談した上で、1年次の1月末日までに学務部に「大学院履修変更願」を提出すること。研究科会議で審議の上1回のみ変更が認められる。

論文専修生：2年間で履修単位を修得し、それ以降2年を限度に、論文指導を受けながら修士論文を作成・提出することができる。この期間の学籍は存続される。授業科目の履修はできない。

5. 授業科目の履修

- (1) 授業科目の履修は、授業科目表の中から以下の要領で行うこと。
英語英米文学専攻では、課題研究を行う分野から課題研究8単位を含め12単位以上、課題研究を行う分野以外からそれぞれ計4単位以上、総計30単位以上を修得すること。(関連科目も修了単位に算入される。)
- (2) 既に単位を修得した科目と同一名称の科目であっても、前回の内容と異なる場合等、授業担当者が適当と認めた場合には、同一名称科目を重複履修(登録)して単位を修得することができる。ただし、課題研究の単位は重ねて修得できない。専修免許取得については別に定める。

- (3) 他専攻および学部の授業科目のうち、研究科会議が当該学生の研究上必要と認めたものに関しては履修できる。ただし、修了要件単位には加えない。

6. 履修登録

履修登録は、次のような手続きによって行う。

- (1) 履修登録は、学年初めの所定の期日(学事暦参照)までに、WEBサービスシステムである「IC-UNIPA」を使って行う。エラーが生じた場合はそのまま放置しないこと。履修登録した科目は、「IC-UNIPA」上で確認できる。なお、他専攻および学部授業の履修については、履修期間内に学務部窓口に出ること。
- (2) 履修登録期間後、学務部から「学生時間割表(履修登録確認表)」を受取り、それに指導教員のサインと承認印をもらい、4月20日(月)～25日(土)の間に学務部に提出すること。ただし、期間内に提出できない場合は、申し出ること。
- (3) 9月に後期科目を追加して登録することができる。
集中講義等の場合、追加登録を認めることがある。
- (4) 履修科目の取消をする場合は、下記の指定された期間内に「履修取消届」(学務部備付け)に記入の上、学務部に提出すること。その後、取消ができていないかを「IC-UNIPA」で確認すること。ただし、修士論文は論文提出締切日当日まで取消可能である。

前期 5月25日(月)～29日(金)

7月11日(土)～17日(金)

後期 10月19日(月)～26日(月)

1月 6日(水)～13日(水)

7. 試験および成績の評価

(1) 試験

- 1) 学期末に試験(筆記、口頭、レポート)または研究報告を行う。
- 2) 試験の方法等は、試験実施2週間前に掲示によって発表する。

(2) 成績評価

成績評価の基準は、A A (90～100点)、A (80～89点)、B (70～79点)、C (60～69点)を合格とし、F (59点以下)を不合格とする。ただし、試験に欠席した者は、担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(3) 成績通知

前期科目の成績通知は9月に行う。

後期科目の成績通知は、修了時または翌年3月末に行う。

修士論文の指導

1. 指導教員

- (1) 学生は、1年次4月の履修登録時に、指導教員名を学務部に届けなければならない。
- (2) 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文の作成に当たっては、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。（学則第9条4）
（「IC-UNIPA」での履修登録期間後、学務部から「学生時間割表（履修登録確認表）」を受取り、それに指導教員のサインと承認印をもらい、4月20日（月）～25日（土）に学務部に提出すること。）
- (3) 学生は、指導教員担当の課題研究を履修する。
- (4) 学生は、原則として、修士課程の修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文を作成することとする。ただし、研究のテーマや内容から、指導教員を別に定める必要が生じた時は、「研究指導教員変更願」を学務部に提出すること。指導教員の変更が妥当か否か研究科会議の審議を経て、指導教員の変更が認められる。

2. 研究指導計画書

指導教員は、学生と別紙申し合せに基づき「大学院研究指導計画書」を作成し、1年次4月の履修登録時に学務部に提出しなければならない。

大学院研究指導計画書に関する申し合せ

平成26年4月1日

茨城キリスト教大学大学院学則第7条に基づき、大学院研究科修士課程の学生に対して、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために、研究指導計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

（様式）

1. 計画書の様式は、別紙のとおりとする。
（作成及び保存）
1. 計画書は、毎年度前期の授業履修開始までに指導する学生ごとに作成する。
2. 指導教員（副指導教員含む。）は、次の手順で計画書を作成する。
 - (1) 学生に自らの研究計画を計画書に記入させ、提出させる。
 - (2) 学生と十分打合せ等を行い、研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - (3) 作成した計画書を学生に明示し、確認のため自筆で署名させる。
 - (4) 教員氏名欄に承認印を押し、原本を学務部に、コピーを研究科長に提出する。
3. 学務部は、計画書を5年間保存する。

茨城キリスト教大学大学院文学研究科修士課程研究指導計画書

【 年 月 日作成】

学籍番号		フリガナ 学生氏名	
専攻		分野	
研究題目			
研究指導計画	指導教員	(印)	副指導教員 (印)
	研究計画（学会発表、論文作成等を含む）：学生が記入		
	研究指導計画：指導教員が記入		

4月前期履修登録期限内に記入し、原本は学務部に、コピーを研究科長に提出してください。

3. 履修・研究指導スケジュール

< 1 年次 >

4 月上旬 指導教員を決定し、学務部へ履修登録する。指導教員は「研究計画書」を作成し、学務部と研究科長に提出する。

< 2 年次以上 >

4 月上旬 学務部へ履修登録する。

4 月中旬 前期末修了希望者は学務部へ前期末修了希望確認届と修士論文題目を提出する。

5 月下旬 年度末修了希望者は学務部へ年度末修了希望確認届と修士論文題目を提出する。

7 月中旬 前期末修了希望者は学務部へ修士論文を提出する。直ちに専攻委員は主査と副査を学務部へ報告する。

9 月上旬 前期末修了希望者の修士論文審査と判定

9 月下旬 前期末修了希望者の学位授与

1 月中旬 年度末修了希望者は修士論文を学務部へ提出する。直ちに専攻委員は主査と副査を学務部へ報告する。

2 月下旬 年度末修了希望者の修了論文審査と判定

3 月上旬 英語英米文学専攻：修士論文報告会
年度末修了希望者の学位授与

4. 提出及び課程修了の審査

(1) 論文題目の届け出

- 1) 本大学院に 1 年以上在学し、所定の授業科目について 16 単位以上修得した者は、修士論文を提出することができる。
- 2) 修士論文を提出しようとする者は、所定の用紙に指導教員の承認印を得て論文の題目を学務部に届けなければならない。
- 3) 修士論文を提出しないで在学期間を延長する者も、その旨必ず指導教員及び学務部に届け出なければならない。
- 4) 題目提出の期限は学事曆に従うものとする。
- 5) 題目届け出後、題名を変更する必要がある場合は、変更届を提出すること。

(2) 論文の提出

- 1) 修士論文は自著 1 編 3 部を、その要旨を添えて提出する。
なお、修士論文審査のため、必要があるときは提出論文の部数を増加し、参考資料または訳文、その他を提出させることがある。〔学位授与規程第 5 条〕

2) 提出場所

11 号館 1 階学務部

(3) 論文の審査及び課程修了の審査

- 1) 修士課程を修了するためには、修士論文審査及び課程修了の審査に合格しなければならない。
- 2) 修士論文を提出した者は、当該年度の所定の期日に課程修了の審査を受けるものとする。
- 3) 提出された個々の論文については、研究科会議から委嘱された審査委員 3 名以上が審査し、課程修了の審査の責任も負う。その手順は以下の通りとする。
 - ① 提出された修士論文は、学務部から主査 1 名と副査 2 名に渡される。

- ② 主査と副査は修士論文を査読し、直ちに審査を開始する。
面接試験（必要ならば筆記試験）
- ③ 主査は適・不適の審査報告を学務部に報告する（前期末修了希望者 9月上旬、年度末修了希望者 2月上旬）
- ④ 学務部は、審査資料を作成する。
- ⑤ 研究科会議での判定（前期末修了希望者 9月下旬、年度末修了希望者 2月下旬）
- ⑥ 副査は修士論文を審査後直ちに学務部へ返却する。1部は学生に返却され、もう1部は図書館に収蔵される。

5. 修士論文作成要領

(1) 体裁・書式等

- 1) ①使用言語は問わない。②A4判 ③枚数は問わない。④表紙は厚紙を使用。
- 2) 英米文学の分野はMLA最新版に、英語学の分野は『言語研究』または*English Linguistics*の「執筆要項」の書式に、英語教育の分野はAPAに従う。
- 3) 修士論文は3部提出する（1部は主査用、残り2部は副査用）。
- 4) 邦文による要旨（2,000字程度）を3部添える。英文による場合は800語程度。

20XX年度 学位（修士）申請論文 指導教員 ○○○○教授 論文題目 茨城キリスト教大学大学院 文学研究科 ○○学専攻 学籍番号 氏 名	中表紙(表紙と同じものを記入する) 目次・本文	Title A Thesis Submitted to The Faculty of the Graduate School of Literature Ibaraki Christian University In Partial Fulfillment Of the Requirements for the Degree Master of Arts By Student Name Student Number Adviser(Advisor) Name January 20XX
---	---------------------------------------	---

6. 審査基準

学位（修士）論文および特定課題研究の審査は文学研究科の学位授与方針に従い、以下の項目について、主査及び副査2名の審査員により審査する。その結果を総合的に判断して適、不適の判定を下す。

審査基準項目

- (1) 研究テーマの適切性：研究目的が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 情報収集の程度：選択されたテーマに関する必要なデータや資史料の収集が適切に行われていること。
- (3) 研究方法の適切性：データ、資史料、作品などの処理・分析・解釈が適切であり、一定の説得力があること。
- (4) 論旨の一貫性：論文全体の構成に整合性があり、論旨が一貫していること。
- (5) 独創性：選択されたテーマについて独創的な結論を提示していること。
- (6) 表現の明快性：文章が確かな表現力によって支えられており、目次・章立て・引用・注・図版等に関して、指定されたフォーマットに従っていること。
- (7) 倫理的配慮：研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、適切な倫理的配慮がなされていること。また、学内の倫理規程や研究テーマに関連する学会や団体の倫理基準等を遵守していること。

履修要項Ⅱ

生活科学研究科

食物健康科学専攻

心理学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

生活科学研究科

生活科学研究科では、各専攻分野における優れた研究能力または高度の専門職性を養い、心身の健康に関わる諸問題を科学的に探求し解決に導く諸能力をもって、地域社会と国際社会に貢献する人材を育成することを目的としています。

各専攻の専門課程において以下の資質と能力を備えたと認められる人に修士（食物健康科学）または修士（心理学）の学位を授与します。

食物健康科学専攻

<建学理念>

キリスト教精神（隣人愛）に基づき、食物と健康に関わる専門的かつ深遠な諸能力を通じて諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティアズム

キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性

<学力の3要素>

食物科学、人間栄養学に関する専門的かつ深遠な知識・技能

それらの知識・技能を活用して教育や臨床現場における食育指導、地球規模の食料問題や安全性等に関わる社会的・国際的な諸課題を解決してゆく優れた思考力・判断力・表現力

食に関わる社会的・国際的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度

心理学専攻

<建学理念>

キリスト教精神（隣人愛）に基づき、心理に関わる専門的かつ深遠な諸能力を通じて諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティアズム

キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性

<学力の3要素>

心理学に関する専門的かつ深遠な知識・技能

それらの知識・技能を活用して保健・医療や福祉、教育、司法、産業などの対人支援の場において多職種ならびに多機関と有機的に連携を図り要支援者が主体となって自らの課題の達成を図ることを支援するための優れた思考力・判断力・表現力

心理に関する支援とともに心の健康に関する学修に生涯に渡って主体的に取り組む態度

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

食物健康科学専攻

食物健康科学専攻では、別に定める学位授与方針に基づき、教育課程を次の方針に従って編成します。

<方法と理念>

食物健康科学および関連分野での高度な知識・技能を身につけるために編成された、講義、演習、実験・実習を受講するとともに、研究の進め方を学びます。さらに、研究成果を学会でプレゼンテーションし、学術論文として発表することを目指します。

<分野>

食教育の基本となる食物そのものを深く探求する「食物科学分野」と食物と栄養摂取、健康・疾病の関係を探究する「人間栄養学分野」の2分野、及び極めて高度な専門応用科目と教育支援に関わる食教育支援科目から構成される専門関連分野を設置し、知識・技能の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、研究に主体的に取り組む態度の育成を図ります。

<年次>

全履修期間を通して、専攻が編成する講義、演習、実習により高度な専門知識と技能を修得するとともに、年次ごとに以下を目指します。

初年次

1. 研究計画の作成方法について学び、各自の研究テーマについて主体的に研究を進める能力の修得を目指します。

2年次以降

1. 課題研究に積極的に取り組み、新たな知見を含む科学論文を作成し、未解明の課題を解決する論理的思考法と先端的な実験技術を学びます。
2. 研究成果を学会で発表する機会を与え、プレゼンテーション能力を養います。

<評価>

学修成果の評価は、学位授与方針に掲げる各項目（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度、実践的ボランティア、公正性）をふまえた各科目の到達目標、評価方法、評価基準に基づき適正に行います。その詳細については各科目の授業概要（シラバス）に記載します。また修士論文に対する評価の詳細は履修要覧等に記載します。

<その他>

食物健康科学に関する新規の知見を求め、有益な研究に主体的態度で取り組み、その成果を対外に発信する力を養います。

また、教育分野では、教育研究者に求められる指導力、教育力を伸ばします。

心理学専攻

心理学専攻では、別に定める学位授与方針に基づき、教育課程を次の方針に従って編成します。

<方法と理念>

心理学専攻においては、教育の目的として掲げる心理に関する高度専門職業人として人間の発達と心の健康の保持増進に実践応用力をもって寄与する人材像を具現化するために、心理に関する国家資格である公認心理師の養成を含む教育課程を編成します。

<分野>

「心理教育科目」「心理実践科目」「実習科目」の3つの科目群から構成された教育課程を設けます。履修生自らが主体となって学ぶ能動的学修態度の形成を図ることを重視する学修環境の整備を通して、社会の変化と要請に応え、生涯に渡って研鑽が求められる心理職従事者としての基本的態度の育成を図ります。

「心理教育科目」群においては、人間の生涯に渡る発達や学習の機序に関する科学的・専門的知識を深めるための講義及び演習科目を配置します。「心理実践科目」群においては、心理学の理論と技能との積極的かつ有機的な関連づけを図るための講義及び演習科目を配置します。「実習科目」群においては、学内実習と学外実習を含む実習科目を配置し、心理的支援が展開されている各分野における実習体験を段階的に経ることを通して心理学に関する知識と技能の融合と定着、向上を図ります。

これらの学修を通して、心理に関する支援や研究を遂行する優れた思考力・判断力・表現力の醸成を図り、修了後は、地域社会をはじめ、広くさまざまな分野において心理に関する高度専門職業人として活躍する人材となることをめざします。

<年次>

1年次においては、必修となる心理実践実習Ⅰとともに自らのキャリア・デザインに基づいて選択した心理教育課題研究や心理実践課題研究に取り組みます。

2年次には、心理教育課題研究もしくは心理実践課題研究のさらなる進展を図り、それぞれを研究論文として結実させます。

将来、公認心理師資格をもって心理専門職に従事することを志向する履修生で、学部教育課程において公認心理師必須科目を修めた者は、「心理実践科目」群を中心に配置されている公認心理師法およびその関係省令によって指定された科目を順次、計画的に修めることによって、課程修了と同時に公認心理師国家試験受験資格を得ることができます。

<評価>

学修成果の評価は、学位授与方針に掲げる各項目（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度、実践的ボランティア、公正性）をふまえた各科目の到達目標、評価方法、評価基準に基づき適正に行います。その詳細については、各科目の授業概要（シラバス）に記載します。

<その他>

少人数による指導体制を採用し、履修生間、履修生と教員間の人間的なかわりを大切にした対話型、参加型による協同学習を通して、個々の気づきと成長のプロセスに即した展開を図ります。また、すべての講義、演習、実習、研究活動においてアクティブ・ラーニングの要素を積極的に取り入れるとともに、それにふさわしい施設設備の充実を図ることを通して、学修者としての主体形成を図ります。

さらに、昼夜間開講制度や3年間の長期履修制度を導入することによって、履修生の個々のニーズに応じた多様な学びを支援します。

科目ナンバリング

本学では、2017（平成 29）年度から、全ての学部・大学院において「科目ナンバリング」の制度を導入しました。

（1）科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、教育課程の体系が理解しやすくなるように、各授業科目に記号・番号を付し、各科目の配置、相互関係、位置づけ、授業形式などを明示する仕組みです。

（2）科目ナンバリングの構成

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

GF 51 A 01 K

例） 食物科学特論 I （生活科学研究科 食物健康科学専攻 食物科学分野科目）

① アルファベット 2 文字：専攻等を表す。

GE：大学院 文学研究科 英語英米文学専攻 専攻科目

GF：大学院 生活科学研究科 食物健康科学専攻 専攻科目

GP：大学院 生活科学研究科 心理学専攻 専攻科目

GN：大学院 看護学研究科 看護学専攻 専攻科目

② 2 桁の数字の十の位：年次レベルを表す。

5：大学院 1 年次レベル（1 年次生から履修可能）の科目

6：大学院 2 年次レベル（2 年次生から履修可能）の科目

③ 2 桁の数字の一の位：科目（内容）の順位性を表す。

0：特に順位性が設けられていない科目

1～：科目名のローマ数字（Ⅰ～Ⅶ）に対応し、順位性が示される科目

④ アルファベット 1 文字：必修・選択必修・選択の別を表す。

A：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「必修」となる科目

B：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「選択必修」となる科目

C：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「選択」となる科目

⑤ 2 桁の数字：上記 ①～④ の記号・数字が同一である科目グループの中の順番（カリキュラム表に現れる順番）を表す。

01～

⑥ アルファベット 1 文字：授業形式を表す。

K：講義科目

E：演習科目

J：実験科目、実習科目、実技科目

S：その他

【生活科学研究科 食物健康科学専攻】

履修に関しては次のことに注意すること。

- 印は必修科目を示す。
- 各授業科目は、それぞれ固有の科目コード及び科目ナンバリングを持つ。

2019年度～

分野	科目コード	科目明細	科目ナンバリング	科目名	授業形式	必修選択	単位数	配置年次	備考
食物科学分野	72001	1	GF51A01K	食物科学特論Ⅰ	講義	必修	②	1	*1食物科学分野に所属するものは食物科学分野の11単位はすべて必修
	72002	1	GF52A01K	食物科学特論Ⅱ	講義	必修	②	1	
	72003	1	GF53A01K	食物科学特論Ⅲ	講義	必修	②	1	
	72004	1	GF50B01E	食物科学演習	演習	選択*1	2	1	
	72005	1	GF50B02J	食物科学特別実習	実験・実習	選択*1	1	1	
	72006	1	GF60B01E	食物科学特別研究	演習	選択*1	8	1・2	
人間栄養学分野	72007	1	GF51A02K	人間栄養学特論Ⅰ	講義	必修	②	1	*2人間栄養学分野に所属するものは人間栄養学分野の11単位はすべて必修
	72008	1	GF52A02K	人間栄養学特論Ⅱ	講義	必修	②	1	
	72009	1	GF53A02K	人間栄養学特論Ⅲ	講義	必修	②	1	
	72010	1	GF50B03E	人間栄養学演習	演習	選択*2	2	1	
	72011	1	GF50B04J	人間栄養学特別実習	実験・実習	選択*2	1	1	
	72012	1	GF60B02E	人間栄養学特別研究	演習	選択*2	8	1・2	
専門関連分野	＜専門応用科目＞								
	72013	1	GF60C01K	分子栄養学特論	講義	選択	2	2	
	72014	1	GF50C01K	栄養生理学特論	講義	選択	2	1	
	72015	1	GF60C02K	神経栄養学特論	講義	選択	2	2	
	72016	1	GF50C02K	神経生理学特論	講義	選択	2	1	
	72017	1	GF50C03K	病態臨床栄養学特論	講義	選択	2	1	
	72018	1	GF50C04K	保健統計学特論	講義	選択	2	1	
	72019	1	GF50C05K	食教育特論	講義	選択	2	1	
	72029	1	GF50C08K	人間栄養学特論Ⅳ	講義	選択	2	1	
	72030	1	GF50C09K	ライフステージ栄養学特論	講義	選択	2	1	
	72031	1	GF50C10K	医療栄養学特論	講義	選択	2	1	
	72032	1	GF50C11K	食行動科学特論	講義	選択	2	1	
	72033	1	GF50C12K	食品開発特論	講義	選択	2	1	
	72034	1	GF50C13K	調理科学特論	講義	選択	2	1	
	＜食教育支援科目＞								
	72020	1	GF50C06K	教育方法学特論	講義	選択	2	1	
	72021	1	GF60C03E	教育方法学演習	演習	選択	2	2	
	72022	1	GF50C07K	教育支援特論	講義	選択	2	1	
	72023	1	GF60C04E	教育支援演習	演習	選択	2	2	
	72024	1	GF60C05K	臨床心理学特論	講義	選択	2	2	
	72025	1	GF60C06K	障害者支援特論	講義	選択	2	2	
	72026	1	GF60C07K	障害児教育研究	講義	選択	2	2	
	72027	1	GF60C08K	発達心理学特論	講義	選択	2	2	
	72028	1	GF60C09E	発達心理学演習	演習	選択	2	2	

修了要件および履修方法

＜2019年度以降入学生＞

- 生活科学研究科を修了し修士の学位を得るためには30単位以上を修得しなければならない。
- 専門教育を構成する「食物科学」、「人間栄養学」の2分野を総合的に履修するため、各分野の特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3科目6単位、合計12単位のほか所属する分野の特別研究8単位、演習2単位、実習1単位を必修とし、その他7単位以上の選択科目の履修が必要(修了要件30単位以上)。

1. 単位

- 1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とし、15時間の授業をもって1単位とする科目、または、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。
- 3) 実験および実技については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4) 実習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目、または、45時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。(学部学則第14条)

2. 単位の認定

履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験又は研究報告によるものとし、研究科会議がこれを行う。(学則第11条)

3. 修了要件

- (1) 修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ学位論文作成のための研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び課程修了の審査に合格しなければならない。(学則第7条、学則第13条3)
- (2) 修士論文の審査及び課程修了の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その可否は、審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。(学則第14条)

4. 修業年限

修業年限は2年(長期履修制度利用の場合は3年)、最長4年在籍できる。

なお、履修期間の変更を希望する場合には、指導教員と相談した上で、1年次の1月末日までに学務部に「大学院履修変更願」を提出すること。研究科会議で審議の上1回のみ変更が認められる。

5. 授業科目の履修

- (1) 授業科目の履修は、授業科目表の中から以下の要領で行うこと。
専門教育を構成する「食物科学」及び「人間栄養学」の特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの合計12単位、修士論文を含む専攻する分野の選択科目11単位を必修のほか、選択科目7単位以上を履修する。(学則第9条2)
- (2) 他専攻および学部の授業科目のうち、研究科会議が当該学生の履修を認めたものに関しては履修できる。ただし、修了要件単位には加えない。

6. 履修登録

履修登録は、次の手続きによって行う。

- (1) 履修登録は、学年初めの所定の期日(学事暦参照)までに、WEBサービスシステムである「IC-UNIPA」を使って行う。エラーが生じた場合はそのまま放置しないこと。履修登録した

科目は、「IC-UNIPA」上で確認できる。なお、他専攻および学部授業の履修については、履修期間内に学務部窓口申し出ること。

- (2) 履修登録期間後、学務部から「学生時間割表(履修登録確認表)」を受取り、それに指導教員のサインと承認印をもらい、4月20日(月)～25日(土)の間に学務部に提出すること。ただし、期間内に提出できない場合は、申し出ること。
- (3) 9月に後期科目を追加して登録することができる。
集中講義等の場合、追加登録を認めることがある。
- (4) 履修科目の取消をする場合は、下記の指定された期間内に「履修取消届」(学務部備付け)に記入の上、学務部に提出する。その後、取消ができていないかを「IC-UNIPA」で確認する。ただし、修士論文または課題研究論文は論文提出締切日当日まで取消可能である。

前期 5月25日(月)～29日(金)

7月11日(土)～17日(金)

後期 10月19日(月)～26日(月)

1月 6日(水)～13日(水)

7. 試験および成績の評価

(1) 試験

- 1) 学期末に試験(筆記、口頭、レポート)または研究報告を行う。
- 2) 試験の方法等は、試験実施2週間前に掲示によって発表する。

(2) 成績評価

成績評価の基準は、A A (90～100点)、A (80～89点)、B (70～79点)、C (60～69点)を合格とし、F (59点以下)を不合格とする。ただし、試験に欠席した者は、担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(3) 成績通知

前期科目の成績通知は9月に行う。

後期科目の成績通知は、修了時または翌年3月末に行う。

修士論文の作成と指導

1. 単位

修士論文は必修科目として開設されており、「食物科学特別研究」（8単位）または「人間栄養学特別研究」（8単位）のいずれかを2年間（長期履修の場合は3年間）履修する。

2. 指導教員

- (1) 学生は、1年次4月の履修登録時に、希望する研究分野及び指導教員名を研究科会議に届けなければならない。
- (2) 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文の作成に当たっては、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）の指導を受けなければならない。（学則第9条4）
- (3) 学生は、原則として、修士課程の修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文を作成することとする。ただし、研究のテーマや内容から、指導教員を別に定める必要が生じた時は、「研究指導教員変更願」を学務部に提出すること。指導教員の変更が妥当か否か各専攻毎に協議され、さらに研究科会議の審議を経て、指導教員の変更が認められる。

3. 研究指導計画書

指導教員は、学生と大学院研究指導計画書に関する申し合わせに基づき「大学院研究指導計画書」を作成し、1年次4月の履修登録時に学務部に提出しなければならない。

大学院研究指導計画書に関する申し合せ

平成26年4月1日

大学院研究科修士課程の学生に対して、茨城キリスト教大学大学院学則第7条に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

（様式）

1. 計画書の様式は、別紙のとおりとする。

（作成及び保存）

1. 計画書は、毎年度前期の授業履修開始までに指導する学生ごとに作成する。
2. 指導教員（副指導教員含む。）は、次の手順で計画書を作成する。
 - (1) 学生に自らの研究計画を計画書に記入させ、提出させる。
 - (2) 学生と十分打合せ等を行い、研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - (3) 作成した計画書を学生に明示し、確認のため自筆で署名させる。
 - (4) 教員氏名欄に確認印を押し、原本を学務部に、コピーを研究科長に提出する。
3. 学務部は、計画書を5年間保存する。

茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科 食物健康科学専攻 修士課程研究指導計画書

【 年 月 日作成】

学籍番号		フリガナ 学生氏名	
専攻		分野	
研究題目			
研究指導計画	指導教員	⑩	副指導教員 ⑩
	研究計画（学会発表、論文作成等を含む）：学生が記入		
	研究指導計画：指導教員が記入		

4月前期履修登録期限内に記入し、原本は学務部に、コピーを研究科長に提出してください。

4. 履修・研究指導スケジュール

履修指導、研究指導スケジュールは以下の通りである。

- 1 年次 4 月上旬 指導教員の決定（希望する指導教員を学務部に提出する。研究科会議で指導教員を決定し通知する。）
2 年間（3 年間）の履修計画を立てる。（学生は学務部で科目登録する）
- 1 年次 4 月下旬 研究課題の決定（学生は指導教員と相談し決定した課題を学務部に提出する。指導教員は学務部に研究計画書を提出し、コピーを研究科長に提出する。）
- 1 年次 5 月中旬 研究計画の立案（文献検索、研究方法の検討の指導）
- 1 年次 6 月～3 月 研究の遂行（指導教員は進捗のチェック、方法の再検討等を指導）
- 2 年次 4 月上旬 2 年目の履修計画を立てる。（学生は学務部で科目登録する）
修士論文の作成指導（研究計画の修正、追加実験、解析法の指導）。
- 2 年次 6 月中旬 中間研究発表会（研究科専攻教員全員と専攻科院生全員が参加）
- 2 年次 6 月～9 月 研究の遂行（データ整理、解析、結果の検討等を指導）
- 2 年次 10 月～12 月 修士論文の作成（修士論文作成の指導）
- 2 年次 1 月中旬 修士論文の提出
- 2 年次 2 月上旬 修士論文発表会（研究科専攻教員全員と専攻科院生全員が参加）
論文審査小委員会による口頭試問と論文審査。判定結果を学務部に提出。
- 2 年次 2 月下旬 修士課程修了判定を研究科会議で審議（修得単位と論文判定結果で合否を判定する。）
- 2 年次 3 月中旬 学位の授与（学位記授与式）

5. 修士論文の提出及び課程修了の審査

(1) 論文題目の届け出

- 1) 本大学院に 1 年以上在学し、所定の授業科目について 11 単位以上修得した者は、修士論文を提出することができる。
- 2) 修士論文を提出しようとする者は、所定の用紙に指導教員の承認印を得て論文の題目を学務部に届けなければならない。
- 3) 修士論文を提出しないで在学期間を延長する者も、その旨必ず指導教員及び学務部に届け出なければならない。
- 4) 題目提出の期限は学事暦に従うものとする。
- 5) 題目届け出後、題名を変更する必要がある場合は、変更届を提出すること。

(2) 論文の提出

- 1) 修士論文は自著 1 編 3 部を、その要旨を添えて提出する。
なお、修士論文審査のため、必要があるときは提出論文の部数を増加し、参考資料または訳文、その他を提出させることがある。〔学位授与規程第 5 条〕
- 2) 提出場所
11 号館 1 階学務部

(3) 論文の審査及び課程修了の審査

- 1) 修士課程を修了するためには、修士論文審査及び課程修了の審査に合格しなければならない。
- 2) 修士論文を提出した者は、当該年度の所定の期日に課程修了の審査を受けるものとする。
- 3) 提出された個々の論文については、研究科会議から委嘱された審査委員 3 名（主査 1 名，副査 2 名）が審査し、課程修了の審査の責任も負う。

6. 修士論文審査基準

修士論文発表会で研究科専攻全教員立ち会いのもとに開かれ、その直後に行われる修士論文審査小委員会（主査及び副査2名の教員で構成）の口頭試問を経て、最終評価が行われる。審査は別紙基準に基づく。

茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科食物健康科学専攻修士論文審査基準

学位（修士）論文の審査は、食物健康科学専攻の学位授与方針に従い以下の項目について、主査及び副査2名の審査員により審査する。その結果を総合的に判断して、他の科目と同様、100点満点で採点し、AA、A、B、C、Fで評価する（C以上合格）。

AA 90点以上、A 80点以上、B 70点以上、C 60点以上、F 59点以下

審査基準項目

- (1) 研究の背景、目的や必要性を的確に把握し、設定テーマに妥当性があるか。
- (2) 適切な研究（調査・実験・解析）方法を採用し、遂行されたか。
- (3) 結果に基づいて具体的な分析・考察がなされ、一貫した議論がなされているか。
- (4) 論文の構成、文章表現、図表、先行研究や個々の文献の学術的取り扱い方が適切か。
- (5) 研究成果に新規性がみられ、新しい発見、新しい解釈につながっているか。

配点

主査 各10点、副査 各5点 合計100点

7. 修士論文作成要領

(1) 論文作成上の注意

- 1) 論文の体裁・・・A4判（210×297mm）

パソコンを使用すること。行間を十分にとって読みやすく印字すること。

- 2) 紙数 問わない。

- 3) 表紙 厚表紙を使用、背表紙（板紙）をつけ、紐で綴じる。製本業者による製本もよい。1部は大学図書館に保管されるので、しっかりとした装丁が望ましい。

20XX年度
学位（修士）申請論文
指導教員 ○○○○教授
論文題目
茨城キリスト教大学大学院
生活科学研究科 食物健康科学専攻
学籍番号 氏 名

中表紙(表紙と同じものを記入する)

目次・本文

Title
A Thesis Submitted to The Faculty of the Graduate School of Human Life Sciences Ibaraki Christian University
In Partial Fulfillment Of the Requirements for the Degree Master of Food Sciences
By Student Name Student Number
Adviser(Advisor) Name January 20XX

(2) 論文提出上の注意

1) 提出論文 3部〔主査（指導教員）用1部、副査用2部〕

2) 論文提出の際、邦文による論文要旨(400字詰め原稿用紙5枚程度)または英文による論文要旨(800語程度)を3部提出すること。

(3) 提出論文の保管

提出した論文は、審査終了後、学務部を通して1部は図書館に保管され、1部は提出者本人に返還するので、受け取ること。

【生活科学研究科 心理学専攻】

履修に関しては次のことに注意すること。

1. ○印は必修科目を示す。
2. 各授業科目は、それぞれ固有の科目コード及び科目ナンバリングを持つ。

2020年度～

分野	科目コード	科目明細	科目ナンバリング	科目名	授業形式	必修選択	単位数	配置年次	備考
心理教育科目	73001	1	GP50C01K	教育方法学特論	講義	選択	2	1	
	73002	1	GP50C02K	教授学習心理学特論	講義	選択	2	1	
	73003	1	GP50C03E	教授学習心理学演習	演習	選択	2	1	
	73004	1	GP50C04K	発達心理学特論	講義	選択	2	1	
	73005	1	GP50C05E	発達心理学演習	演習	選択	2	1	
	73006	1	GP50C06K	特別支援教育特論	講義	選択	2	1	
	73007	1	GP51B01E	心理教育課題研究Ⅰ	演習	選択	2	1	
	73008	1	GP52B01E	心理教育課題研究Ⅱ	演習	選択	2	1	
	73009	1	GP63B01E	心理教育課題研究Ⅲ	演習	選択	2	2	
	73010	1	GP64B01E	心理教育課題研究Ⅳ	演習	選択	2	2	
心理実践科目	73011	1	GP50C07K	臨床心理学特論	講義	選択	2	1	
	73012	1	GP50C08K	保健医療分野に関する理論と支援の展開	講義	選択	2	1	
	73013	1	GP50C09K	福祉分野に関する理論と支援の展開	講義	選択	2	1	
	73014	1	GP50C10K	教育分野に関する理論と支援の展開	講義	選択	2	1	
	73015	1	GP50C11K	学校カウンセリング特論	講義	選択	2	1	
	73016	1	GP50C12K	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	選択	2	1	
	73017	1	GP50C13K	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義	選択	2	1	
	73018	1	GP50C14K	心理的アセスメントに関する理論と実践	講義	選択	2	1	
	73019	1	GP51C02K	心理支援に関する理論と実践Ⅰ	講義	選択	2	1	
	73020	1	GP52C01E	心理支援に関する理論と実践Ⅱ	演習	選択	2	1	
	73021	1	GP50C18K	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	講義	選択	2	1	
	73022	1	GP50C19K	心の健康教育に関する理論と実践	講義	選択	2	1	
	73023	1	GP51B02E	心理実践課題研究Ⅰ	演習	選択	2	1	
	73024	1	GP52B02E	心理実践課題研究Ⅱ	演習	選択	2	1	
	73025	1	GP63B02E	心理実践課題研究Ⅲ	演習	選択	2	2	
	73026	1	GP64B02E	心理実践課題研究Ⅳ	演習	選択	2	2	
実習科目	73027	1	GP51A01J	心理実践実習Ⅰ	実習	必修	⑤	1	
	73028	1	GP52C02J	心理実践実習Ⅱ	実習	選択	5	1	
	73029	1	GP63C03J	心理実践実習Ⅲ	実習	選択	5	2	

修了要件および履修方法

＜2020年度以降入学生＞

- ・「実習科目」の「心理実践実習Ⅰ」5単位を修得し、「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」または「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」の8単位を含め、総計30単位以上を修得しなければならない

1. 単位

- 1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とし、15時間の授業をもって1単位とする科目、または、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。
- 3) 実験および実技については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4) 実習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目、または、45時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。(学部学則第14条)

2. 単位の認定

履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験又は研究報告によるものとし、研究科会議がこれを行う。(学則第11条)

3. 修了要件

- (1) 修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、所定の単位(30単位以上)を修得し、かつ学位論文作成のための研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び課程修了の審査に合格しなければならない。(学則第7条、第13条3)
- (2) 修士論文またはケース研究論文の審査及び課程修了の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その可否は、審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。(学則第14条)

4. 修業年限

修業年限は2年(長期履修制度利用の場合は3年)、最長4年在籍できる。

なお、履修期間の変更を希望する場合には、指導教員と相談した上で、1年次の1月末日までに学務部に「大学院履修変更願」を提出すること。研究科会議で審議の上1回のみ変更が認められる。

5. 指導教員

- (1) 学生は、1年次4月(入学直後)に、希望する研究領域及び指導教員名を研究科会議に提出する。
- (2) 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文またはケース研究論文の作成にあたっては、当該学生の研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という)の指導を受けなければならない。(学則第9条4)
- (3) 学生は、原則として修士課程の修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文またはケース研究論文を作成することとする。ただし、研究テーマや内容から、指導教員を別に定める必要が生じた時は、「研究指導教員変更願」を学務部に提出すること。指導教員の変更が妥当か否か研究科会議の審議を経て、指導教員の変更が認められる。

6. 授業科目の履修

(1) 授業科目の履修は、授業科目表の中から以下の要領で行う。

- 1) 「実習科目」の「心理実践実習Ⅰ」（5単位）を必修とし、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2) 自らの課程修了後の進路を鑑み、修士論文（心理教育学的課題に関して心理学的研究手法を用いて作成された研究論文）またはケース研究論文（「心理実践実習Ⅰ～Ⅲ」において自らが取り組んだ事例等に基づいて作成された研究論文）を提出する。
- 3) 修士論文の作成にあたっては、心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ（各2単位、合計8単位）を履修する。
- 4) ケース研究論文の作成にあたっては、心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ（各2単位、合計8単位）を履修する。
- 5) 他専攻および学部の授業科目のうち、研究科会議が当該学生の研究上必要と認めたものに関しては、履修することができる。ただし、修了要件単位には加えない。

7. 履修登録

履修登録は、次のような手続きによって行う。

- (1) 履修登録は、学年初めの所定の期日（学事暦参照）までに、WEB サービスシステムである「IC-UNIPA」を使って行う。エラーが生じた場合はそのまま放置しないこと。履修登録した科目は、「IC-UNIPA」上で確認できる。なお、他専攻及び学部授業の履修については、履修期間内に学務部窓口申し出ること。
- (2) 履修登録期間後、学務部から「学生時間割表（履修登録確認表）」を受取り、それに指導教員のサインと承認印をもらい、4月20日（月）～25日（土）の間に学務部に提出すること。ただし、期間内に提出できない場合は、申し出ること。
- (3) 9月に後期科目を追加して登録することができる。
集中講義等の場合、追加登録を認めることがある。
- (4) 履修科目の取消をする場合は、下記の指定された期間内に「履修取消届」（学務部備付け）に記入の上、学務部に提出する。その後、取消ができていないかを「IC-UNIPA」で確認すること。ただし、修士論文またはケース研究論文は論文提出締切日当日まで取消可能である。

前期 5月25日（月）～29日（金）

7月11日（土）～17日（金）

後期 10月19日（月）～26日（月）

1月 6日（水）～13日（水）

8. 試験及び成績の評価

(1) 試験

- 1) 学期末に試験（筆記、口頭、レポート）または研究報告を行う。
- 2) 試験の方法等は試験実施2週間前に掲示によって発表する。

(2) 成績評価

成績評価の基準は、A A（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）を合格とし、F（59点以下）を不合格とする。ただし、試験に欠席した者は、担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(3) 成績通知

前期科目の成績通知は9月に行う。

後期科目の成績通知は、修了時または翌年3月末に行う。

修士論文またはケース研究論文の作成と指導

課程修了のためには、指導教員の下、修士論文またはケース研究論文を作成し、学位論文審査に合格しなければならない。学位論文の作成にあたっては、修士論文については「心理教育課題研究Ⅰ～Ⅳ」（各2単位、合計8単位）、ケース研究論文については「心理実践課題研究Ⅰ～Ⅳ」（各2単位、合計8単位）を履修する。また、その科目担当教員を指導教員とする。

1. 課程のスケジュール

(1) スケジュールの概要

【1年次】

- | | |
|----|---|
| 4月 | 履修ガイダンス
指導教員の決定
履修登録（履修計画の立案を含む）
研究課題の決定
研究計画書の提出
研究倫理講習会の受講 |
| 5月 | 研究遂行のための準備（倫理審査申請準備を含む） |
| 2月 | 研究デザイン発表会 |

【2年次】

- | | |
|----|---|
| 4月 | 履修ガイダンス
履修登録
研究倫理講習会の受講
倫理審査申請 |
| 7月 | 中間発表会 |
| 1月 | 修士論文またはケース研究論文の提出、受付 |
| 2月 | 最終発表会
口頭試験、学位論文審査及び課程修了審査
課程修了判定 |
| 3月 | 学位の授与 |

＊修士論文またはケース研究論文の提出、受付は原則1月のみの年1回とする。

＊長期履修生については、通常2年のスケジュールを3年に延長して進める。

(2) 指導教員の決定

- 1) 学生は、1年次4月に指導教員名を学務部に届けなければならない。
- 2) 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文またはケース研究論文の作成にあたっては、当該学生の研究指導を担当する指導教員の指導を受けなければならない（学則第9条4）。
（「IC-UNIPA」での履修登録期間後、学務部から「学生時間割表（履修登録確認票）」を受取り、それに指導教員のサインと承認印をもらい、4月20日（月）～25日（土）に学務部に提出すること。）
- 3) 学生は、指導教員が担当する課題研究Ⅰ～Ⅳを履修する。

- 4) 学生は、原則として課程修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文またはケース研究論文を作成する。ただし、研究のテーマや内容から指導教員を別に定める必要が生じた時には、「研究指導教員変更願」を学務部に提出する。指導教員の変更が妥当か否か各専攻毎に協議され、さらに研究科会議の審議を経て、指導教員の変更が認められる。

(3) 研究計画

- 1) 本研究科本専攻に1年以上在学し、所定の科目を修めた者は、修士論文またはケース研究論文を提出することができる。
- 2) 修士論文またはケース研究論文を提出しようとする者は、所定の用紙に指導教員の承認印を得て、研究計画書を学務部に届け出なければならない。計画書の様式は、別紙の通りとする。
- 3) 学位論文を提出しないで在学期間を延長する者は、その旨を必ず指導教員及び学務部に届け出なければならない。
- 4) 研究計画書は1年次4月の履修登録時に学務部に提出しなければならない。
- 5) 研究計画書届け出後、内容を変更する必要がある場合は、学務部に変更届を提出する。

(4) 研究倫理審査

- 1) 人を対象とした研究全般においては、本学倫理審査委員会に申請の上、審査を経て研究を行うことを原則とする。
- 2) 審査を受ける者は、指導教員の指導の下、所定の様式に沿って申請書を作成し提出する。

2. 修士論文またはケース研究論文の提出

- 1) 自著の上、1編3部を、その要旨を添えて提出する。
なお、審査のため、その他の提出が求められることがある（学位授与規程第5条）。
- 2) 提出場所
11号館 1階学務部

3. 修士論文またはケース研究論文審査及び課程修了審査

- 1) 本課程を修了するためには、修士論文またはケース研究論文審査及び課程修了審査に合格しなければならない。
- 2) 修士論文またはケース研究論文を提出した者は、当該年度の所定の期日に課程修了の審査を受けるものとする。
- 3) 提出された論文については、研究科会議から委嘱された審査委員3名（主査1名、副査2名）が審査し、課程修了の責任も負う。

4. 論文審査基準

論文発表会で研究科専攻全教員立ち会いのもとに開かれ、その直後に行われる論文審査小委員会（主査及び副査2名の教員で構成）の口頭試問を経て、最終評価が行われる。審査は次の基準に基づく。

茨城キリスト教大学大学院生活科学研究科心理学専攻論文審査基準

学位論文の審査は、心理学専攻の学位授与方針に従い以下の項目について、主査及び副査2名の審査員により審査する。その結果を総合的に判断して、他の科目と同様、100点満点で採点し、AA、A、B、C、Fで評価する（C以上合格）。

AA 90点以上、A 80点以上、B 70点以上、C 60点以上、F 59点以下

審査基準項目

(1) 研究テーマの適切性

研究の背景、目的や必要性の的確な把握と設定テーマの妥当性。

(2) 研究方法の適切性

テーマに対する適切な研究方法の採用と遂行。

(3) 論旨の一貫性

結果に基づいての具体的な分析および考察と一貫した議論。

(4) 倫理性

情報の収集、論文の構成、文章・図表表現、先行研究をはじめとする各種文献等の取扱い全般における人権の遵守と学術的適切さ。

(5) 独創性

研究成果の新規性と新たな発見や解釈。

配点

主査 各10点、副査 各5点 合計100点

5. 修士論文またはケース研究論文作成要領

(1) 論文作成上の注意

- 1) 論文の体裁・・・A4判（210×297mm）
パソコンを使用すること。行間を十分にとって読みやすく印字すること（目安として1枚あたり40字×30行）。
- 2) 紙数 問わない。
- 3) 表紙 厚表紙を使用、背表紙（板紙）をつけ、紐で綴じる。1部は大学図書館に保管されるので、ハードカバーによる製本が望ましい。

20XX年度 学位（修士）申請論文 指導教員 ○○○○教授 論文題目 茨城キリスト教大学大学院 生活科学研究科 心理学専攻 学籍番号 氏 名	中表紙(表紙と同じものを記入する) 目次・本文
	Title A Thesis Submitted to The Faculty of the Graduate School of Human Life Sciences Ibaraki Christian University In Partial Fulfillment Of the Requirements for the Degree Master of Psychology By Student Name Student Number Adviser(Advisor) Name January 20XX

(2) 論文提出上の注意

- 1) 提出論文 3部〔主査（指導教員）用1部、副査用2部〕
- 2) 論文提出の際、邦文による論文要旨(400字詰め原稿用紙5枚程度)または英文による論文要旨(800語程度)を3部提出すること。

(3) 提出論文の保管

提出した論文は、審査終了後、学務部を通して1部は図書館に保管され、1部は提出者本人に返還するので、受け取ること。

6. 修士論文またはケース研究論文発表会について

- 1) 論文審査及び課程修了の審査の結果、合格となった論文については、当該年度の発表会にて発表する。
- 2) 発表会の日時・場所・発表形式などについては、IC-UNIPAで通知する。

【 年 月 日 作成】

学籍番号		学生氏名	
専 攻			
研究題目			
指導教員	印		
研究計画	1. 研究の背景 2. 研究目的 3. 研究対象 4. 研究方法 5. 倫理的配慮		

履修要項Ⅲ

看 護 学 研 究 科

看護学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

看護学研究科

看護学研究科では、専攻分野における優れた研究能力または高度の専門職性を養い、看護に関わる諸能力をもって地域社会と国際社会に貢献する人材の育成を目的として、以下の専門的諸能力を備えたと認められる人に修士（看護学）の学位を授与します。

看護学専攻

<建学理念>

キリスト教精神（隣人愛）に基づき、看護に関わる専門的かつ深遠な諸能力を通じて諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティアズム

キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性

<学力の3要素>

看護学に関する専門的かつ深遠な知識・技能

それらの知識・技能を活用して看護の場における課題を解決してゆく優れた思考力・判断力・表現力

看護に関わる多様な人々と協働し、課題解決のための学修に主体的に取り組む態度

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学専攻

<方法と理念>

わかり易い資料に基づく解説等により基本的な知識・技能を身につけることのできる講義群を編成し、履修者自身が予習や復習をもってその深化を図ることを同時に支援します。特に演習科目や実技・実習科目では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション、模擬授業や場面指導等のアクティブ・ラーニングをとおして知識・技能の習熟を図るとともに、課題解決に主体的に向き合う態度や思考力・判断力・表現力の育成を図ります。また、そうした学修を補完しながら実践的ボランティアや公正性を身につけるために医療や教育に実際に関わったことを学問として深化させることを推奨します。

<分野>

看護学に関わる科目群を設定し、共通選択科目、専門共通科目、専門科目を配置することで、知識・技能の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、学修に主体的に取り組む態度の育成を図ります。特に演習科目（ゼミ）では、上記諸能力の総体を確認しながら更なる深化に務め、もって「頭と心と身体」をバランスよく鍛える教育課程を展開します。

<年次>

基礎看護科学分野及び実践看護学分野（CNSを含む）の2分野を設置し、1年次に高度な専門職業人の養成や教育者・研究者となりうる基本的能力を獲得できるような教育を行います。2年次においては看護学に関連する研究テーマをもち、研究に取り組み、修士論文や課題研究論文を作成できるよう構成しています。

<評価>

学修成果の評価は、学位授与方針に掲げる各項目（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学修に主体的に取り組む態度、実践的ボランティア、公正性）をふまえた各科目の到達目標、評価方法、評価基準に基づき適正に行います。その詳細については各科目の授業概要（シラバス）に記載します。また修士論文に対する評価の詳細は履修要覧等に記載します。

<その他>

昼夜開講制や長期履修制度を導入し、専門性にちなんだ履修モデルを作成し、履修プログラムを主体的に組んでいきます。具体的・効果的且つ実践的に学修を重ねていくことで、各々の目標を達成できるように支援します。

科目ナンバリング

本学では、2017（平成 29）年度から、全ての学部・大学院において「科目ナンバリング」の制度を導入しました。

（1）科目ナンバリングとは

科目ナンバリングは、教育課程の体系が理解しやすくなるように、各授業科目に記号・番号を付し、各科目の配置、相互関係、位置づけ、授業形式などを明示する仕組みです。

（2）科目ナンバリングの構成

① ② ③ ④ ⑤ ⑥
GN 50 C 01 K

例） 保健統計学特論（看護学研究科 看護学専攻 共通選択科目）

① アルファベット 2 文字：専攻等を表す。

GE：大学院 文学研究科 英語英米文学専攻 専攻科目

GF：大学院 生活科学研究科 食物健康科学専攻 専攻科目

GP：大学院 生活科学研究科 心理学専攻 専攻科目

GN：大学院 看護学研究科 看護学専攻 専攻科目

② 2 桁の数字の十の位：年次レベルを表す。

5：大学院 1 年次レベル（1 年次生から履修可能）の科目

6：大学院 2 年次レベル（2 年次生から履修可能）の科目

③ 2 桁の数字の一の位：科目（内容）の順位性を表す。

0：特に順位性が設けられていない科目

1～：科目名のローマ数字（Ⅰ～Ⅶ）に対応し、順位性が示される科目

④ アルファベット 1 文字：必修・選択必修・選択の別を表す。

A：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「必修」となる科目

B：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「選択必修」となる科目

C：当該科目が適用される全院生にとって修了要件上「選択」となる科目

⑤ 2 桁の数字：上記 ①～④ の記号・数字が同一である科目グループの中の順番（カリキュラム表に現れる順番）を表す。

01～

⑥ アルファベット 1 文字：授業形式を表す。

K：講義科目

E：演習科目

J：実験科目、実習科目、実技科目

S：その他

【看護学研究科 看護学専攻】

履修に関しては次のことに注意すること。

- 印は必修科目を示す。
- 各授業科目は、それぞれ固有の科目コード及び科目ナンバリングを持つ。

2020年度～

分野	科目コード	科目明細	科目ナンバリング	科目名	授業形式	必修選択	単位数	配置年次	備考
共通選択科目	81001	1	GN50C01K	保健統計学特論	講義	選択	2	1	合計6単位必修 (CNSコースに 関しては51 ページ参照)
	81002	1	GN50C02K	教育方法学特論	講義	選択	2	1	
	81003	1	GN50C03K	発達心理学特論	講義	選択	2	1	
	81004	1	GN50C04K	カウンセリング特論	講義	選択	2	1	
	81005	1	GN50C05K	栄養生理学特論	講義	選択	2	1	
	81006	1	GN50C06K	障害者支援特論	講義	選択	2	1	
	81042	1	GN50C07K	マネジメント特論	講義	選択	2	1	
	81060	1	GN50C22K	ヘルスアセスメント特論	講義	選択	2	1	
	81061	1	GN50C23K	病態生理学特論	講義	選択	2	1	
	81062	1	GN50C24K	臨床薬理学特論	講義	選択	2	1	
専門共通科目	81007	1	GN50A01K	看護学研究法特論	講義	必修	②	1	合計8単位必修 (CNSコースに 関しては51 ページ参照)
	81008	1	GN50A02K	看護理論特論	講義	必修	②	1	
	81009	1	GN50A03K	看護倫理特論	講義	必修	②	1	
	81010	1	GN50C08K	看護形態機能学	講義	選択	2	1	
	81011	1	GN50C09K	ヘルスプロモーション特論	講義	選択	2	1	
	81012	1	GN50C10K	コンサルテーション特論	講義	選択	2	1	
	81013	1	GN50C11K	看護管理学特論	講義	選択	2	1	
	81063	1	GN50C25K	看護教育論	講義	選択	2	1	
	81064	1	GN50C26K	看護政策論	講義	選択	2	1	
専門科目	<基盤実証看護学領域>								
	81014	1	GN50C12K	看護生体情報学特論	講義	選択	2	1	
	81015	1	GN50C13E	看護生体情報学演習	演習	選択	2	1	
	81016	1	GN50C14K	応用看護技術学	講義	選択	2	1	
	81017	1	GN50C15E	応用看護技術学演習	演習	選択	2	1	
	81047	1	GN51C01K	看護マネジメント特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81048	1	GN52C01K	看護マネジメント特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81049	1	GN52C02E	看護マネジメント演習	演習	選択	2	1	
	81050	1	GN51C02K	看護教育学特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81051	1	GN52C02K	看護教育学特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81052	1	GN50C16E	看護教育学演習	演習	選択	2	1	
	81018	1	GN60B01E	看護学特別研究(基盤実証看護学)	演習	選択	8	1・2	
	<生活支援看護学領域>								いずれかの 看護学特別 研究8単位 必修および 専門科目の 中から8単位 選択必修 (CNSコース に関しては 51ページ参 照)
	81019	2	GN50C17K	慢性看護学特論	講義	選択	2	1	
	81020	2	GN51C05K	慢性看護学援助特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81022	2	GN52C03K	慢性看護学援助特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81065	1	GN61C01K	慢性看護学援助特論Ⅲ	講義	選択	2	2	
	81066	1	GN62C01K	慢性看護学援助特論Ⅳ	講義	選択	2	2	
	81076	1	GN51C01E	慢性看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1	
	81077	1	GN52C01E	慢性看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1	
	81067	1	GN50C01J	慢性看護学実習Ⅰ	実験・実習	選択	2	1	
	81068	1	GN61C01J	慢性看護学実習Ⅱ	実験・実習	選択	4	2	
	81069	1	GN62C01J	慢性看護学実習Ⅲ	実験・実習	選択	4	2	
	81043	2	GN51C03K	生活支援看護学特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81044	2	GN52C04K	生活支援看護学特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81053	1	GN53C01K	生活支援看護学特論Ⅲ	講義	選択	2	1	
	81045	2	GN51C03E	生活支援看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1	
	81046	2	GN52C04E	生活支援看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1	
	81055	1	GN50C21K	急性期看護学特論	講義	選択	2	1	
	81056	1	GN51C06K	急性期看護学援助特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81058	1	GN52C07K	急性期看護学援助特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81070	1	GN53C06K	急性期看護学援助特論Ⅲ	講義	選択	2	1	

専門科目	実践看護学分野	81057	1	GN51C07E	急性期看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1	いずれかの看護学特別研究8単位必修および専門科目の中から8単位選択必修(CNSコースに関しては51ページ参照)		
		81059	1	GN52C07E	急性期看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1			
		81071	1	GN53C06E	急性期看護学演習Ⅲ	演習	選択	2	1			
		81072	1	GN54C07E	急性期看護学演習Ⅳ	演習	選択	2	1			
		81028	1	GN60B02E	看護学特別研究(生活支援看護学)	演習	選択	8	1・2			
		81029	1	GN60C01E	課題研究	演習	選択	2	2			
		81073	1	GN50C02J	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	実験・実習	選択	2	1			
		81074	1	GN61C02J	クリティカルケア看護学実習Ⅱ	実験・実習	選択	3	2			
		81075	1	GN62C02J	クリティカルケア看護学実習Ⅲ	実験・実習	選択	5	2			
		<発達支援看護学領域>										
		81031	1	GN51C04K	発達支援看護学特論Ⅰ	講義	選択	2	1			
		81032	1	GN52C05K	発達支援看護学特論Ⅱ	講義	選択	2	1			
		81054	1	GN53C02K	発達支援看護学特論Ⅲ	講義	選択	2	1			
		81035	2	GN51C05E	発達支援看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1			
		81036	2	GN52C05E	発達支援看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1			
		81037	1	GN60B03E	看護学特別研究(発達支援看護学)	演習	選択	8	1・2			
		<精神看護学領域>										
		81038	1	GN50C18K	精神保健学特論	講義	選択	2	1			
		81039	1	GN50C19K	臨床精神看護学特論	講義	選択	2	1			
		81040	1	GN50C20E	精神看護学演習	演習	選択	2	1			
		81041	1	GN60B04E	看護学特別研究(精神看護学)	演習	選択	8	1・2			
		履修要件および履修方法										
		・論文コースの場合は、共通選択科目6単位以上、専門共通科目8単位以上、看護専門科目8単位以上、看護学特別研究8単位の合計30単位以上を修得しなければならない。										
・CNSコースの場合は、共通選択科目6単位以上、専門共通科目8単位以上、看護専門科目14単位以上、看護学実習10単位、課題研究2単位の合計40単位以上を修得しなければならない。履修する科目については51ページ参照。												

【看護学研究科 看護学専攻】

履修に関しては次のことに注意すること。

1.○印は必修科目を示す。

2.各授業科目は、それぞれ固有の科目コード及び科目ナンバリングを持つ。

2019年度

分野	科目コード	科目明細	科目ナンバリング	科目名	授業形式	必修選択	単位数	配置年次	備考
共通選択科目	81001	1	GN50C01K	保健統計学特論	講義	選択	2	1	合計6単位必修
	81002	1	GN50C02K	教育方法学特論	講義	選択	2	1	
	81003	1	GN50C03K	発達心理学特論	講義	選択	2	1	
	81004	1	GN50C04K	カウンセリング特論	講義	選択	2	1	
	81005	1	GN50C05K	栄養生理学特論	講義	選択	2	1	
	81006	1	GN50C06K	障害者支援特論	講義	選択	2	1	
専門共通科目	81042	1	GN50C07K	マネジメント特論	講義	選択	2	1	合計8単位必修
	81007	1	GN50A01K	看護学研究法特論	講義	必修	②	1	
	81008	1	GN50A02K	看護理論特論	講義	必修	②	1	
	81009	1	GN50A03K	看護倫理特論	講義	必修	②	1	
	81010	1	GN50C08K	看護形態機能学	講義	選択	2	1	
	81011	1	GN50C09K	ヘルスプロモーション特論	講義	選択	2	1	
基礎看護科学分野	81012	1	GN50C10K	コンサルテーション特論	講義	選択	2	1	合計8単位必修
	81013	1	GN50C11K	看護管理学特論	講義	選択	2	1	
	<基盤実証看護学領域>								
	81014	1	GN50C12K	看護生体情報学特論	講義	選択	2	1	
	81015	1	GN50C13E	看護生体情報学演習	演習	選択	2	1	
	81016	1	GN50C14K	応用看護技術学	講義	選択	2	1	
	81017	1	GN50C15E	応用看護技術学演習	演習	選択	2	1	
	81047	1	GN51C01K	看護マネジメント特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81048	1	GN52C01K	看護マネジメント特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81049	1	GN53C01E	看護マネジメント演習	演習	選択	2	1	
	81050	1	GN51C02K	看護教育学特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81051	1	GN52C03K	看護教育学特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81052	1	GN50C16E	看護教育学演習	演習	選択	2	1	
	81018	1	GN60B01E	看護学特別研究(基盤実証看護学)	演習	選択	8	1・2	
専門科目	<生活支援看護学領域>								いずれかの看護学特別研究8単位必修および専門科目の中から8単位選択必修
	81019	2	GN50C17K	慢性看護学特論	講義	選択	2	1	
	81020	2	GN51C05K	慢性看護学援助特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81021	2	GN61C01E	慢性看護学演習Ⅰ	演習	選択	3	2	
	81022	2	GN52C03K	慢性看護学援助特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81023	2	GN62C01E	慢性看護学演習Ⅱ	演習	選択	3	2	
	81043	2	GN51C03K	生活支援看護学特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81044	2	GN52C02K	生活支援看護学特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81053	1	GN53C01K	生活支援看護学特論Ⅲ	講義	選択	2	1	
	81045	2	GN51C03E	生活支援看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1	
	81046	2	GN52C03E	生活支援看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1	
	81055	1	GN50C21K	急性期看護学特論	講義	選択	2	1	
	81056	1	GN51C06K	急性期看護学援助特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81058	1	GN52C06K	急性期看護学援助特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81057	1	GN51C07E	急性期看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1	
	81059	1	GN52C07E	急性期看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1	
	81028	1	GN60B02E	看護学特別研究(生活支援看護学)	演習	選択	8	1・2	
	81029	1	GN60C01E	課題研究	演習	選択	2	2	
	81030	2	GN60C02J	慢性看護学実習	実験・実習	選択	6	2	
	<発達支援看護学領域>								
	81031	1	GN51C04K	発達支援看護学特論Ⅰ	講義	選択	2	1	
	81032	1	GN52C04K	発達支援看護学特論Ⅱ	講義	選択	2	1	
	81054	1	GN53C02K	発達支援看護学特論Ⅲ	講義	選択	2	1	
	81035	2	GN51C05E	発達支援看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1	
	81036	2	GN52C05E	発達支援看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1	
	81037	1	GN60B03E	看護学特別研究(発達支援看護学)	演習	選択	8	1・2	
	<精神看護学領域>								
	81038	1	GN50C18K	精神保健学特論	講義	選択	2	1	
	81039	1	GN50C19K	臨床精神看護学特論	講義	選択	2	1	
	81040	1	GN50C20E	精神看護学演習	演習	選択	2	1	
	81041	1	GN60B04E	看護学特別研究(精神看護学)	演習	選択	8	1・2	

修了要件および履修方法

・論文コースの場合は、共通選択科目6単位以上、専門共通科目8単位以上、専門科目の選択した領域8単位以上、看護学特別研究8単位の合計30単位以上を修得しなければならない。

・CNS(26単位)コースの場合は、共通選択科目6単位以上、専門共通科目8単位以上、専門科目の選択した領域のうちCNS取得に必要な科目12単位以上、看護学実習6単位、課題研究2単位の合計34単位以上を修得しなければならない。
履修する科目については51ページ参照。

*2019年度入学者で、2020年度より開講となる下記科目の履修を希望するものは、担当教員と相談し、別途学務部へ履修届を提出すること。

共通選択科目：ヘルスアセスメント特論、病態生理学特論、臨床薬理学特論

専門共通科目：看護教育論、看護政策論

専門科目：急性期看護学援助特論Ⅲ、急性期看護学演習Ⅲ、急性期看護学演習Ⅳ、クリティカルケア看護学実習Ⅰ、クリティカルケア看護学実習Ⅱ、クリティカルケア看護学実習Ⅲ

【看護学研究科 看護学専攻】

履修に関しては次のことに注意すること。

- 印は必修科目を示す。
- 各授業科目は、それぞれ固有の科目コード及び科目ナンバリングを持つ。

2017年度～2018年度

分野	科目コード	科目明細	科目ナンバリング	科目名	授業形式	必修選択	単位数	配置年次	備考	
共通選択科目	81001	1	GN50C01K	保健統計学特論	講義	選択	2	1	合計6単位必修	
	81002	1	GN50C02K	教育方法学特論	講義	選択	2	1		
	81003	1	GN50C03K	発達心理学特論	講義	選択	2	1		
	81004	1	GN50C04K	カウンセリング特論	講義	選択	2	1		
	81005	1	GN50C05K	栄養生理学特論	講義	選択	2	1		
	81006	1	GN50C06K	障害者支援特論	講義	選択	2	1		
	81042	1	GN50C07K	マネジメント特論	講義	選択	2	1		
専門共通科目	81007	1	GN50A01K	看護学研究法特論	講義	必修	②	1	合計8単位必修	
	81008	1	GN50A02K	看護理論特論	講義	必修	②	1		
	81009	1	GN50A03K	看護倫理特論	講義	必修	②	1		
	81010	1	GN50C08K	看護形態機能学	講義	選択	2	1		
	81011	1	GN50C09K	ヘルスプロモーション特論	講義	選択	2	1		
	81012	1	GN50C10K	コンサルテーション特論	講義	選択	2	1		
	81013	1	GN50C11K	看護管理学特論	講義	選択	2	1		
基礎看護科学分野	<基盤実証看護学領域>								いずれかの看護学特別研究8単位必修および専門科目の中から8単位選択必修	
	81014	1	GN50C12K	看護生体情報学特論	講義	選択	2	1		
	81015	1	GN50C13E	看護生体情報学演習	演習	選択	2	1		
	81016	1	GN50C14K	応用看護技術学	講義	選択	2	1		
	81017	1	GN50C15E	応用看護技術学演習	演習	選択	2	1		
	81047	1	GN51C01K	看護マネジメント特論Ⅰ	講義	選択	2	1		
	81048	1	GN52C01K	看護マネジメント特論Ⅱ	講義	選択	2	1		
	81049	1	GN53C01E	看護マネジメント演習	演習	選択	2	1		
	81050	1	GN51C02K	看護教育学特論Ⅰ	講義	選択	2	1		
	81051	1	GN52C03K	看護教育学特論Ⅱ	講義	選択	2	1		
	81052	1	GN50C16E	看護教育学演習	演習	選択	2	1		
	81018	1	GN60B01E	看護学特別研究(基盤実証看護学)	演習	選択	8	1・2		
	<生活支援看護学領域>									
	81019	2	GN50C17K	慢性看護学特論	講義	選択	2	1		
	81020	2	GN51C05K	慢性看護学援助特論Ⅰ	講義	選択	2	1		
	81021	2	GN61C01E	慢性看護学演習Ⅰ	演習	選択	3	2		
	81022	2	GN52C03K	慢性看護学援助特論Ⅱ	講義	選択	2	1		
	81023	2	GN62C01E	慢性看護学演習Ⅱ	演習	選択	3	2		
	81043	2	GN51C03K	生活支援看護学特論Ⅰ	講義	選択	2	1		
81044	2	GN52C02K	生活支援看護学特論Ⅱ	講義	選択	2	1			
81053	1	GN53C01K	生活支援看護学特論Ⅲ	講義	選択	2	1			
実践看護学分野	81045	2	GN51C03E	生活支援看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1		
	81046	2	GN52C03E	生活支援看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1		
	81028	1	GN60B02E	看護学特別研究(生活支援看護学)	演習	選択	8	1・2		
	81029	1	GN60C01E	課題研究	演習	選択	2	2		
	81030	2	GN60C02J	慢性看護学実習	実験・実習	選択	6	2		
	<発達支援看護学領域>									
	81031	1	GN51C04K	発達支援看護学特論Ⅰ	講義	選択	2	1		
	81032	1	GN52C04K	発達支援看護学特論Ⅱ	講義	選択	2	1		
	81054	1	GN53C02K	発達支援看護学特論Ⅲ	講義	選択	2	1		
	81035	2	GN51C05E	発達支援看護学演習Ⅰ	演習	選択	2	1		
	81036	2	GN52C05E	発達支援看護学演習Ⅱ	演習	選択	2	1		
	81037	1	GN60B03E	看護学特別研究(発達支援看護学)	演習	選択	8	1・2		
	<精神看護学領域>									
	81038	1	GN50C18K	精神保健学特論	講義	選択	2	1		
	81039	1	GN50C19K	臨床精神看護学特論	講義	選択	2	1		
	81040	1	GN50C20E	精神看護学演習	演習	選択	2	1		
	81041	1	GN60B04E	看護学特別研究(精神看護学)	演習	選択	8	1・2		
	修了要件および履修方法									
	<2017年度～2018年度入学生>									
	・論文コースの場合は、共通選択科目6単位以上、専門共通科目8単位以上、専門科目の選択した領域8単位以上、看護学特別研究8単位の合計30単位以上を修得しなければならない。									
・CNS(26単位)コースの場合は、共通選択科目6単位以上、専門共通科目8単位以上、専門科目の選択した領域のうちCNS取得に必要な科目12単位以上、看護学実習6単位、課題研究2単位の合計34単位以上を修得しなければならない。										
履修する科目については51ページ参照。										

1. 単位

- 1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 演習については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とし、15時間の授業をもって1単位とする科目、または、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。
- 3) 実験および実技については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4) 実習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とし、30時間の授業をもって1単位とする科目、または、45時間の授業をもって1単位とする科目のいずれかとする。(学部学則第14条)

2. 単位の認定

履修した授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口頭による試験又は研究報告によるものとし、研究科会議がこれを行う。(学則第11条)

3. 修了要件

- (1) 修士課程を修了するためには、大学院に2年以上在学し、所定の単位（修士論文コース：30単位以上、CNS コース2020年度入学生：40単位以上、2017～2019年度入学生：34単位以上）を修得し、かつ修士論文作成のための研究指導を受けた上、修士の学位論文（CNS コースでは課題研究論文）の審査及び課程修了の審査に合格しなければならない。(学則第13条5)
- (2) 修士論文または課題研究論文の審査及び課程修了の審査は、研究科会議において審査委員会を設けて行い、その可否は、審査委員会の報告に基づいて研究科会議が決定する。(学則第14条)

4. 修業年限

修業年限は2年（長期履修制度利用の場合は3年）、最長4年在籍できる。

なお、履修期間の変更を希望する場合には、指導教員と相談した上で、1年次の1月末日までに学務部に「大学院履修変更願」を提出すること。研究科会議で審議の上1回のみ変更が認められる。

5. 指導教員

- (1) 学生は、1年次4月（入学直後）に、希望する研究領域及び指導教員名を研究科会議に提出する。
- (2) 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文または課題研究論文の作成に当たっては、当該学生の研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という）の指導を受けなければならない。(学則第9条4)
- (3) 学生は、原則として修士課程の修了まで同一の指導教員から指導を受け、修士論文または課題研究論文を作成することとする。ただし、研究テーマや内容から、指導教員を別に定める必要が生じた時は、「研究指導教員変更願」を学務部に提出すること。指導教員の変更が妥当か否か研究科会議の審議を経て、指導教員の変更が認められる。

6-1. 授業科目の履修（2018、2019年度 入学生）

(1) 授業科目の履修は、授業科目表の中から以下の要領で行う。

1) 論文コース

共通選択科目 6 単位以上、専門共通科目 8 単位以上、専門科目の選択した領域 8 単位以上、看護学特別研究 8 単位の合計30単位以上を修得しなければならない。

2) CNS (26単位) コース

共通選択科目 6 単位以上、専門共通科目（看護学研究法特論・看護理論特論・看護倫理特論・コンサルテーション特論・看護管理学特論） 8 単位以上、専門科目の選択した領域のうち CNS 取得に必要な科目12単位以上、看護学実習 6 単位、課題研究 2 単位の合計34単位以上を修得しなければならない。

なお、学生は、看護学特別研究または課題研究を遂行するに当たり、茨城キリスト教大学研究倫理審査指針を踏まえ、茨城キリスト教大学倫理審査委員会審査申請書を作成・申請し、承認を得る必要がある。

(2) 他専攻及び学部の授業科目のうち、研究科会議が当該学生の研究上必要と認めたものに関しては、8 単位を超えない範囲で履修できる。（学則第 9 条）

6-2. 授業科目の履修（2020年度 入学生）

(1) 授業科目の履修は、授業科目表の中から以下の要領で行う。

1) 論文コース

共通選択科目 6 単位以上、専門共通科目 8 単位以上、専門科目の選択した領域 8 単位以上、看護学特別研究 8 単位の合計30単位以上を修得しなければならない。

2) CNS コース

①共通選択科目：病態生理学特論、ヘルスアセスメント特論、臨床薬理学特論を含む 6 単位以上を修得しなければならない。

②専門共通科目：必修である看護学研究法特論、看護理論特論、看護倫理特論 6 単位に加え、選択科目であるコンサルテーション特論、看護管理学特論、看護教育論、看護政策論のうち 2 単位以上を含む 8 単位以上を修得しなければならない。

③専門科目の選択した領域のうち CNS 取得に必要な科目14単位以上を修得しなければならない。

- ・慢性看護 CNS コース（慢性看護学特論、慢性看護学援助特論Ⅰ、慢性看護学援助特論Ⅱ、慢性看護学援助特論Ⅲ、慢性看護学援助特論Ⅳ、慢性看護学演習Ⅰ、慢性看護学演習Ⅱ）

- ・クリティカルケア CNS コース（急性期看護学特論、急性期看護学援助特論Ⅰ、急性期看護学援助特論Ⅱ、急性期看護学援助特論Ⅲ、急性期看護学演習Ⅰ、急性期看護学演習Ⅲ、急性期看護学演習Ⅳ）

④専門科目の選択した領域のうち CNS 取得に必要な看護学実習下記 3 科目10単位を修得しなければならない。

- ・慢性看護 CNS コース（慢性看護学実習Ⅰ、慢性看護学実習Ⅱ、慢性看護学実習Ⅲ）

- ・クリティカルケア CNS コース（クリティカルケア看護学実習Ⅰ、クリティカルケア看護学実習Ⅱ、クリティカルケア看護学実習Ⅲ）

⑤専門科目の課題研究 2 単位を修得しなければならない。

なお、学生は、看護学特別研究を遂行するに当たり、茨城キリスト教大学研究倫理審査指針を踏まえ、茨城キリスト教大学倫理審査委員会審査申請書を作成・申請し、承認を得る必要がある。また、課題研究については必要時、論理審査の申請を行う。

- (2) 他専攻及び学部の授業科目のうち、研究科会議が当該学生の研究上必要と認めたものに関しては、8単位を超えない範囲で履修できる。(学則第9条)

7. 履修登録

履修登録は、次のような手続きによって行う。

- (1) 履修登録は、学年初めの所定の期日（学事暦参照）までに、WEB サービスシステムである「IC-UNIPA」を使って行う。エラーが生じた場合はそのまま放置しないこと。履修登録した科目は、「IC-UNIPA」上で確認できる。なお、他専攻及び学部授業の履修については、履修期間内に学務部窓口申し出ること。
- (2) 履修登録期間後、学務部から「学生時間割表（履修登録確認表）」を受取り、それに指導教員のサインと承認印をもらい、4月20日（月）～25日（土）の間に学務部に提出すること。ただし、期間内に提出できない場合は、申し出ること。
- (3) 9月に後期科目を追加して登録することができる。
集中講義等の場合、追加登録を認めることがある。
- (4) 履修科目の取消をする場合は、下記の指定された期間内に「履修取消届」（学務部備付け）に記入の上、学務部に提出する。その後、取消ができていないかを「IC-UNIPA」で確認すること。ただし、修士論文または課題研究論文は論文提出締切日当日まで取消可能である。
前期 5月25日（月）～29日（金）
7月11日（土）～17日（金）
後期 10月19日（月）～26日（月）
1月6日（水）～13日（水）

8. 試験及び成績の評価

- (1) 試験
 - 1) 学期末に試験（筆記、口頭、レポート）または研究報告を行う。
 - 2) 試験の方法等は試験実施2週間前に掲示によって発表する。
- (2) 成績評価
成績評価の基準は、A A（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）を合格とし、F（59点以下）を不合格とする。ただし、試験に欠席した者は、担当教員に申し出てその指示に従うものとする。
- (3) 成績通知
前期科目の成績通知は9月に行う。
後期科目の成績通知は、修了時または翌年3月末に行う。

1. 2年間のスケジュール

(1) スケジュールの概要

【1年次】

- 4月 <履修登録>
- <指導教員の決定>
- 4月～ <研究遂行のための準備>
- 2月 <倫理審査申請 開始>

【2年次】

- 5月 <修士論文あるいは課題研究論文テーマの決定・提出>
- 6月 <研究計画書提出>
- 7月 <中間発表会>
- 7月～1月 <修士論文あるいは課題研究論文の作成>
- 1月 <修士論文あるいは課題研究論文の提出>
- <主査（指導教員）・副査の決定>
- 2月 <修士論文あるいは課題研究論文審査・課程修了の審査>
- <修了判定>
- 3月 <学位論文発表会>

※なお、長期履修生については、スケジュールを3年間に延長して進める。

(2) 指導教員の決定

学生は入学後速やかに指導教員を決定し、看護学研究科会議で承認する。

(3) 論文題目の届け出

- 1) 本研究科に1年以上在学し、所定の授業科目について修士論文コースでは30単位以上、CNSコースでは40単位以上（2017～2019年度入学生は34単位以上）修得した者は、修士論文または課題研究論文を提出することができる。
- 2) 修士論文または課題研究論文を提出しようとする者は、所定の用紙に指導教員の承認印を得て論文の題目を学務部に届けなければならない。
- 3) 修士論文または課題研究論文を提出しないで在学期間を延長する者も、その旨必ず指導教員及び学務部に届け出なければならない。
- 4) 題目提出の期限は学事暦に従うものとする。
- 5) 題目届け出後、題名を変更する必要がある場合は、変更届を提出する。

(4) 研究課題の提出

- 1) 中間発表を希望する学生は、指定の日時までにまず論文題目を提出する。
- 2) 所定の様式に沿って研究計画書を作成する。
- 3) 日時・場所・発表形式など詳細については、
「IC-UNIPA」で通知する。

(5) 倫理審査の申請

- 1) 所定の様式に沿って申請書を作成し、倫理審査小委員会を経て倫理審査委員会に申請する。
- 2) 申請書は、「IC-UNIPA」よりダウンロードする。

(6) 中間発表会について

- 1) 倫理審査委員会の承認を得た後、論文計画を発表する。
- 2) 発表会の日時・場所・発表形式などについては、「IC-UNIPA」で通知する。

(7) 論文の提出

- 1) 修士論文または課題研究論文は自著1編3部を、その要旨を添えて提出する。
なお、修士論文または課題研究論文審査のため、その他を提出させることがある。(学位授与規程第5条)
- 2) 提出場所
11号館1階学務部

(8) 学位論文発表会について

- 1) 論文審査および課程修了の審査の結果、学位論文と承認された論文については、当該年度の発表会にて発表する。
- 2) 発表会の日時・場所・発表形式などについては、「IC-UNIPA」で通知する。

2. 修士論文または課題研究論文作成要領

(1) 論文計画書の様式(様式1)

- 1) 研究計画は、研究の背景・研究目的・研究対象・研究方法・倫理的配慮により構成する。

(2) 論文の形式(様式)

- 1) 論文の体裁・・・A4判(210×297cm)
パソコンを使用する場合は、行間を十分にとって読みやすく印字すること。
- 2) 紙数 問わない。
- 3) 厚紙を使用し、指定のファイルにとじる。

20XX年度
学位(修士)申請論文
指導教員 ○○○○教授

論文題目

茨城キリスト教大学大学院
看護学研究科 看護学専攻
学籍番号 氏 名

中表紙(表紙と同じものを記入する)

目次・本文

Title
A Thesis
Submitted to
The Faculty of the Graduate School of
Nursing
Ibaraki Christian University

In Partial Fulfillment
Of the Requirements for the Degree
Master of Nursing

By
Student Name
Student Number

Adviser(Advisor) Name
January 20XX

(3) 論文提出上の注意

- 1) 提出論文 3部〔主査（指導教員）用1部、副査用2部〕
- 2) 論文提出の際、邦文による論文要旨(2,000字程度)または英文による論文要旨(800語程度)を3部提出すること。

(4) 提出論文の保管

提出した論文は、審査終了後、学務部を通して1部は図書館に保管される。

3. 修士論文および課題研究論文審査

(1) 論文審査および課程修了の審査について

- 1) 1月の研究科会議で主査（指導教員）1名、副査2名が決定される。
- 2) 主査（指導教員）と副査が論文を査読し、口頭試問での課程修了の審査を行う。
- 3) 論文審査結果をもとに、研究科会議において修了判定を行う。

(2) 論文審査および課程修了の審査評価基準

1) 修士論文コース

論文全体	1. 看護学の発展に貢献する研究である。
	2. 研究内容に独創性がある。
	3. 適切な研究方法を用いることにより、信頼性・妥当性のある結果が得られている。
	4. 論文が論理的に構成され、かつ適切な形式・表現を用いて記述されている。
口述試験	5. 研究内容をわかりやすく説明し、的確な質疑応答ができる。
倫理的配慮	研究の実施において倫理的な問題がない。

2) 課題研究論文コース

課題研究	1. 看護学の発展に貢献する研究である。
	2. 研究内容に独創性がある。
	3. 適切な研究方法を用いることにより、信頼性・妥当性のある結果が得られている。
	4. 論文が論理的に構成され、かつ適切な形式・表現を用いて記述されている。
	5. 研究内容をわかりやすく説明し、的確な質疑応答ができる。
	研究の実施において倫理的な問題がない。
慢性看護専門 看護師(CNS)	6. CNSとして取り組むべきであると考えた分野の専門性を説明することができる。
に関する 口述試験	7. CNSに関する役割について説明できる。 (卓越した実践、教育、相談、調整、研究、倫理)
	8. CNSの役割を果たすために修得した能力について説明することができる。
	9. 今後のCNS資格取得後の活動の方向性について具体的に説明することができる。

茨城キリスト教大学大学院 看護学研究科 修士論文または課題研究論文計画書

【 年 月 日 作成】

学籍番号		学生氏名	
専攻			
研究題目			
指導教員	印		
研究計画	1. 研究の背景 2. 研究目的 3. 研究対象 4. 研究方法 5. 倫理的配慮		

履修要項Ⅳ

資 格 科 目 の 履 修

1. 専修免許状の取得について
2. 公認心理師国家試験受験資格に関する科目の履修

1. 専修免許状の取得について

- (1) 本大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、授業科目の中から教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を取得しなければならない。ただし、各々に該当する一種免許状の所要資格を有する者に限る。(学則第42条)
- (2) 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
文学研究科	英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語
生活科学研究科	食物健康科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状	家庭 家庭

- (3) 基礎資格

上記の免許状取得のための基礎資格は「修士の学位を有すること」である。

- (4) 最低修得単位と履修方法

本大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、必ず履修登録期間内にIC-UNIPAより資格登録を行うこと。

次の表のとおり、各専攻に応じ所定の科目群より定められた単位数を履修すること。

文学研究科 英語英米文学専攻 2019年度以降入学生

		コード	科目	単位
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	61021-2	英米文学特論A	2
		61022-2	英米文学演習A	2
		61023-2	英米文学特論B	2
		61024-2	英米文学演習B	2
		61039-2	英米文学研究A	2
		61040-2	英米文学研究B	2
		61034-3	英語学特論A	2
		61031-2	英語学演習A	2
		61032-2	英語学特論B	2
		61033-2	英語学演習B	2
		61041-2	英語学研究A	2
		61042-2	英語学研究B	2
		61051-2	英語教育特論A	2
		61052-2	英語教育演習A	2
		61053-2	英語教育特論B	2
		61054-2	英語教育演習B	2
		61043-2	英語教育研究A	2
		61044-2	英語教育研究B	2
		61057-1	言語学研究	2
		61058-1	応用言語学研究	2
		61059-1	社会言語学研究	2
		61035-2	コーパス言語学研究	2
		61070-1	特殊演習A	2
		61071-1	特殊演習B	2

※上記科目群から24単位を修得すること。

※専攻に配置された授業科目のうち、該当しない科目があるので注意すること。

※同一名称科目を重複履修した場合、2回目以降取得した単位は専修免許のための単位としては認められない。

生活科学研究科 食物健康科学専攻 2019年度以降入学生

【家庭】

		コード	科 目	単位	備 考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	72001-1	食物科学特論Ⅰ	2	
		72004-1	食物科学演習	2	
		72005-1	食物科学特別実習	1	
		72007-1	人間栄養学特論Ⅰ	2	
		72009-1	人間栄養学特論Ⅲ	2	
		72029-1	人間栄養学特論Ⅳ	2	
		72013-1	分子栄養学特論	2	
		72015-1	神経栄養学特論	2	
		72016-1	神経生理学特論	2	
		72033-1	食品開発特論	2	
		72034-1	調理科学特論	2	
	目的教育の基礎的理解に関する科目	72020-1	教育方法学特論	2	
		72021-1	教育方法学演習	2	
		72022-1	教育支援特論	2	
		72023-1	教育支援演習	2	
	指導法、道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	72024-1	臨床心理学特論	2	

※上記科目群から24単位を修得すること。

生活科学研究科 食物健康科学専攻 2019年度入学生

【栄養】

		コード	科 目	単位	備 考
大学が独自に設定する科目	栄養に係る教育に関する科目	72019-1	食教育特論	2	
		72008-1	人間栄養学特論Ⅱ	2	
		72002-1	食物科学特論Ⅱ	2	
		72003-1	食物科学特論Ⅲ	2	
		72010-1	人間栄養学演習	2	
		72011-1	人間栄養学特別実習	1	
		72014-1	栄養生理学特論	2	
		72017-1	病態臨床栄養学特論	2	
		72018-1	保健統計学特論	2	
		72030-1	ライフステージ栄養学特論	2	
		72031-1	医療栄養学特論	2	
		72032-1	食行動科学特論	2	
	目的教育の基礎的理解に関する科目	72025-1	障害者支援特論	2	
		72027-1	発達心理学特論	2	
		72028-1	発達心理学演習	2	
		72026-1	障害児教育研究	2	

※上記科目群から24単位を修得すること。

(5) 本学では、教員免許状の一括申請を行っている。

書類は、決められた期日までに学務部に提出すること。(現職教員は個人申請)

教育職員免許状申請にあたっては、次の手続きを必要とする。

＜提出すべき書類＞

- ①教育職員免許状授与願（茨城県の指定様式）
- ②個人事項証明書（戸籍抄本）
- ③履歴書（茨城県の指定様式）
- ④宣誓書（茨城県の指定様式）
- ⑤学力に関する証明書（大学院）
- ⑥免許状の写しあるいは教育職員免許状※授与証明書

※茨城県以外から授与されている場合は、授与を受けた都道府県教育委員会発行の授与証明書を併せて提出すること。

教員免許状取得等のための学部開講科目の履修について

大学院生が、教員免許状取得等のために学部開講科目の履修を希望する場合、下記の要領でその履修を認める。

1. 大学院本来の教育・研究に支障がないこと。支障がある場合は、研究科として認めない場合がある。(履修の詳細については、個別の指導を受けること。)
2. 文学研究科英語英米文学専攻学生については、中学校・高等学校の「英語」、生活科学研究科食物健康科学専攻学生については、中学校・高等学校の「家庭」、「栄養教諭」の免許状を取得することを主たる目的とし、それぞれ二種免許状を取得しているか、一種免許状にかかわる科目の単位を一部修得していることを原則とするが、履修の状況に応じて、別種の免許の取得を認めることがある。
3. 登録料及び受講料は、徴収しない。
4. 本規程の改正は、研究科会議の議を経て行う。

附則

1. この規程は、2001年3月1日より施行する。
2. この規程は、2006年4月1日より施行する。
3. この規程は、2011年4月1日より施行する。
4. この規程は、2017（平成29）年4月1日より施行する。

<2006年度以降の運用>

- 1) 上記規程中の「別種の免許」とは、学部教職課程の認定科目規程により、当面以下の教科に限定する。
 - A) 小学校・幼稚園免許取得者は、「社会」「地歴」「公民」（中等教育実習も必要）。
 - B) 「社会」「地歴」「公民」の免許取得者は、その中で取得していない教科。
- 2) なお、上記の教員免許取得等の資格には、以下の資格を含むものとする。

社会福祉主事任用資格。

社会教育主事任用資格、学芸員資格、日本語教育施設の教員資格。

ほとんどが任用资格的なものであり、すぐに役立つという性格のものではない。原則は学部での履修が中途であった場合である。資格を集めるようなことは認めない。
- 3) 「実習に関する費用」に関しては別途必要である。
- 4) 学期初めに「教員免許取得等履修願」を提出すること。

2. 公認心理師国家試験受験資格に関する科目の履修

1. 公認心理師とは

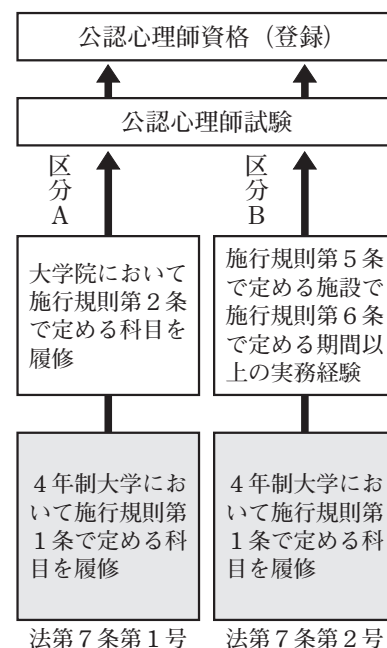
公認心理師とは、心の健康に関わる諸活動の実践に際して必要な高度の専門性を有する者に与えられる国家資格である。公認心理師法（第2条）においては、「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育、司法、産業等の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者であることが規定されている。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

公認心理師には、国民の心の健康の保持増進にむけて、医師、教員その他の関係者と連携し、幅広く多様な職務を担うことが期待されている。

2. 公認心理師資格の取得方法

公認心理師の資格は、公認心理師法によって定められた課程（大学4年間と大学院2年間で心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令、厚生労働省令で定める科目を修めて卒業／修了していることなど）を経て、公認心理師試験受験資格を取得し、国家試験に合格した後、資格登録をすることによって得られる（第7条第1号及び第2号）。学部を卒業したのちに所定の専門機関における定められた期間の実務経験を経て受験資格が発生するルート（区分B；第7条第1号）も設けられているが、基本的には公認心理師養成に対応した大学院（修士課程）へ進学して受験資格を得るルート（区分A；第7条第1号）を想定しておくことが望ましい。なお、この資格を取得した者は、法に定められた職責に反する行為を行わない限り、永続的にその資格を有する。



3. 履修登録上の留意点

(1) 本学大学院生活科学研究科心理学専攻において公認心理師国家試験受験資格の取得を希望する者は、次の条件をすべて満たす必要がある。

- 1) 公認心理師法の定めるところに従い、施行規則第1条で定める学部指定科目全25科のすべてを修得済みであること。
- 2) 公認心理師法の定めるところに従い、施行規則第2条で定める大学院指定科目全10科のすべてを修得すること。
- 3) 本専攻が独自に指定する科目のすべてを修得すること。

(2) 指定科目と履修方法

1) 指定科目

次の表の通り、指定されたすべての科目を修得すること。

表．公認心理師法施行規則に定められた科目及び本専攻設置科目

公認心理師法施行規則第2条 に定められた科目	本専攻設置科目		
	科目コード	科目名	単位
①保健医療分野に関する理論と支援の展開	73012	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
②福祉分野に関する理論と支援の展開	73013	福祉分野に関する理論と支援の展開	2
③教育分野に関する理論と支援の展開	73014	教育分野に関する理論と支援の展開	2
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	73016	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	73017	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	73018	心理的アセスメントに関する理論と実践	2
⑦心理支援に関する理論と実践	73019	心理支援に関する理論と実践Ⅰ	2
	73020	○心理支援に関する理論と実践Ⅱ	2
⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	73021	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
⑨心の健康教育に関する理論と実践	73022	心の健康教育に関する理論と実践	2
⑩心理実践実習	73027	心理実践実習Ⅰ	5
	73028	心理実践実習Ⅱ	5
	73029	心理実践実習Ⅲ	5
			合計 35 単位

○のついた科目は本専攻が独自に設置する科目

2) 履修方法

本専攻において公認心理師国家試験受験資格の取得を希望する者は、必ず履修登録期間内にIC-UNIPAより資格登録を行うこと。あわせて先述した本専攻設置科目のすべての単位を修得すること。

履修要項 V

諸 規 程 ・ 諸 制 度

茨城キリスト教大学大学院学位授与規程

茨城キリスト教大学倫理審査規程

茨城キリスト教大学研究倫理指針

茨城キリスト教大学大学院前期末修了に関する規程

セメスター／ダブル・セメスター留学 実施要項

大学院科目等履修生に関する規程

大学院研究生に関する規程

茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程

茨城キリスト教大学大学院納付金の特例扱いに関する規程

茨城キリスト教大学大学院と海外大学院とのデュアル・ディグリー制度運営規程

茨城キリスト教大学大学院学位授与規程

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条の規程に基づき、茨城キリスト教大学大学院において授与する学位の種類、論文審査および試験の方法、その他学位に関し必要な事項を定める。

第2条 茨城キリスト教大学において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科	修士（文学）
生活科学研究科 食物健康科学専攻	修士（食物健康科学）
心理学専攻	修士（心理学）
看護学研究科	修士（看護学）

第3条 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする。

第4条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより大学院修士課程を修了した者に授与する。

第5条 前条の学位授与に係わる学位論文は、在学期間中に論文概要を添えて、1編3部を各研究科長に提出するものとする。ただし、研究科長は審査に必要な部数の追加を求めることができる。

2 前項により一旦受理した学位論文は返還しない。

第6条 各研究科長は、前条により学位論文を受理したときは、学位を授与できるものか否かについて各研究科会議の審査に付さなければならない。

第7条 前条の規程により学位論文が審査に付されたときは、各研究科会議は、教授のうちから3名以上の審査委員を選出して審査委員会を組織し、受理した論文の審査ならびに単位修得要件充足の確認を委嘱する。ただし、必要があるときは、各研究科の教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 各研究科会議は、前項の審査委員のうち一人を主任審査委員として指名する。

第8条 前条に定める審査委員会は、学位論文受領後1ヵ月以内にその審査を終了しなければならない。

第9条 学位論文の審査を終了したときは、審査委員会は、速やかに学位論文審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を各研究科会議に提出しなければならない。また提出にあたっては、単位修得要件の充足を公証する資料を添付するものとする。

第10条 各研究科会議は学位論文審査報告書および単位修得要件の充足確認資料に基づき、課程修了の可否原案を決定し、学長にその結果を通知する。

2 前項の決定を行う研究科会議には、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の3分の2以上の賛成が得られなければならない。

第 1 1 条 各研究科会議が前条の議決をしたときは、各研究科長は、その結果を速やかに文書で学長に報告しなければならない。

第 1 2 条 学長は、前条の報告に基づき学位の授与について決定する。

2 学長は、学位を授与すべき者には、学位記（別表）を授与し、授与できない者にはその旨を通知する。

第 1 3 条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に（茨城キリスト教大学）を付記するものとする。

第 1 4 条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、各研究科会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させることができる。

2 各研究科会議において、前項の決議をするには、出席委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

第 1 5 条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

第 1 6 条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1. この規程は、1995年4月1日から施行する。
2. この規程は、2011年4月1日から施行する。
3. 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
4. 本規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学倫理審査規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）において行われる人を対象とする研究に関し、国および公的諸機関が提示する倫理指針に基づき研究が適正に行われるよう、必要な事項を定める。

(審査)

第2条 前条にいう研究を行おうとする者は、研究計画書および倫理審査申請書（別紙様式第1号）を学長に提出し、研究の計画および実施の適否について倫理上の審査（以下「審査」という。）を受けることができる。

2 前項の研究計画書および倫理審査申請書が提出された場合、学長は次条に規定される委員会に対し、倫理的、科学的観点から審査するよう諮問しなければならない。

(委員会の設置)

第3条 前条に規定される審査を行うため、学長は本学に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営については、別に定める。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 本学の教員
- (2) 学外の有識者
- (3) 学外の一般の立場を代表する者
- (4) その他学長が必要と認める者

2 委員会の委員は5名以上とし、次の第1号および第2号を含まなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者

3 委員会は男女両性の委員により構成する。

4 委員は、学長が委嘱するものとする。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 任期途中で委員会に欠員が生じ、それを補う必要がある場合には、学長が新たに委員を委嘱し、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長1名および副委員長2名を置き、学長は委員の中から委員長を指名し、委員長は委員の中から副委員長を指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(臨時委員)

第6条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員会の議を経て、学長が任期を定めて委嘱するものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて臨時委員の出席を求め、調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、臨時委員は審査の判定に加わることはできない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、学長の諮問があった場合、研究の計画および実施の適否について、倫理的観点から審査を行うものとする。

- 2 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について調査・審議する。
- 3 委員会は、研究等に関する倫理上の重要事項について学長に建議することができる。
- 4 委員会は、審査を経た研究に関わる論文等の発表または研究助成申請に際し、必要な倫理審査の証明を行うことができる。

(議事)

第8条 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号のうちから1名以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の委員が審査を申請する者（以下「申請者」という）となった場合、当該審査に加わることはできない。
- 3 委員会が特に必要と認めた場合は、申請者その他委員以外の者に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(審査の判定)

第9条 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とし、次の各号に掲げる表示のいずれかによるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 審査の判定基準については、次の各号のとおりとする。

- (1) 承認：倫理上の問題がないもの。
- (2) 条件付承認：倫理指針に基本的に反しないが、実施に際して配慮を必要とするもの。
- (3) 変更勧告：倫理指針に抵触する恐れがあるもの。
- (4) 不承認：倫理指針に明らかに反するもの。
- (5) 非該当：審査対象に該当しないもの。

3 前項第2号および第3号に該当する場合、研究計画を修正、補充、または変更した部分について委員会の審査を受けるものとする。

(審査記録およびその公開)

第10条 審査経過および判定結果の記録は、法令上別段の定めがある場合を除き、研究の終了または中止の日の翌日から5年間保存しなければならない。

- 2 委員会が特に必要と認め、申請者および研究の対象者の同意が得られた場合には、学長は審査経過および判定結果を公表することができる。

(審議の公開)

第11条 委員会が必要と認め、申請者および研究の対象者の同意が得られた場合には、委員長は審議を公開することができる。

(判定の通知)

第12条 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を倫理審査結果報告書（別紙様式第2号）により学長に答申しなければならない。

2 委員長は、審査の判定結果が第9条第1項の第2号から第5号のいずれかに該当する場合、前項の報告書にその理由等を明記しなければならない。

3 学長は、本条第1項の答申を受けた後、その判定結果を倫理審査結果通知書（別紙様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

4 学長は、審査の判定結果が第9条第1項の第2号から第5号のいずれかに該当する場合、委員長をもって前項の通知書にその理由等を明記させるものとする。

(再審査)

第13条 申請者は、前条第3項の通知書に示される審査結果に対し異議のある場合は、同一研究につき1回に限り再審査を申請することができる。

2 前項の再審査を申請しようとする者は、倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に、再審査申請書（別紙様式第4号）を学長に提出しなければならない。

3 前項の再審査申請書が提出された場合、学長は第2条第2項に規定されるものと同様の手続きを取るものとし、以降も同様とする。

(研究等の実施計画の変更)

第14条 倫理審査申請書または再審査申請書を提出した後に研究等の実施計画を変更しなければならない場合は、速やかに、研究計画変更申請書（別紙様式第5号）により学長に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合、学長は改めて審査の手続きを取るものとする。

(研究者の責務)

第15条 研究者は、第2条に規定される研究計画書の作成にあたって、試料等の提供者等に予想される影響および危険性に鑑み、提供者等への不利益を防止するため、研究の必要性等を十分考慮しなければならない。

2 研究者は、試料等の提供者の人権が守られるよう、事前に十分な説明を行い、提供者の自由意志に基づくものであることを確認できる文書による同意を得た上で、試料等の提供を受けるものとする。

3 研究者は、研究期間中、委員会の指定する回数および間隔で研究の進捗状況に関する報告書（別紙様式第6号）を作成し、学長に報告しなければならない。

4 研究者は、承認された研究を終了または中止した場合、研究終了（中止）報告書（別紙様式第7号）を作成し、学長に報告しなければならない。

(遵守義務)

第16条 委員会の委員および研究者は、職務上知り得た個人情報等を正当な理由なく、他者に漏らしてはならない。研究が終了した後、または研究を中止した後も同様とする。

(事務業務)

第17条 委員会の業務に関わる事務は、学術研究センターが行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるものの他、倫理審査の実施にあたり必要な事項は、委員会が別に定め、学長の承認を得るものとする。

(規程の改定)

第19条 この規程を改定しようとするときは、委員会の発議により、合同教授会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2006年 4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2006年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、2013年 4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2013年 7月9日から施行する。
- 5 この規程は、2015年 4月1日から施行する。
- 6 この規程は、2016年 4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学研究倫理指針

(目的)

第1条 茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者および研究に関与する事務職員の行動、態度の倫理的指針をここに定める。

(研究の基本)

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳を重んじ、個人のプライバシーに配慮し、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、告示等および本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 「研究者」は、次の者とする。

(1) 本学教育職員任用規程第2条(1)から(7)に定める者

(2) 前(1)と共同で研究を行う全ての者

2 「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表、評価にいたる全ての過程における行為、決定およびそれに付随する全ての事項をいう。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見、発見または専門的知見を公表する全ての行為をいう。

4 「研究に関与する事務職員」とは、本学の研究に対する事務、管理等（以下「研究事務等」という。）に携わる専任事務職員、嘱託員、臨時職員、およびアルバイト職員をはじめとする全ての研究事務等に従事する者をいう。

(研究者の態度)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、他の研究者と共同で研究活動を行う場合は、相互の学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わる場合は、学生が不利益を蒙らないよう十分に配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、デー

タ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について、分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(実験ノート、情報、データ等の利用および管理)

第8条 研究者は、実験ノート、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、実験ノート、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令または規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果の発表)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得およびその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、本学および研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造 (存在しないデータの作成)

(2) 改ざん (データの変造、偽造)

(3) 盗用 (他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)

- 5 研究者は、研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることを自覚し、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップ)

第 11 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱い)

第 12 条 研究者および研究に関与する事務職員は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄附金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用および管理に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者および研究に関与する事務職員は、研究費の使用および管理に当たっては、法令、本学の諸規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者および研究に関与する事務職員は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第 13 条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第 14 条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この指針の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為および研究に関与する事務職員の研究倫理に反する行為に加担する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

3 前 2 項に関する事項は別に定める。

(改定)

第 15 条 この指針の改定は、研究支援委員会の議を経、合同教授会の承認を得てこれを行う。

附則

1 この指針は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針は、2014 年 4 月 1 日から施行する。

3 この指針は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

茨城キリスト教大学大学院前期末修了に関する規程

(要旨)

第1条 大学院学生の前期末修了については、この規程の定めるところによる。

(修了の時期)

第2条 修了の時期は、9月の学位授与式の日とする。

(対象となる学生)

第3条 修了の対象となる学生は、当該年度の前学期終了時に、修了に必要な条件を満たすことが可能な者とする。

(手続き)

第4条 前条に規程する学生は、4月の履修登録手続き期限までに、別紙申請書を学務部窓口へ提出する。

(修士論文及び最終試験)

第5条 修士論文は、学事暦で示された期日までに学務部窓口へ提出する。ただし、論文未提出の場合は、後期の提出者と同様に「未執筆届」を提出する。

(修了判定)

第6条 修了判定は、9月の各研究科会議で行う。

(学位授与式)

第7条 学位授与式は、9月中に行う。

(単位認定)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な内規は、合同研究科会議の議を経て、定めることができる。

第9条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1. 本規程は、2008年4月1日から施行する。(2008年度在学学生から適用する。)
2. 本規程は、2011年4月1日から施行する。
2. 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

セメスター留学/ダブル・セメスター留学 実施要項

1. 趣旨

茨城キリスト教大学大学院（以下、本大学院）の学生を本学大学院学則第22条に定める高等教育機関等に派遣し、英語、英語圏の文化、および英米文学などの分野に関する知識を深め、英語を必要とする社会人に求められる実践的コミュニケーション能力を育成する。

2. 応募資格

- (1) 留学する目的が明確であり、渡航費・滞在費等の費用を負担できること。
- (2) 異文化体験に対する興味と意欲を持ち、留学先での生活に適応できる資質があること。
- (3) 留学時に、原則として本学大学院文学研究科英語英米文学専攻の1年次であること。

3. 留学先と期間

- (1) セメスター留学の場合、8月下旬から3月中旬まで滞在する。（ハワイ大学マノア校、ハワイ・パシフィック大学、オクラホマ・クリスチャン大学）
- (2) ダブル・セメスター留学の場合、9月下旬から6月上旬まで滞在する。（カリフォルニア大学リバーサイド校、ハワイ・パシフィック大学）

4. 費用

- (1) セメスター留学の場合の諸費用については、地域・国際交流センターに問い合わせること。
- (2) 本学への支払い

この留学は、学籍上の扱いを在学のままとする留学（以下在学留学という）で、留学期間は在学期間に含まれる。

在学留学生は、在学留学期間中、授業料を除いた学納金の納入を免除されるが、特に優れた者に対しては、在学留学期間中の授業料の納入も免除される（手続き料5万円が必要）。

5. 募集人数

2名程度

6. 提出書類と申し込み期限

留学を希望する年度の4月（第2火曜日）までに、下記の書類を地域・国際交流センターに提出すること。

- (1) セメスター留学又はダブル・セメスター留学申込書
- (2) TOEFL のスコア証明書(OC への留学の場合 TOEFL ITP のスコア証明書も提出可)のコピー

7. 選考方法

<第一次審査>

- (1) 大学院文学研究科の教員が書類審査により第一次審査を行う。
- (2) 第一次審査の基準は下記の通りとする。

①希望する大学で勉強するに足る語学力を有すること。

TOEFL の ITP 530点程度以上取得していること。

＜第二次審査＞

- (1) 第一次審査を通過した者に対し、大学院文学研究科の教員が面接試問により第二次審査を行う。
- (2) 第二次審査の基準は下記の通りとする。
 - ①留学するに足る、英語のオーラルコミュニケーション能力があること。
 - ②留学に対する意欲と明確な目的を持ち、将来計画もしっかりしていること。
- (3) 第二次審査まで合格した者は、誓約書（本大学院からの派遣学生にふさわしい留学生活を送ること、留学終了後には必ず本大学院を修了すること）を提出する。

8. 単位認定

- (1) 留学先の大学院授業またはそれと同程度の授業を履修し、合格した場合、最大10単位まで本大学院で修得した単位として認定する。

○詳細については、地域・国際交流センターに問い合わせること。

大学院科目等履修生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は本大学院学則第27条に基づき、科目等履修生の取扱に関し必要事項を定めるものである。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学則第16条(1)～(5)に該当する者。
- (2) 本大学院の修了生または中途退学者。
- (3) 本大学院と提携関係にある外国の大学院からの留学生。

2 外国人については前各号のいずれかに該当し、履修する年度の4月より1年間以上の日本在留資格を有している者。または、本学と提携関係にある外国の大学院からの留学生。

(受講期間)

第3条 受講期間は1年以内とする。希望により第6条の手続きを経て継続を認めることがあるが、重複履修は認めない。また、継続期間は最大4年間とする。

(履修科目の制限)

第4条 本大学院の開講科目中、科目等履修生の受講できない授業科目は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 実習科目
- (2) 論文指導に関する科目（課題研究）
- (3) その他本大学院が受講を認めない科目

(履修単位数の制限)

第5条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は10単位までとする。

(出願手続きおよび審査料)

第6条 科目等履修生を志願する者は、以下に定める審査料と出願書類を期日までに提出しなければならない。ただし本大学院と提携関係にある外国の大学院からの留学生については別に定める。

- (1) 審査料：10,000円（本学の学部在学生・学部卒業生・大学院修了生は、5,000円）
なお、継続する場合、審査料は無料とする。
- (2) 出願書類 科目等履修生志願書、卒業証明書、単位修得証明書、写真（1枚）
- (3) 外国人については、前項のいずれかに該当する書類の他、在留資格証明書を添付すること。

(選考方法および許可)

第7条 科目等履修生の選考は書類審査と面接とし、研究科会議の議を経て許可する。ただし、本学と提携関係にある外国の大学院からの留学生については別に定める。

(登録料および受講料等)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、定められた期間内に以下の登録料および受講料

を納入しなければならない。ただし、本大学院と提携関係にある外国の大学院からの留学生については別に定める。

(1) 登録料：8,000円（本学の学部在学学生・学部卒業生・大学院修了生は、4,000円）

(2) 受講料：1単位 17,000円（本学の学部在学学生は、8,500円）

（入学許可の取消）

第9条 前条に定められた納付金を所定の期日までに納入しない場合は、入学許可を取り消すことがある。

（納付金の返還）

第10条 既に納入された納入金は、原則として返還しない。

（証明書の発行）

第11条 科目等履修生から願い出があったときは、単位修得証明書を発行する。

（規程の改正）

第12条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は1998年4月1日より施行する。
- 2 この規程は1999年4月1日より施行する。
- 3 この規程は2007年4月1日から施行する。
- 4 第6条(2)出願書類 写真2枚を1枚に変更する。(2008年4月1日)
- 5 この規程は2011年4月1日より施行する。
- 6 本規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。

大学院研究生に関する規程

（目的）

第1条 この規程は本学大学院学則第28条に基づき、研究生の取扱に関し必要事項を定めるものである。

（出願資格）

第2条 この規程により研究生として出願できる者は、大学院修了生、または本大学院への出願資格を有する者で、本大学院教員との共同研究を希望する者とする。

（期間）

第3条 研究生である期間は1年以内とする。ただし希望により本規程第5条の手続きを経て継続することを認めることがある。

（出願手続きおよび審査料）

第4条 研究生を志願する者は、以下に定める審査料と出願書類を期日までに提出しなければならない。

1. 審査料：5,000円

なお、継続する場合は審査料は無料とする。

2. 出願書類：研究生志願書、最終学歴校における修了を証明する書類、写真（1枚）

（審査および許可）

第5条 研究生の審査は書類審査と面接によるものとし、各研究科会議の議を経て許可するものとする。

（学納金）

第6条 研究生として許可された者は、定められた期間内に、当該年度入学者の「授業料」の4分の1相当額を納入しなければならない。ただし、千円未満は切捨てとし、前期・後期毎の分割納入を認める。

2. 研究生である期間が6ヵ月以内の場合は、前項の分割納入相当額とする。

（許可の取消）

第7条 前条に定められた納付金を所定の期日までに納入しない場合は、許可を取り消すことがある。

（納付金の返還）

第8条 既に納入された納付金は、いかなる理由であっても返還しない。

（証明書の発行）

第9条 研究生から願い出があった場合は、研究生である（あった）ことを示す証明書を発行する。

（改正）

第10条 本規程の改正は、合同研究科委員会の審議を経て学長がこれを行う。

（付則）

1. この規程は1999年4月1日より施行する。
2. 第4条2出願書類 写真2枚を1枚に変更する。（2008年4月1日）
3. この規程は2013年4月1日より施行する。
4. 本規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学ティーチング・アシスタント規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学の大学院学生を教育的配慮のもとに学部開講科目の教育補助業務に従事させる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条の教育補助業務を行う者を、ティーチング・アシスタント（以下「TA」）と称する。

(資格)

第3条 TA となることができる者は、本学大学院在学中の学生とする。

2 TA となる者は、以下の各号のすべてに該当し、かつ教育補助業務を遂行する能力を有しなければならない。

(1) 当該授業科目または当該授業科目と密接に関連する授業科目において優秀な成績を修めた者

(2) 所属する研究科において、または卒業した学部において優秀な成績を修めた者

(3) 所属する研究科を所定の年限で修了する見込みのある者（留学等の理由による休学期間を除く）

(職務)

第4条 TA は、当該学生の所属する研究科の長の監督および TA を要する学部開講科目の担当教員の指導のもとに、実験・実習・演習・講義等の授業に関わる教育補助業務（試験監督補助を含む）を行う。

(教育補助を行う授業科目の申請および審査)

第5条 TA による教育補助を希望する教員は、その授業科目の属する学科の主任もしくは全学教養科目の場合は全学教養課程センター長の承認を得たのちに、所定の申請書を当該授業と密接に関連する分野の研究科の長に対し、原則として採用日の1ヵ月前までに提出しなければならない。

2 申請を受けた研究科の長は、その申請に関わる教育補助業務が当該研究科の教育において適切か否かを審査し、その結果を書面をもって申請者に通知しなければならない。

(選考)

第6条 研究科の長は、前条により TA の教育補助業務を要する授業科目が決定された場合は、前年度の3月末日、または当該年度の8月末日までに当該研究科の学生および当該研究科の入学手続きを完了した者のうちから TA を選考し、当該研究科会議において報告しなければならない。

(事前指導と実績報告)

第7条 TA による教育補助業務が認められた授業科目の担当教員は、その授業の開始前に、TA に対して適切な事前指導を実施しなければならない。

2 前項の担当教員は、当該学期末までに、所定の実績報告書を当該研究科の長に提出しなければならない。

(雇用期間)

第8条 TA の雇用期間は当該学期内を原則とする。

(勤務時間)

第 9 条 TA の勤務時間は、週に 10 時間を超えないことを原則とし、月 40 時間以内、かつ年間 120 時間以内とする。

2 TA の勤務時間については、当該担当教員と研究科の長の間で調整する。

(給与)

第 10 条 TA の給与は、「茨城キリスト教学園臨時職員給与表」にもとづき支払う。

2 通勤手当は支給しない。

3 給与等の支払事務については、事務部庶務課で行う。

4 TA への年間支払額については、財務委員会が別途定める。

(学外実習補助)

第 11 条 TA は、当該担当教員が学外実習先で TA を監督できる場合に限り、学外実習補助業務を行うことができる。

2 TA に学外実習補助業務を行わせる場合は、当該担当教員が事前に学務部へ計画書を提出しなければならない。

3 自宅または大学から実習先までの往復の交通費を支給する。交通費は、公共の交通機関利用に要する費用により算出する。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、TA に関する必要事項は、研究科が別途定める。

(所管部署)

第 13 条 TA に関する勤務管理は学務部が行う。

(改定)

第 14 条 この規程の改定は、合同教授会の議を経て学長がこれを行う。

(附則)

1 この規程は、2010 年 1 月 19 日より施行する。

2 この規程は、2012 年 1 月 17 日より施行する。

3 この規程は、2012 年 4 月 1 日より施行する。

4 この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日より施行する。

5 この規程は、2020（令和 2）年 4 月 1 日より施行する。

茨城キリスト教大学大学院納付金の特例扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第29条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(入学金の減額)

第2条 茨城キリスト教大学卒業生にかかる入学金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める入学金の2分の1とする。

(大学院留年生納付金)

第3条 大学院で修業年限内に所定の単位を修得できない留年生の納付金については、本大学院学則第29条（別表4）に定める年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1のほか、1単位当たり34,000円×修了要件に対する不足単位数（生活科学研究科及び看護学研究科の特別研究の単位を除く）を加算した額とする。

2 前項の上限は、年間授業料の2分の1とする。

3 前期末修了を希望する場合の納付金も上記金額と同額とする。

(文学研究科論文専修生納付金)

第4条 文学研究科で修了要件の単位を修得し、学位論文審査で不合格となり学則第5条2項に定める在学期間の範囲で引き続き在学する者（以下「文学研究科論文専修生」という。）の納付金は、年間授業料の4分の1と年間設備拡充費の4分の1とする。

2 前期末修了を希望する文学研究科論文専修生の納付金も上記金額と同額とする。

(改定)

第5条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、2014年4月1日に在籍する学生から適用施行する。

2 この規程は、2016年4月1日から施行する。

3 本規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

茨城キリスト教大学大学院と海外大学院とのデュアル・ディグリー制度運営規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学大学院（以下、「本大学院」と記す）が、海外の大学院との間で協議が成立しているデュアル・ディグリー制度（以下、「DD制度」と記す）を運営するために必要な事項を規定することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 DD制度とは、本大学院および海外大学院双方の学位取得要件を充足した者に、両大学院がそれぞれ学位を授与する制度のことである。

(修学期間および身分)

第3条 デュアル・ディグリー（以下、「DD」と記す）取得を目指す学生（以下、「DD生」と記す）の修学期間は、本大学院で1年、海外大学院で1年を基本とする。ただし、修学期間を調整する必要がある場合は、学長の承認を受けなければならない。

- 2 海外大学院で修学するDD生は、修学期間中、本大学院の学籍を維持する在学留学生として扱う。
- 3 本大学院で修学する海外大学院からのDD生は、本大学院における転学生として扱う。

(志願要件)

第4条 DD取得を志願する本大学院の学生は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) DD留学を希望する大学院から入学許可を得られる見込みのある者。
- (2) 海外大学院における使用言語で受講が可能な者。
- (3) 本大学院学則による懲戒履歴がない者。
- (4) 海外旅行資格停止などの処分を受けたことがない者。

(申請手続および選抜手続)

第5条 DD取得を希望する本大学院の学生は、指導教員の了解を得た上で、所定の期日までに申請書を学務部に提出しなければならない。学務部は、当該学生の所属する研究科（専攻）と連携し、事務を所管する。

- 2 当該研究科は、申請者の資格要件、修学能力などに関して審査を行い、DD候補生を選抜する。
- 3 DD候補生の選抜を受け、学務部は学生の氏名等必要事項を地域・国際交流センターに通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受け、地域・国際交流センター運営委員会は当該学生を特別在学留学生とすることの可否について、当該研究科に意見を述べるものとする。
- 5 前項の意見を受け、当該研究科は、DD候補生の最終決定をする。
- 6 本条第2項、第3項、第4項、および第5項の手続きを経てDD候補生として選抜された学生は、学長の承認を受けなければならない。

(派遣・受け入れの時期および人数)

第6条 DD生の派遣・受け入れの時期は、毎学期開始時とする。

- 2 DD生の人数は、海外大学院との協定による。ただし、両大学院間の協議によって、派遣・受け入れの人数等に関して調整することができるものとする。

(登録、授業料等学納金、その他経費)

第7条 DD生は、両大学院の登録手順により、所定の登録をしなければならない。

2 DD生の授業料は、両大学院間の協定によって定める。

3 授業料以外の学納金およびその他の経費については、両大学院間の協定によって定める。

(修了単位認定)

第8条 DD生は、受け入れ大学院の規程に従ってその教育課程を履修しなければならない。

2 本大学院から派遣されるDD生が海外大学院において履修した科目の成績および単位は、当該海外大学院の規程により評価・認定され、本大学院における修了要件としての成績および単位の認定は、本大学院の規程による。

3 海外大学院からのDD生が本大学院において履修した科目の成績および単位は、本大学院の規程により評価・認定され、当該海外大学院における修了要件としての成績および単位の認定は、当該海外大学院の規程による。

(学位授与)

第9条 海外大学院からのDD生は、本学大学院修了に必要な単位の二分の一以上を取得しなければならない。

2 DD生は、それぞれの大学院の課程修了に必要な単位の二分の一以上をそれぞれの大学院において修得しなければならない。

3 DD生は、本大学院と海外大学院両校の規程に定められるそれぞれの修了要件を満たした場合に、双方の大学院から学位を取得できる。

4 その他必要な事項は、別途定める。

(遵守事項)

第10条 DD生は、本大学院と海外大学院の学則および諸規程を遵守しなければならない。

2 DD生は、出入国管理法および諸般の法規を遵守しなければならない。

(途中放棄)

第11条 DD生は、海外大学院で修学中、本学学長の承認なく就学放棄および休学はできない。

2 DD生として派遣された者が途中放棄する場合、DD履修放棄願を学務部に提出しなければならない。
取得済みの単位の扱いについては本大学院の規程を適用する。

(その他)

第12条 この規程に明示されていない事項は、海外大学院との協議により定める。

(改定)

第13条 本規程の改定は、合同研究科会議の審議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は2016（平成28）年4月1日から施行する。

2 本規程は2017（平成29）年4月1日から施行する。

3 本規程は2018（平成30）年4月1日から施行する。

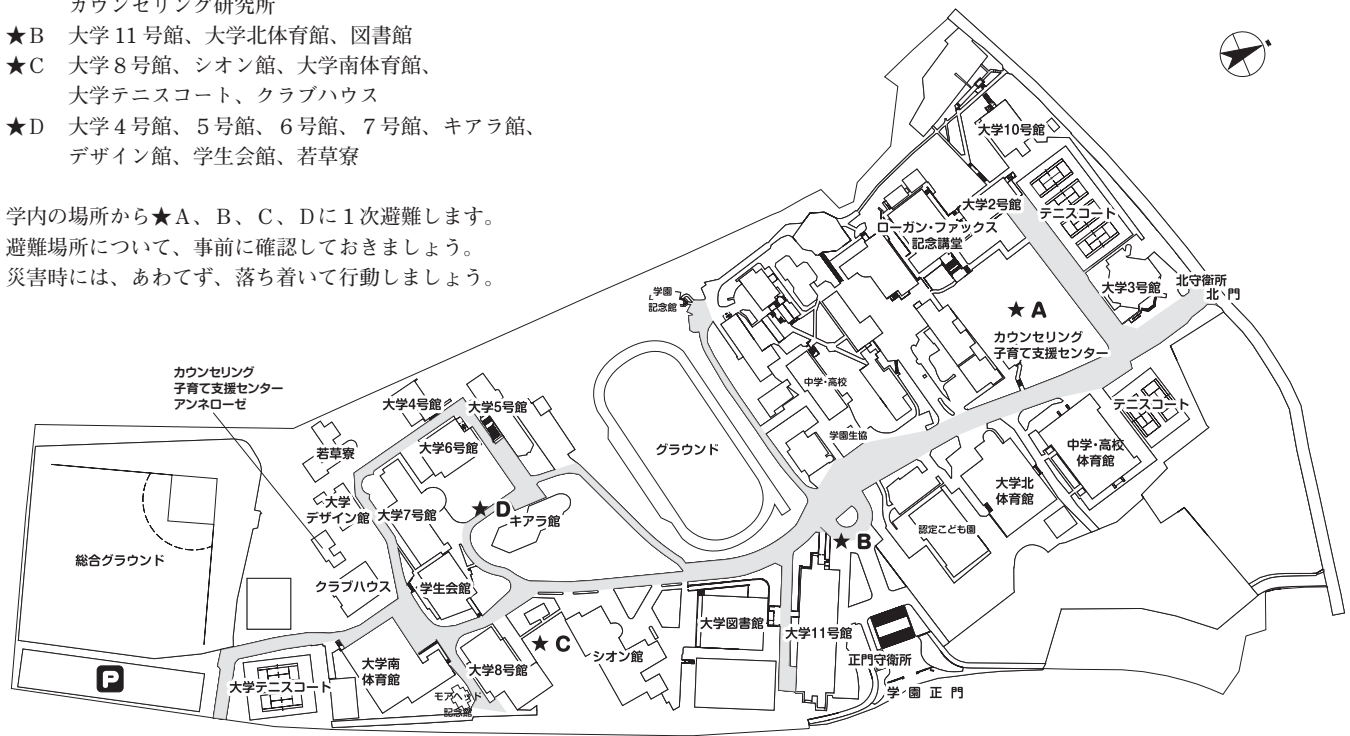
施設案内図及び教員研究室配置図

施設案内図および教員研究室配置図

■災害時指定 1 次避難場所

- ★A 大学2号館、3号館、10号館、
カウンセリング研究所
- ★B 大学11号館、大学北体育館、図書館
- ★C 大学8号館、シオン館、大学南体育館、
大学テニスコート、クラブハウス
- ★D 大学4号館、5号館、6号館、7号館、キアラ館、
デザイン館、学生会館、若草寮

学内の場所から★A、B、C、Dに1次避難します。
避難場所について、事前に確認しておきましょう。
災害時には、あわてず、落ち着いて行動しましょう。



○地震発生時

- ・まず自分自身の身を守ってください。
- ・冷静に対処しましょう。
- ・揺れが沈静化するまでその場で待機してください。
- ・衣類や持ち物で頭を覆い、落下物から身を守ってください。
- ・窓際から離れ、机の下などにもぐり、身を守ってください。
- ・ドア付近の学生はドアを開放して、出口を確保してください。
- ・窓ガラスの飛散を防ぐため、カーテン・ブラインドを閉めてください。

○原子力災害発生時

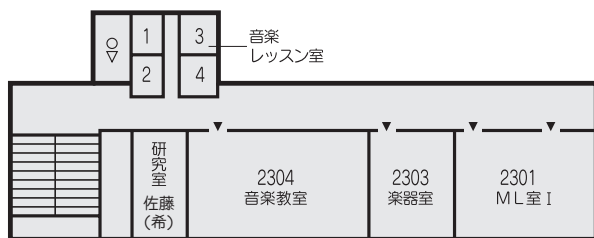
- ・建物（できればコンクリート製）に入り、ドアを閉めてください。
- ・窓を閉めてください。
- ・エアコン・換気扇を止めてください。
- ・カーテンは開けてください。

○地震がおさまったら…

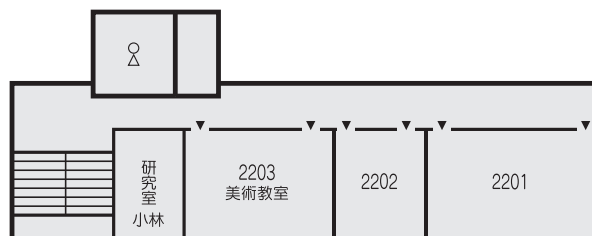
- ・屋外退避の避難指示放送がなかった場合は、授業を再開します。
- ・屋外退避の避難指示放送があった場合は、指定避難場所へ避難します（1次避難）。
- ・余震に十分気をつけましょう。
- ・出口に殺到しないでください（前後のドアを利用）。
- ・障害者や負傷者の避難をサポートしてください。
- ・上下階への移動は階段を使用してください。
- ・移動の際は、姿勢を低く保ちましょう。
- ・エレベータは使用しないでください。
- ・全員の退出を確認するので、グループから離れないでください。

● 2号館

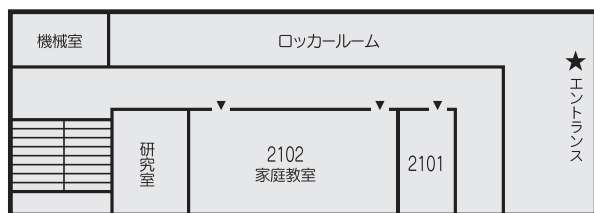
〈3階〉



〈2階〉



〈1階〉

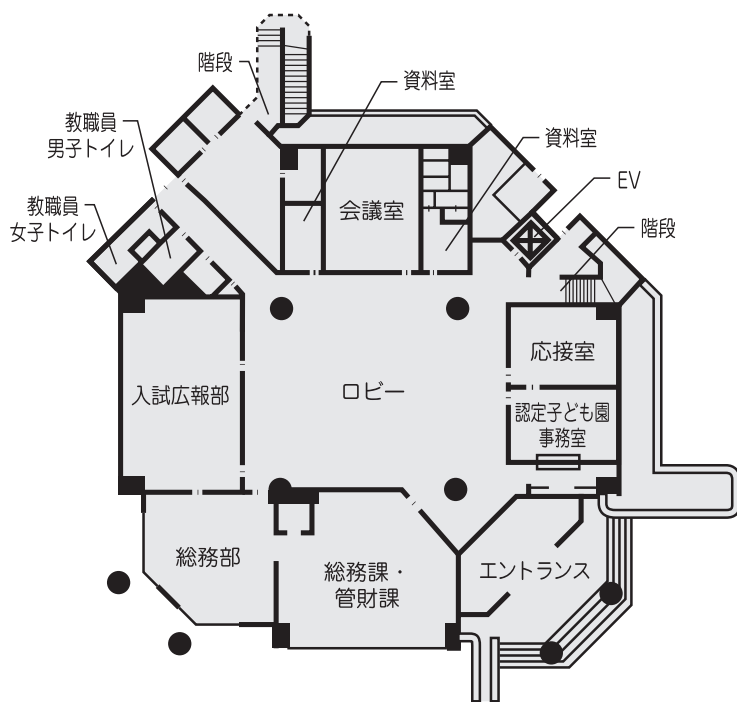


★ AED（自動体外式除細動器）設置

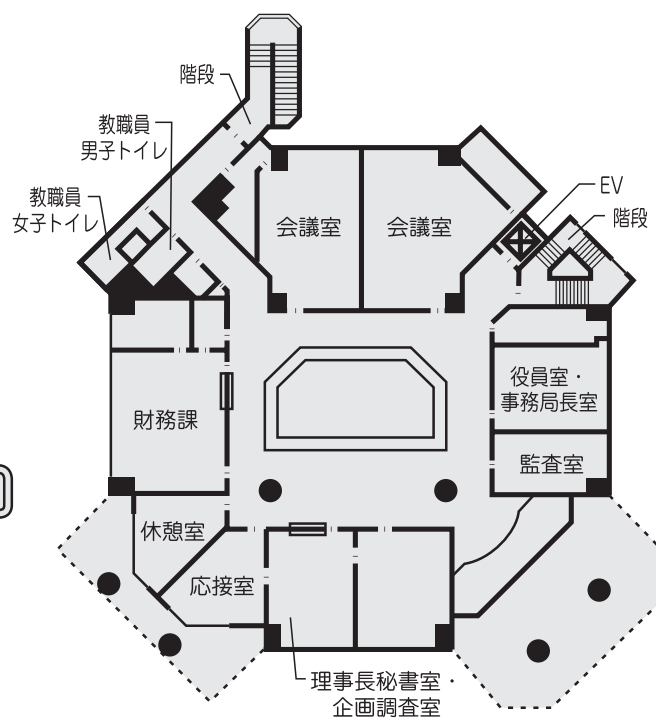
♀ 女子トイレ ▲ 入口 ♂ 男子トイレ ■■■ 階段

● 3号館

〈1階〉



〈2階〉

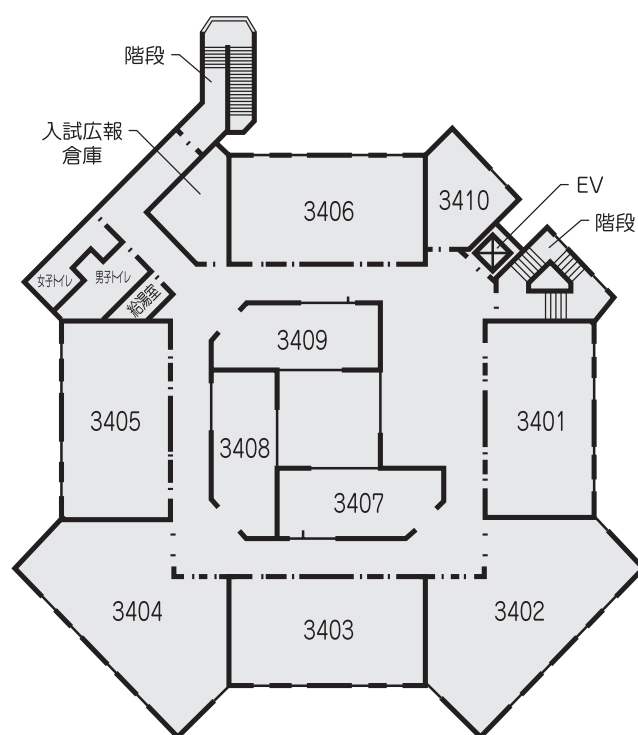


●3号館

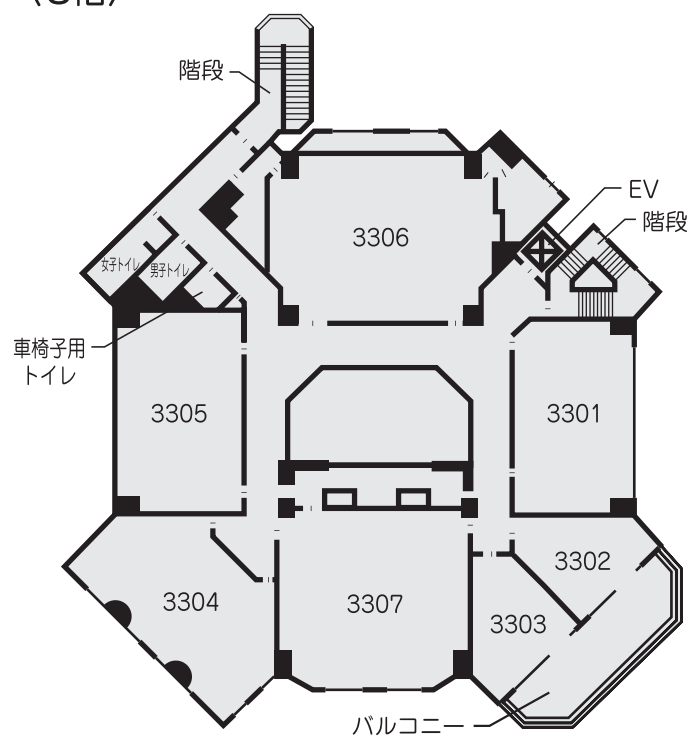
〈5階〉



〈4階〉

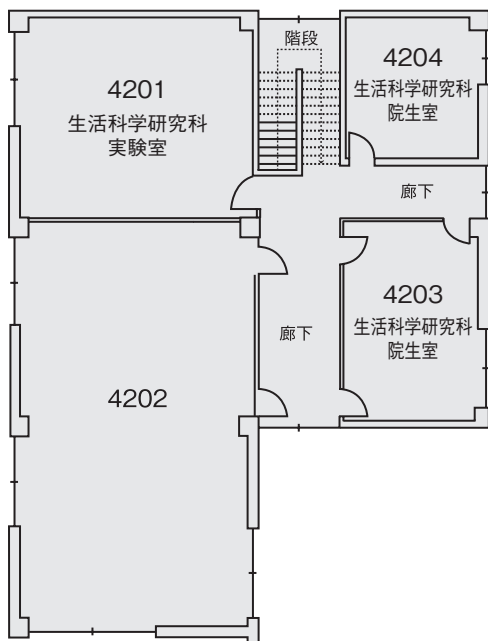


〈3階〉

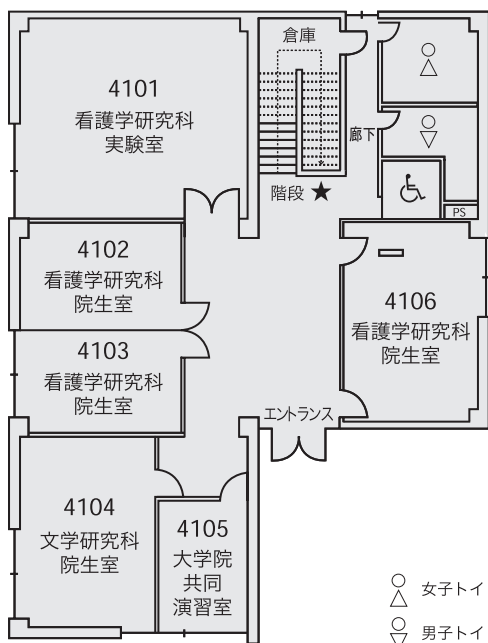


● 4号館

〈2階〉



〈1階〉



★ AED（自動体外式除細動器）設置

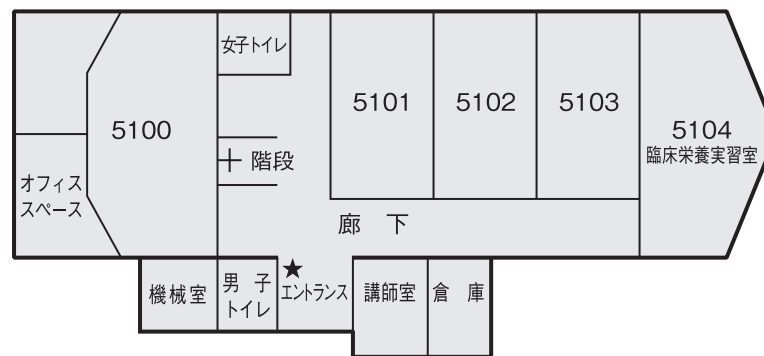
○ 女子トイレ
△ 男子トイレ
▽ 男子トイレ
♿ 車椅子用トイレ

● 5号館

〈2階〉



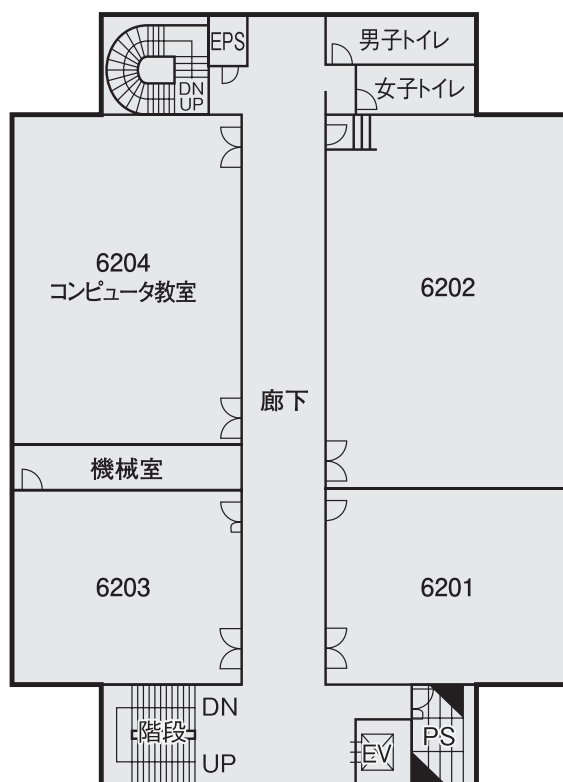
〈1階〉



★ AED（自動体外式除細動器）設置

● 6号館

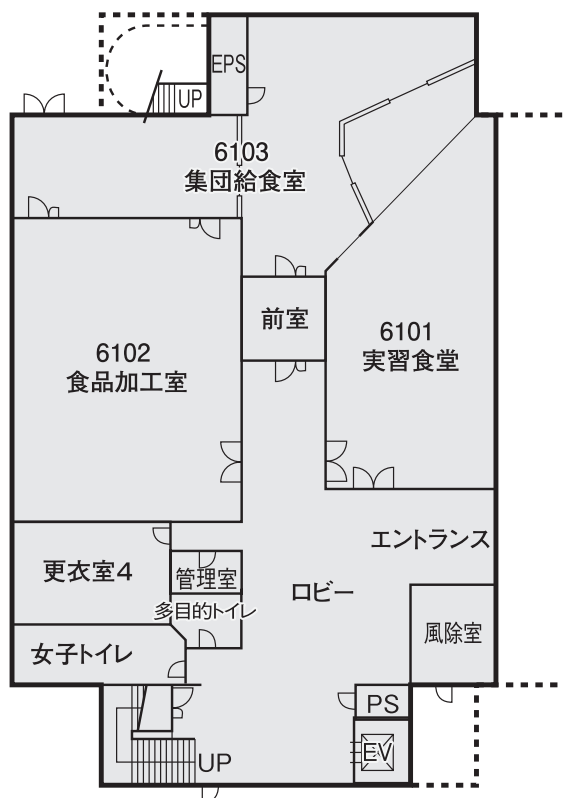
〈2階〉



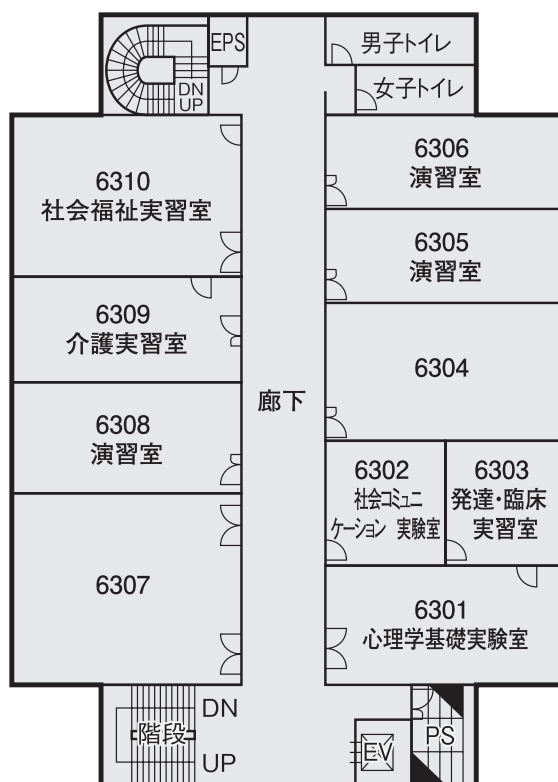
〈4階〉



〈1階〉

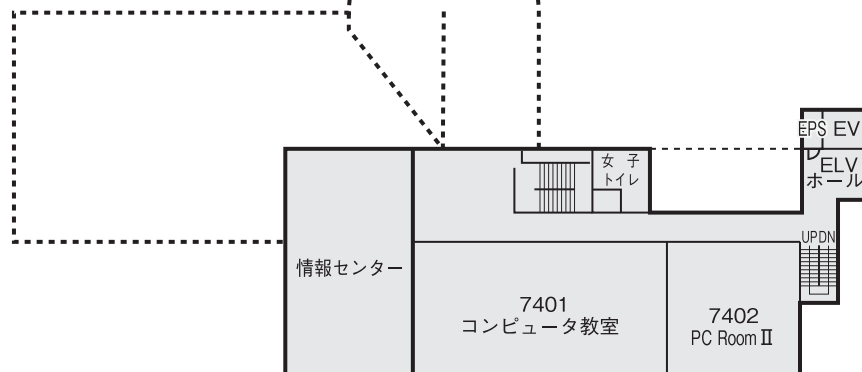


〈3階〉

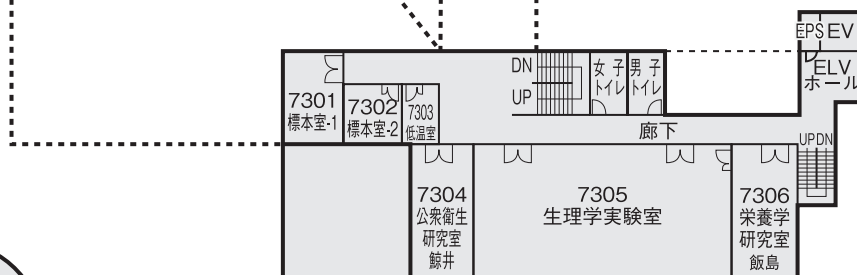


● 7号館

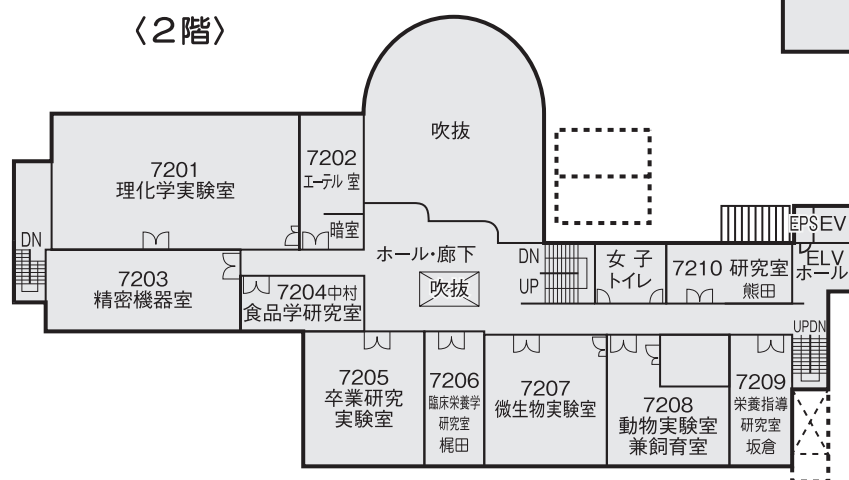
〈4階〉
(情報センター)



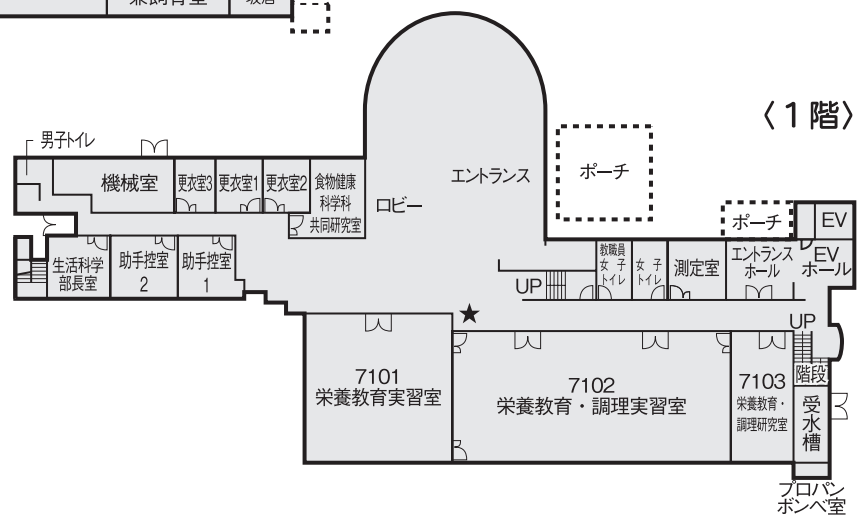
〈3階〉



〈2階〉

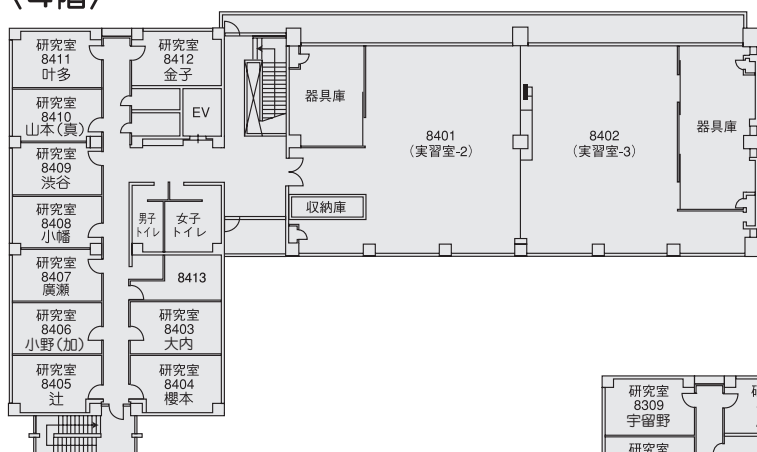


〈1階〉

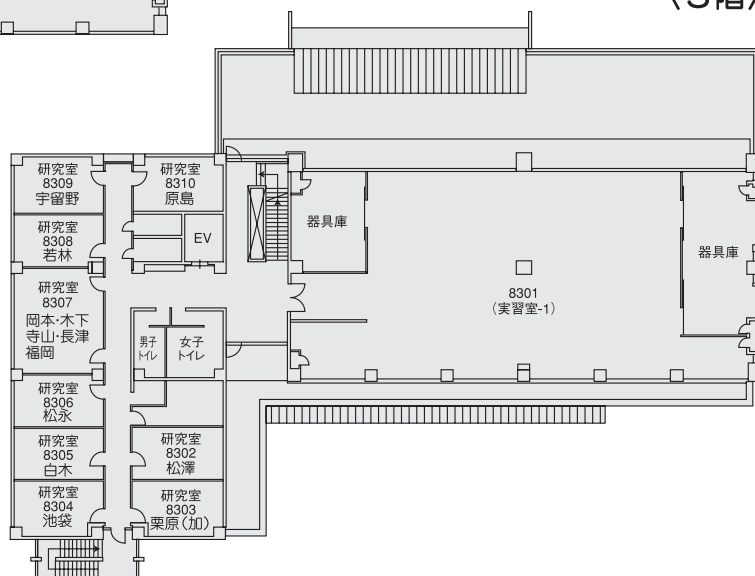


● 8号館

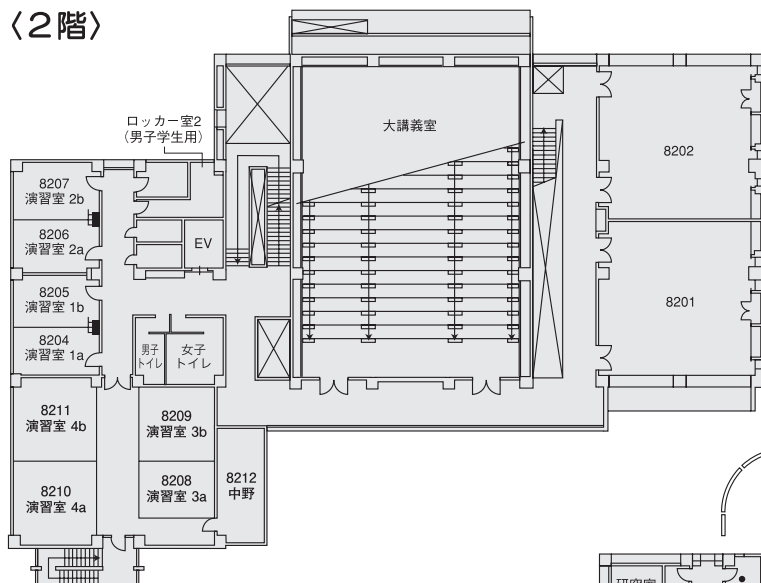
〈4階〉



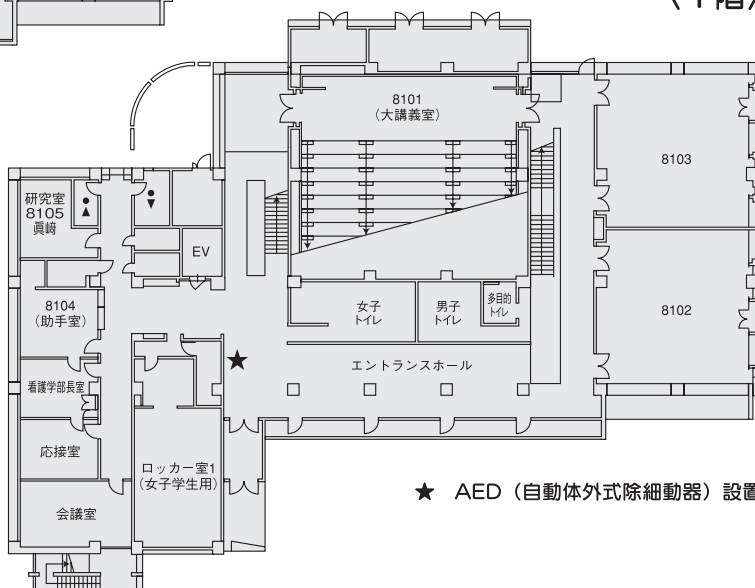
〈3階〉



〈2階〉



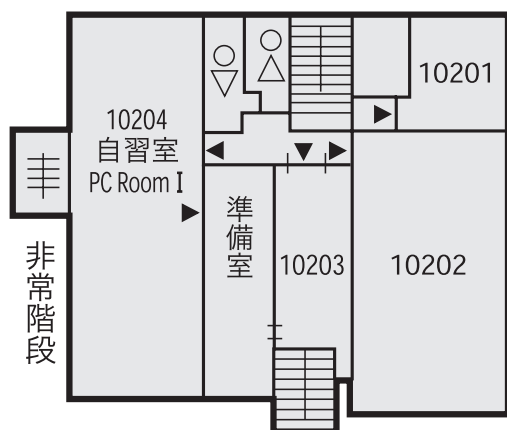
〈1階〉



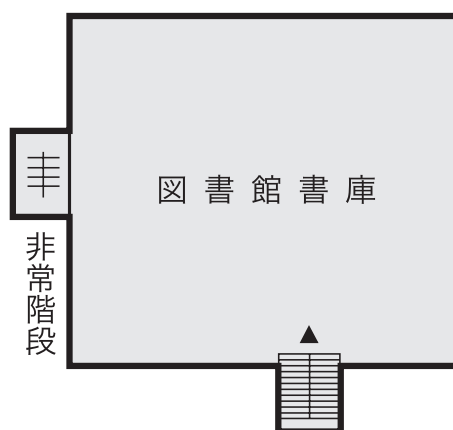
★ AED (自動体外式除細動器) 設置

●10号館

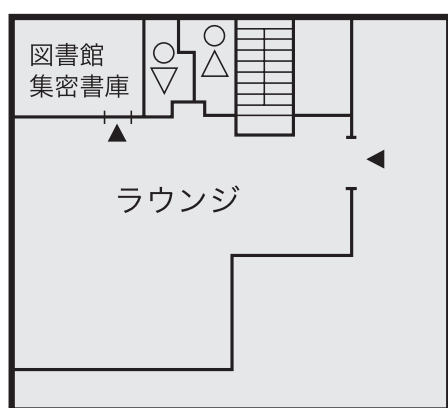
〈2階〉



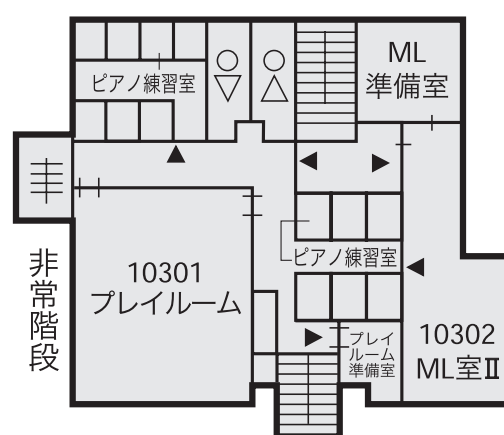
〈4階〉



〈1階〉



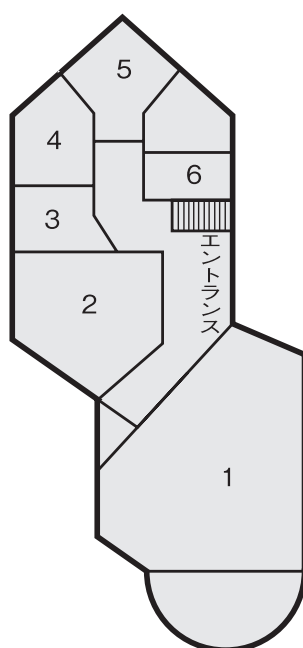
〈3階〉



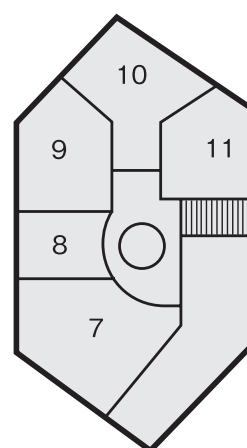
○△ 女子トイレ
○▽ 男子トイレ

●キアラ館

〈1階〉



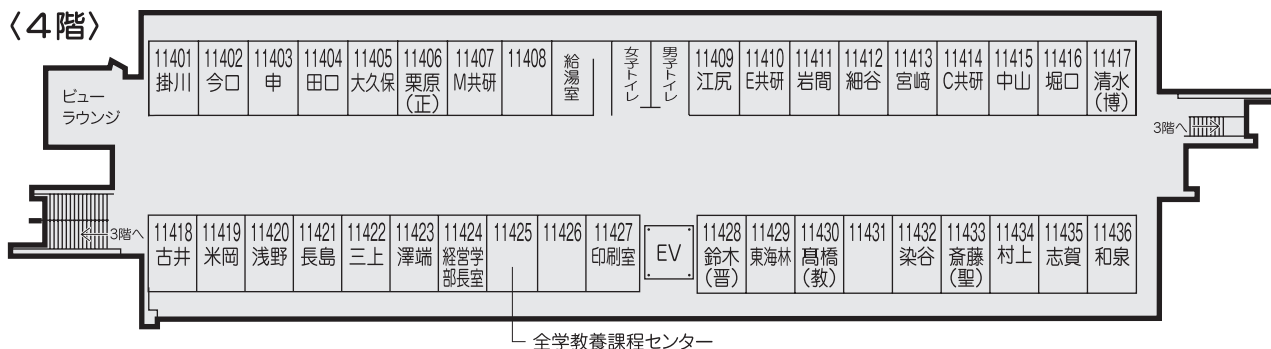
〈2階〉



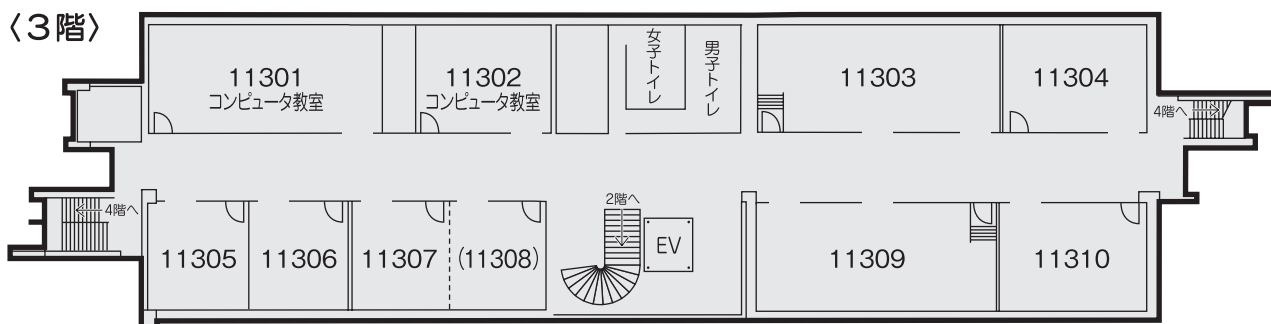
- 1 礼拝堂
- 2 キリスト教センター事務室
- 3 チャプレン室
- 4 リエゾン・オフィス
- 5 アリーナ
- 6 男子トイレ
- 7 資料センター
- 8 メディテーション・ルーム
- 9 総長室
- 10 アッパー・ルーム
- 11 女子トイレ

●11号館

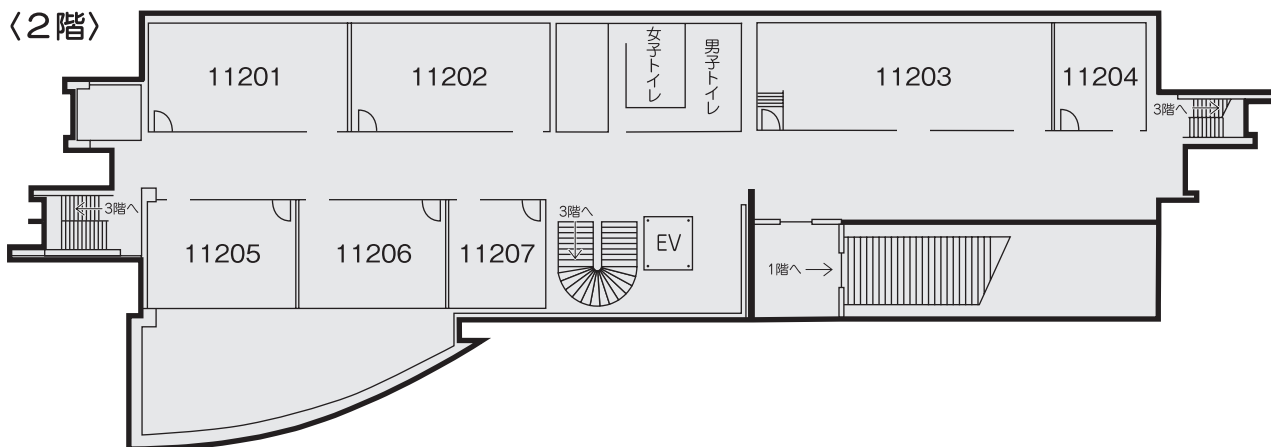
〈4階〉



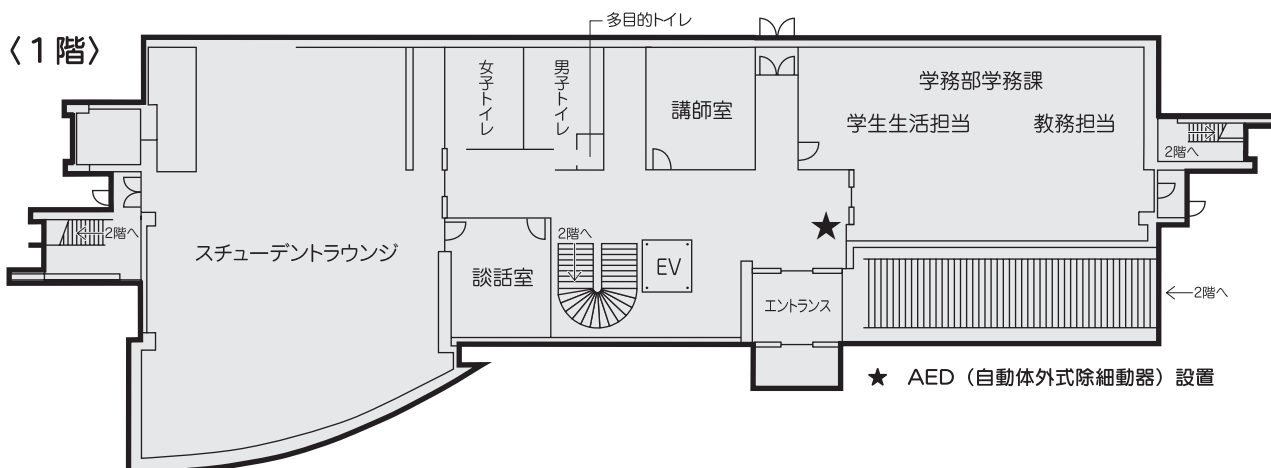
〈3階〉



〈2階〉

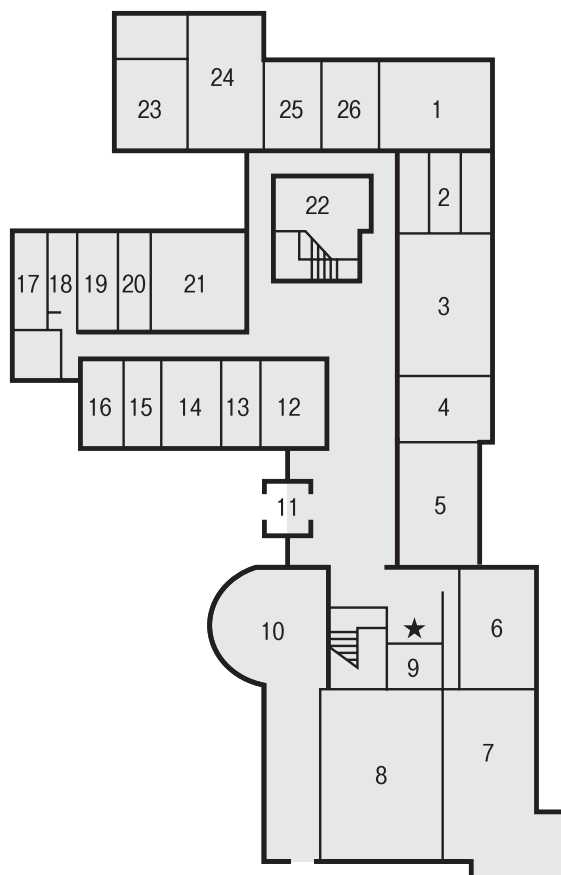


〈1階〉

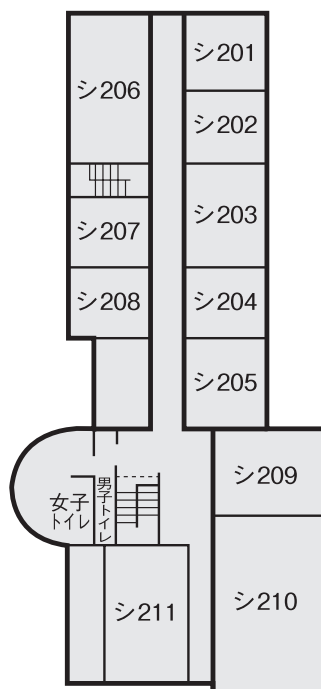


●シオン館〈1階〉

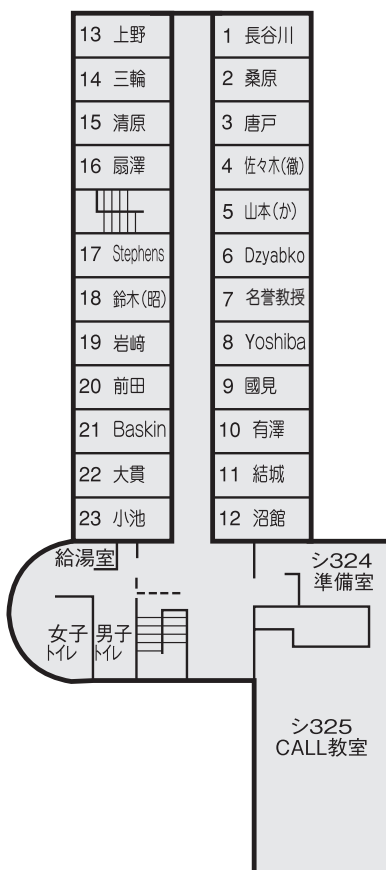
- 1 学長室
- 2 キャリア支援センター（相談室）
- 3 キャリア支援センター
- 4 キャリア支援センター資料室
- 5 庶務課
- 6 小会議室
- 7 地域・国際交流センター
- 8 ラウンジ
- 9 女子トイレ
- 10 ロッカー室
- 11 エントランス
- 12 応接室
- 13 講師室
- 14 学術研究センター
- 15 休憩室
- 16 清掃員控室
- 17 倉庫
- 18 職員更衣室
- 19 教職員女子トイレ
- 20 教職員男子トイレ
- 21 保健室
- 22 資料室
- 23 機械室
- 24 大会議室
- 25 文学部長室
- 26 副学長室
- ★ AED（自動体外式除細動器）設置



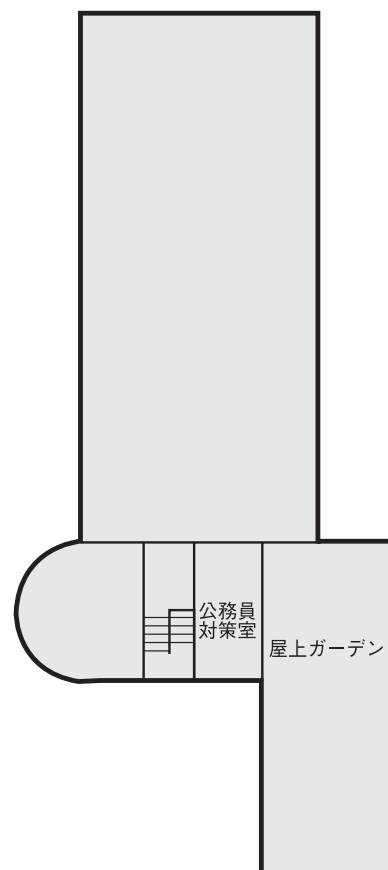
〈2階〉



〈3階〉

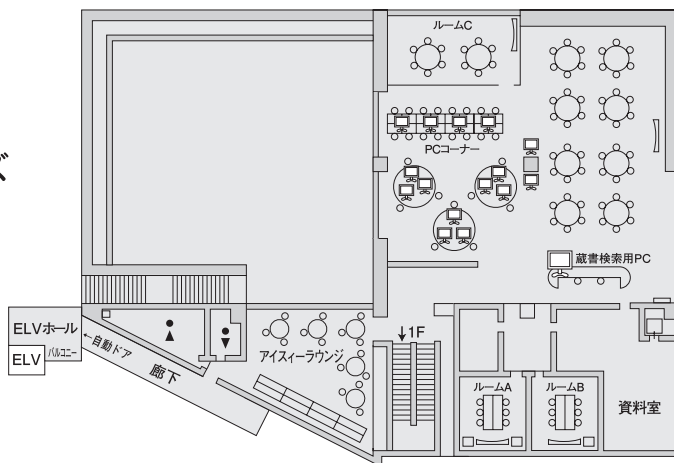


〈4階〉



●図書館

〈2階〉ラーニング・commons



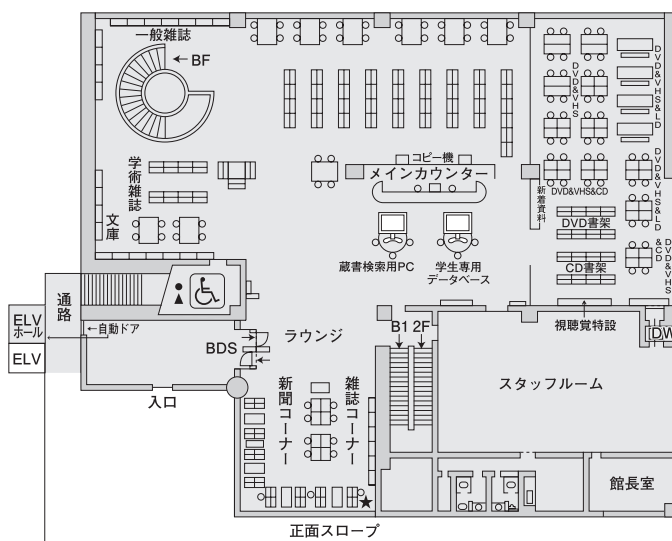
▲ 女子トイレ

▼ 男子トイレ

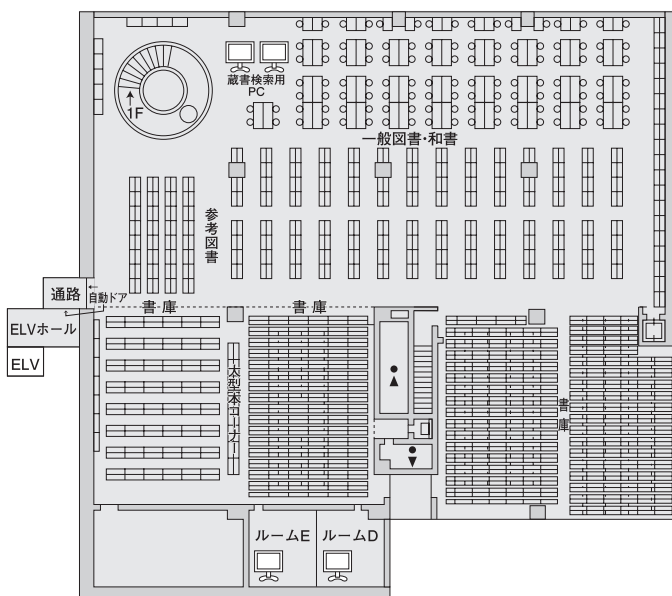
♿ 車椅子用トイレ

★ AED（自動体外式除細動器）設置

〈1階〉

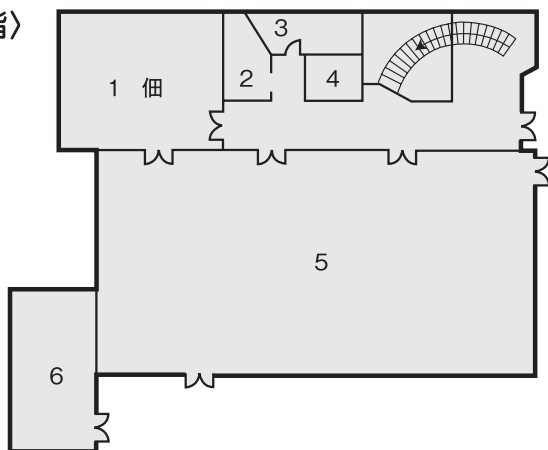


〈地下1階〉

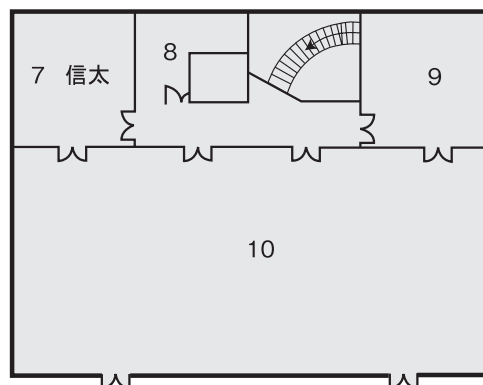


●デザイン館

〈1階〉

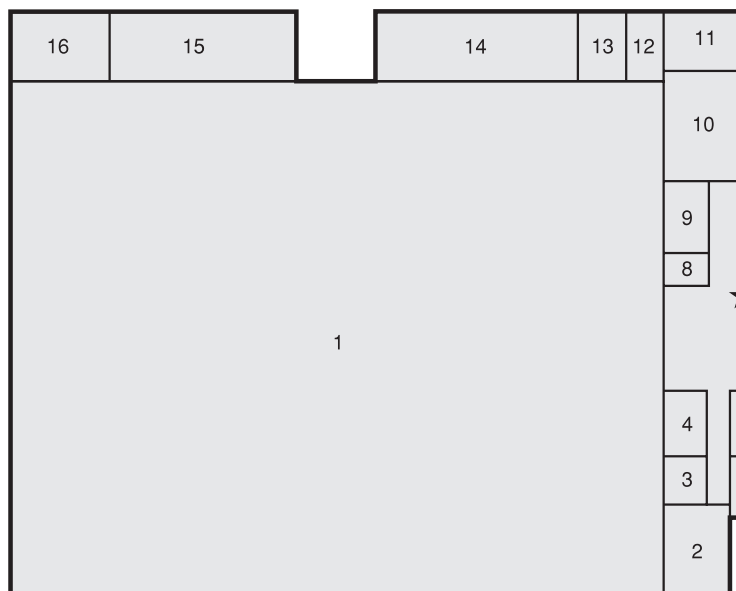


〈2階〉



- 1 研究室
- 2 男子トイレ
- 3 女子トイレ
- 4 倉庫
- 5 実習室1
- 6 電気炉室
- 7 研究室
- 8 倉庫
- 9 事務室
- 10 実習室2

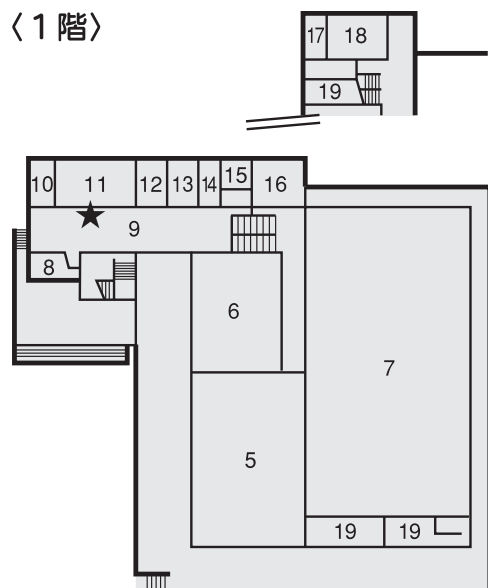
●大学北体育館



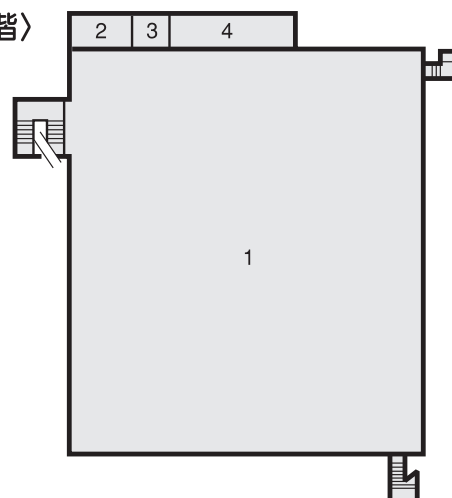
- 1 大フロアー
- 2 男子ロッカールーム
- 3 男子シャワールーム
- 4 男子トイレ
- 5 救護室
- 6 管理室
- 7 玄関・ホール
- 8 身障者用トイレ
- 9 女子トイレ
- 10 女子ロッカールーム
- 11 女子シャワールーム
- 12 機械室
- 13 放送室
- 14 教材用倉庫
- 15 厚生用倉庫
- 16 トレーニング室
- ★ AED（自動体外式除細動器）設置

●大学南体育館

〈1階〉



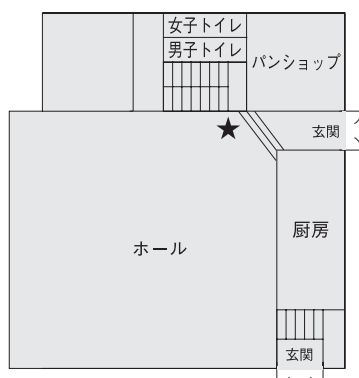
〈2階〉



- 1 2階大フロアー
- 2 女子更衣室
- 3 シャワー室・トイレ
- 4 教材・厚生倉庫
- 5 卓球室
- 6 講義室
- 7 テニスフロアー
- 8 玄関
- 9 ホール
- 10 救護室
- 11 体育教員室
- 12 研究室
- 13 研究室
- 14 シャワー室
- 15 男子トイレ
- 16 女子トイレ
- 17 シャワー室
- 18 男子更衣室
- 19 倉庫
- ★ AED（自動体外式除細動器）設置

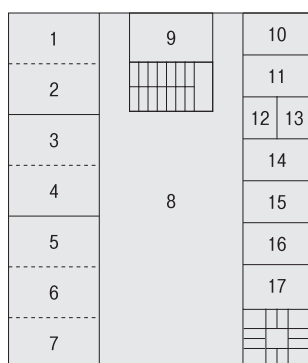
●学生会館

〈1階〉



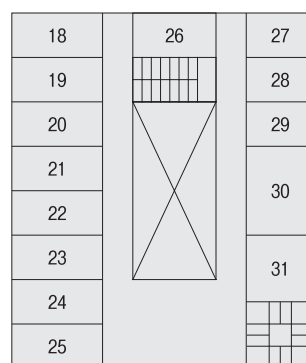
★ AED（自動体外式除細動器）設置

〈2階〉



- | | |
|------------|----------|
| 1 宿泊室 (21) | 11 女子トイレ |
| 2 " (22) | 12 湯沸室 |
| 3 " (23) | 13 洗濯室 |
| 4 " (24) | 14 洗面所 |
| 5 " (25) | 15 脱衣室 |
| 6 " (26) | 16 シャワー室 |
| 7 " (27) | 17 浴室 |
| 8 吹抜ホール | |
| 9 機械室 | |
| 10 倉庫 | |

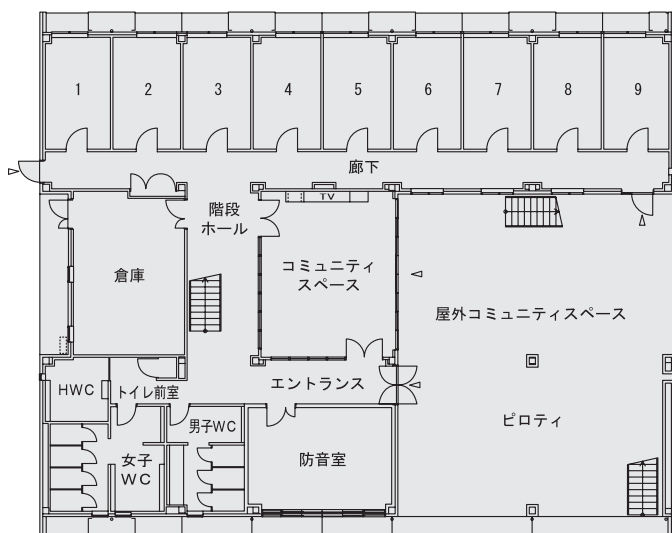
〈3階〉



- | |
|-----------------|
| 18 教職員用宿泊室 (31) |
| 19 " (32) |
| 20 " (33) |
| 21 宿泊室 (34) |
| 22 " (35) |
| 23 " (36) |
| 24 " (37) |
| 25 " (38) |
| 26 倉庫 |
| 27 湯沸室 |
| 28 洗面所 |
| 29 女子トイレ |
| 30 会議室 |
| 31 屋上庭園 |

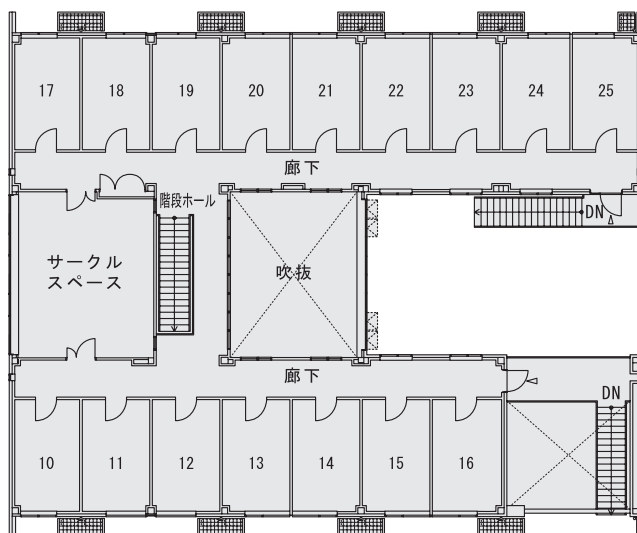
●クラブハウス

〈1階〉



- | |
|-------------|
| 1 バスケットボール部 |
| 2 風まかせの唄 |
| 3 茶道部 |
| 4 ICメディア編集部 |
| 5 極真空手部 |
| 6 バドミントン部 |
| 7 軟式野球部 |
| 8 バレーボール部 |

〈2階〉



- | | |
|-----------------|-------------|
| 10 美術部 | 19 Futsal 部 |
| 11 エレキテル B.B.F. | 20 シネマ研究会 |
| 12 写真部 | 21 児童文化研究会 |
| 13 軽音楽部 | 22 ソフトテニス部 |
| 14 rongorongo | 23 華道部 |
| 15 学園祭実行委員会 | 24 合唱団 |
| 16 学生自治会 | 25 クラブ連合委員会 |
| 17 吹奏楽団 | |
| 18 硬式テニス部 | |

＜＜台風・暴風雨の接近等に伴う対応指針＞＞

茨城キリスト教大学教務委員会

- (1) 常磐線が台風・暴風雨等の理由によって大甕駅を含む区間において運行停止となった場合の授業実施については、次の通りとする。
 - イ) 当日6時の段階で運行停止となっている場合、1・2時限の授業を休講とする。
 - ロ) 当日9時の段階で運行停止となっている場合、3時限以降の授業も休講とする。
- (2) 茨城県北部（県央地域・県北地域）に「特別警報」「暴風警報」等が発令された場合の授業実施については、次の通りとする。
 - イ) 当日6時の段階で警報が発令中の場合、1・2時限を休講とする。
 - ロ) 当日6時を過ぎ8時40分までの間に警報が発令された場合（発令中を含む）、1・2時限を休講とする。
なお、大甕駅を含む区間が計画運休となった場合には、(1)の指針にかかわらずイ)、ロ)の休講を指示することがある。
 - ハ) 当日9時を過ぎても警報が解除されない場合、3時限以降の授業も休講とする。
- 二) 授業実施中、茨城県地方に「暴風警報」等が発令された場合は、速やかに全ての授業等（サークル活動等を含む）を終了し帰宅することとする。
- (3) 定期試験実施日における取扱も上記の通りとする。
- (4) 上記の措置で休講となった授業・試験については、別途日程を調整のうえ代替の授業・試験を実施する。
- (5) その他、緊急の場合には学長の判断による。
- (6) 上記理由により授業が休講となる場合は、大学ホームページ上でその旨掲示する。ただしネットワーク障害、停電等生じた場合は掲示できないことがある。
- (7) 上記理由により授業が休講となる可能性が極めて高いと判断される場合は、大学ホームページ上の掲示に注意するよう、喚起することがある。
- (8) 学外実習等に関しては、別途指示が出される場合がある。

以上

＜＜地震発生時の対処法＞＞

【地震発生時】

- ① まず自分自身の身を守ってください。
- ② 冷静に対処しましょう。
- ③ 揺れが沈静化するまでその場で待機してください。
- ④ 衣類や持ち物で頭を覆い、落下物から身を守ってください。
- ⑤ 窓際から離れ、机の下などにもぐり、身を守ってください。
- ⑥ ドア付近の学生はドアを開放して、出口を確保してください。
- ⑦ 窓ガラスの飛散を防ぐため、カーテン・ブラインドを閉めてください。

【地震沈静後】

- ① (屋外退避の避難指示放送)の有無→放送なしの場合、授業を再開します。
- ② 放送ありの場合、指示に従って指定避難場所へ移動します。
- ③ 余震に十分気をつけましょう。
- ④ 出口に殺到しないでください。
（「前半分は前のドアから、後ろ半分は後ろのドアから出てください」等）
- ⑤ 障害者や負傷者の避難をサポートしてください。
- ⑥ 上下階への移動は階段を使用してください。移動の際は姿勢を低く保ちましょう。エレベータを使用してはいけません。
- ⑦ 全員の退出を確認するのでグループから離れないでください。

【避難場所への移動】

- ① 指定の避難場所へ避難しましょう。
- ② 衣類や持ち物で頭を覆い、落下物から身を守ってください。
- ③ 窓ガラスや外壁等の落下物に注意してください。
- ④ 地面の亀裂や陥没、隆起に注意してください。
- ⑤ 避難場所では教職員の指示に従ってください。

授業、事務手続き等

1. 授業時限と時間

授業は下記の時間割によって行われます。

時限	第2時限	昼休み	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限	第7時限
時間	10:20 ～ 11:50	11:50 ～ 12:40	12:40 ～ 14:10	14:20 ～ 15:50	16:00 ～ 17:30	17:40 ～ 19:10	19:15 ～ 20:45

2. 休講

授業担当者が公務等で授業ができない場合、その都度「IC-UNIPA」に掲示されます。1日1回は必ず「IC-UNIPA」を見るように心がけてください。

また、始業時より30分以上経過しても通知がない場合は、学務部または大学夜間窓口にお問い合わせください。

※ 休講・補講情報は、「IC-UNIPA」から確認できます。

大学公式サイト : <https://www.icc.ac.jp/>

携帯電話用ポータルサイト : <http://up.icc.ac.jp/>



○証明書交付について

成績証明書、教員免許状取得見込証明書、修了見込証明書、健康診断書、在学証明書は、証明書自動発行機で即時発行が可能です。その他の証明書交付希望にあたっては、該当窓口に応じ込んでください。

窓口経由の証明書につきましては、交付希望の2日前迄に応じ込んでください。

なお、交付日より3ヶ月を経過しても引き替えのない証明書は無効とします。

●証明書一覧

窓 口	種 類	手数料	発 行
学務部	成績証明書	400円	証明書自動発行機
	学位授与(修了)証明書	400円	※
	修了見込証明書	400円	証明書自動発行機
	教員免許状取得見込証明書	400円	証明書自動発行機
	(英文)成績証明書	1,200円	※
	(英文)学位授与(修了)証明書	1,200円	※
	健康診断書	300円	証明書自動発行機
	在学証明書	300円	証明書自動発行機
	学生証再交付願	1,500円	※
キャリア支援 センター	推薦書	400円	※
	人物調査書	400円	※

※証明書自動発行機で手数料を支払い、発行された申請書を持って該当窓口に応じ込む。



〒319-1295 茨城県日立市大みか町6-11-1
TEL 0294-52-3215(代表)